

東京土建一般労働組合

2022年度 第8回 中央執行委員会 議案

[日時] 2022年11月1日 (火)

[会場] けんせつプラザ東京

[議長] 渡辺中央副執行委員長

- 中央執行委員長あいさつ
- 来賓あいさつ
全建総連：奈良書記次長、松尾社保対部長
東京地評：白滝副議長
- 中執会議の成立
中央執行委員と常任執行委員会の役員 76人中_____人の出席で成立
常任中執待遇・中執待遇 22人中_____人、会計監査、本部書記が参加
- 議 題
はじめに 第8回中執にあたって
第1項 情勢の概要および重点課題の到達と課題
第2項 秋の拡大月間の結果と年内の組織建設
第3項 重点課題の補足報告と方針の補強、集会・会議など
第4項 各分野、各専門部から当面の行動提起ほか
第5項 機関活動および協議事項

はじめに 第8回中執にあたって

小番書記長

(1) 前回中執以降の主な取り組み

前回中執では、秋の拡大月間後半の拡大目標達成と年間増勢へ転換する対策を中心議題として、さらに秋の産業対策・税と社会保障制度拡充運動を軸にした建設アクション運動の到達を発展・連動させ、「秋の大運動3つの運動課題」をさらに具体化して年末までを見越した方針提起をしました。

拡大月間中間の意思統一としては、第7回中執において「全都拡大推進委員会」を各支部の役員・書記局もリモート出席し、月間目標達成と組織増勢に向けた意思統一を行ないました。各支部でも中間決起集会を大きく取り組む支部も増え、多くの仲間が目標に向けた組織運動の意思統一が広がりました。

建設アクション運動では、全都自治体要請の中間総括を行ない、原油価格・物価高騰対策を中心とした取り組みをすすめています。また、仲間の仕事と暮らしの実態をふまえた財務省・中小企業庁への要請行動を建設アクション実行委員会で行い、物価対策やインボイス撤回、給付制度の拡充など、仲間の要求を訴えました。さらに消費税減税およびインボイス導入中止を求める議員要請や署名活動などの大衆運動につなげてきました。大手企業交渉は13日・14日中心に取り組み、仲間の声を反映させる行動として進めてきました。

国保予算要求闘争では、年末の大詰めに向けてのハガキ要請や都議会賛同署名など運動提起を、建設アクション運動と連携し、仲間の命と仕事・生活での現状をふまえた対策と、医療・社会保障後退局面での大衆運動を強化し、月間行動での対話相談、群や分会での仲間の現状の聞き取りを秋の大運動の中で徹底してきました。

月間・年間拡大数は10月24日登録で●●●●人に達し、その後月内までの1週間、目標達成に向け月間最終盤の連日行動に取り組みました。(最終結果は別紙組織部提案にて)

1. 諸行動および諸会議：小番書記長

(1) 前回の中執以降の主な経過

1) 全建総連大会：第63回定期大会(10月19日～21日、徳島県徳島市)

全建総連は第63回定期大会は「組織拡大・CCUS推進で、物価上昇を上回る賃金・単価引き上げを実現しよう」をメインスローガンに3年ぶりに徳島市で開催され、50県連・組合から1152人(東京土建141人)が参加しました。全体会では、千葉常任中執がコロナ禍で仲間に寄り添う活動「建設アクションの取り組み」について発言。2日目の分科会でも東京土建選出の代議員から活発な意見と活動報告がおこなわれ、大会成功の一翼を担いました。

新年度役員には中西孝司委員長(香川建労)、勝野圭司書記長(秋田建労)をはじめ、東京土建からは副委員長に中村隆幸委員長、書記次長に奈良統一特別中執、専従役員に松尾慎一郎特別中執、中央執行委員には第6回中執で確認された役員が選出されました。

久々に宿泊を伴う大会で至らぬ点もありましたが、大会に参加された代議員の皆さまお疲れさまでした。次期64回大会は群馬県高崎市で開催されます。

2) 第33回なくせじん肺全国キャラバン行動 (10/5・25・26)

じん肺・アスベスト被害の根絶を求め「なくせじん肺全国キャラバン」が同実行委員会の主催で1990年から行われ、今年33回目となっています。

10月5日は、朝から東京労働局との交渉があり、東京土建からは労働対策担当中執・本部担当書記が参加しました。昼からはキャラバン出陣行動として新宿駅西口地下通路で64人(うち東京土建55人)の仲間で宣伝行動、チラシ・ティッシュを配布し、駅利用者が原告や役員の訴えに耳を傾けていました。出陣行動終了後、東京都産業労働局へ原告・事務局も参加し要請行動を行いました。

10月25日の東京集結行動は、お昼の厚労省前での宣伝行動に200人(うち東京土建50人)が参加し、じん肺・アスベストの被害についてうたえました。午後からは衆議院第一議員会館大会議室に移動し「建物改修解体問題シンポジウム・集結集会」を開催。川口労働対策部長が「解体工事現場の事前調査と状況」について報告を行っています。

翌26日は、「請願デモ」を行いました。日比谷公園霞門から出発し、200人(うち東京土建95人)の仲間が大声でシュプレヒコール。スローガンである「あやまれ！ つぐなえ！ なくせ！ じん肺アスベスト被害」を唱和しました。衆参議員面会所で国会議員へ署名を手渡し、旧永田町小学校前まで行進しました。なお、経産省、環境省、国交省、厚労省へも交渉を行っており、東京土建から役員・事務局が参加しています。

3) 第49回東京社保学校

10月15日けんせつプラザ東京で開催し、138名の参加(WEB含む)がありました。全世代型社会保障制度改革の本当の目的や民営化された都立病院の現状について学習、また生活困窮者支援活動や新生存権裁判の生活保護の課題などそれぞれの分野での活動・経験交流を行い、今後の社会保障運動強化について意思統一を行いました。

4) 「#いのちを守る 医療・社会保障を立て直せ！ 10・20総行動」

日比谷野音で開催し、全体で約1100人(WEB含む・うち東京土建31支部122人)の参加。トークショーではお笑い芸人・Youtuberのせやろがいおじさんが沖縄の基地問題について笑いを交えながら現状を訴え、その後リレートークで、医労連、民医連などから医療従事者の苦しい現状と、その改善のための社会保障制度の充実を訴えました。

(2) 各種行動

1) 社会保障拡充 築鴨地蔵通り入口宣伝(10月14日)

参加30人(東京土建 15支部17人) 署名60筆 ティッシュ800個配布

2) 第13回横田市民交流集会「映画と講演のつどい」

10月22日に米軍基地問題を映画と講演で学ぶ、横田市民交流集会に29支部176人が参加しました。沖縄など南西諸島へのミサイル基地配備の問題についての映画と、新外交イニシアティブ代表の猿田佐世さんの東アジアにおける平和づくりについての講演で学習しました。

3) 消費税減税・インボイス中止を求める全国会議員 要請行動(消費税廃止各界連絡会主催)

10月25日(火)に消費税減税とインボイス中止を求める要請行動に東京土建から24人が参加し、国会議員へ要請をおこないました。

4) 平和関係: 地域宣伝行動(9月)

平和宣伝は15支部49団体280人(東京土建129人)が参加。署名105筆、チラシ2942枚を配布。

5) 増税反対: 地域宣伝行動(9月)

全都20カ所、19支部253人が参加。署名140筆、チラシ3542枚、ティッシュ5072個を配布。

(3) 署名等の集約状況

1) 消費税率引き下げを求める署名運動

目標: 22万8000筆(組織人員の2倍)、到達: 8万8107筆(到達率38.6%)

2) 9条改憲No全国市民アクション「憲法改悪を許さない全国署名」

目標: 組織人員数、到達2万7930筆(到達率77.8%)

3) ふるさとを返せ津島原発訴訟公正判決署名

目標: 3万2000筆(組織人員30%)、到達: 1万3951筆(到達率41.8%)

4) 原発事故被害・いわき市民訴訟 国の責任を断罪する判決を求める署名

7支部120件の団体署名を集約しました。

(4) 今回中執の要点

秋の拡大月間の結果概要の報告と運動の教訓と、建設アクションの運動到達をしっかりと運動させ年末に向けての運動発展を期します。運動の前進面・課題点を討論し、年間増勢へ組織運動を提起します。とりわけコロナ被害、物価高騰による仲間の仕事と暮らしの状況や、それに対する要求運動の到達と成果を明確にした総括と、今後の運動提起を来年の運動にどうつなげるか、非常に重要な期間となります。10月に提起した年末に向けた3つの運動課題の補強と、情勢と経済動向、建設産業情勢をふまえた、運動方向を示していきます。

建設国保予算要求運動も大詰めになります。最後まで全ての仲間にハガキ要請の意義と目標数へのとりくみを徹底し、予算要求集会を成功させます。

2. 財政報告

(1) 9月度財政報告: 丸山副委員長/財政部長

(2) 会計監査報告: 穴澤会計監査

第1項 情勢の概要および重点課題の到達と課題

その1. 情勢の特徴:小番書記長

情勢概要

地域経済再生と国民生活向上に向けた抜本的政策を

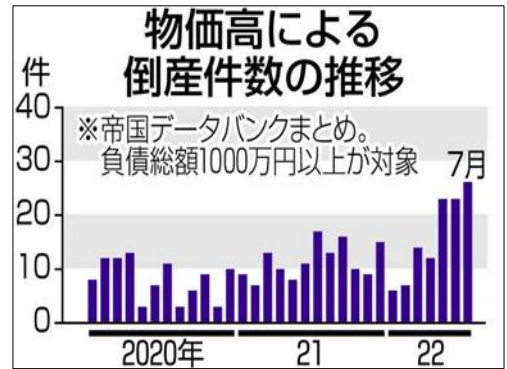
今、物価高騰が中小企業に襲いかかり、返済に窮し倒産に追い込まれる中小企業が急増していることが危惧されています。コロナ危機のもと、積み上がった債務の返済に行き詰まる企業が増える事態に、「国の責任」「国の支援」がまさに求められています。

しかし実態は、債務の軽減・免除・返済猶予などに必要な財政的支援を行っているとは言えません。重大な問題です。

コロナ禍、物価高騰に加え、この中小企業過剰債務問題は、中小事業者の困難にとどまるものではなく、地域経済の担い手としての存亡にかかわる問題でもあります。それは融資の貸し手である信用金庫など、地域金融機関の経営にも重くのしかかる問題でもあります。

20年以上続く経済停滞、リーマンショック、コロナ危機、物価・資材原材料高騰と、そんな逆風の中で必死に生き抜いてきた中小企業に対する政府の対策は、自己責任論を根に据えたあまりにもぜい弱なものです。「生産性が低い」「中小企業は半分でいい」など、中小企業淘汰論が根底にあり、コロナ禍での持続化給付金の打ち切りの経緯からも明白です。

まさに日本経済、国民生活を崩壊させうるこの間の政策の抜本的転換の必要性が示唆され、その転換により地域からの経済再生の道が開かれます。



異常円安の容認と示せない具体的対策

「国民の声を真摯に受け止め、丁寧な対話を大切にしていく」岸田首相は10月3日の所信表明演説で、「円安のメリット」を生かした政策対応をとると述べて異常な円安を容認しました。物価高騰による仕事と暮らしに困窮する「国民の声を真摯に受け止める」姿勢があるとは言えません。首相は「経済的環境や世代などにより生じる格差、分断が大きくなっている」と間接的に負の部分に触れましたが、アベノミクスの検証は素通りです。物価高の要因となっている円安を加速させている異次元金融緩和政策に対しても一言も触れていません。物価高の原因を直視した対策こそ政治の役割です。

岸田首相は「円安のメリット」を生かす政策として、インバウンド需要を見込んだ外国人旅行者の受け入れ拡大や、日本企業の国内回帰などを挙げました。こうした政策をとっても、物価高の被害を受ける中小企業と国民を救うことになりません。

8月の消費者物価は、消費税増税の影響があった月を除けば30年11カ月ぶりの大幅上昇。そして9月では31年1カ月ぶりの上昇率です。今の物価高騰はコロナ危機、ロシアによるウクライナ侵略といった世界的要因とともに、異次元緩和が進めてきた円安政策に大本があります。政府の「物価・賃金・生活総合対策本部」に内閣府が提出した資料は、円安の影響が7月時点で物価上昇要因の5割程度を占めていると指摘しています。この資料は、大企業が円安の為替差益で利益を確保し、経常利益が過去最高になる一方、中小企業が原材料高で減益になっていると説明しています。恩恵を受けているのは一部の大企業です。

賃金上がる構造に転換を

物価上昇に賃上げが追いつかず国民は困窮を深めています。長期にわたって賃金がほとんど上がらない状態の中、首相は「構造的賃上げ」を言いながら、具体策を示しません。低賃金の非正規雇用ばかりを増やした労働法制的規制緩和をただし、中小企業への抜本的支援と一体に、最低賃金を全国一律1500円以上に引き上げなければなりません。物価全体を引き下げのための消費税減税や事業者も消費者も苦しめるインボイスの撤回など、岸田政権はかたくなに拒む姿勢を改めるべきです。

大軍拡でなく平和外交を

憲法・平和の問題では、沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設の推進も「唯一の解決策」と正当化し、県民世論に逆らう立場をあらわにしました。大軍拡の問題でも、軍事対軍事の悪循環を加速する「敵基地攻撃能力(反撃能力)」保持や軍事費倍増など、岸田首相は軍事力の抜本的強化は必要と主張しています。軍事的緊張を高め、国民の命を脅かす大軍拡が平和への道筋なのか、東アジアの平和の環境をつくるため、憲法9条を生かした徹底的な外交努力が必要なのが問われています。

国会での解明を 五輪疑惑

岸田首相は五輪疑惑解明を検察任せにし、政府として動いていません。安倍元首相が招致運動の前面に立つなど政権が推進してきた問題で沈黙を続けるのは無責任であり、国内外で五輪への信頼は失墜しています。五輪汚職を解明し政治の責任を明らかにして、利権まみれの大会の闇を究明することは政治の役割です。

健康保険証 24年秋に廃止 国民不安を無視する強権ぶり

河野デジタル相が13日に発表した現在の保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化する方針は、国会審議もせず国民不安を無視した、強権極まりないものです。事実上の強制です。同カードに対しては、指紋の1000倍ともいわれる本人識別機能をもつ顔認証データを行政機関が網羅的に把握することによるプライバシー侵害の危険性や、医療機関ではシステム構築の強制にもなり、人手も費用も負担増になり混乱が予想され、専門家からさまざまな問題点が指摘されています。

(1) 政治・社会・国際

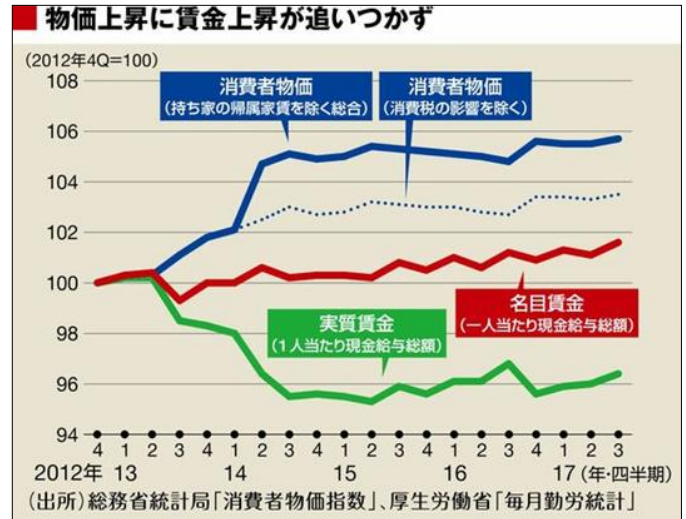
1) 内閣支持率下落続ける 世論調査、物価高騰で「生活に打撃」78%

共同通信社とNHKの世論調査の結果は岸田内閣の支持率は内閣発足以降の過去最低を更新し、各社で2割台から3割台に落ちています。統一協会をめぐる岸田首相や自民党の対応や物価高で多くの国民が打撃を受けている実態を示しています。

共同通信(10/8~9実施)調査では、食料品や日用品、光熱費などの物価高騰によって生活が「非常に打撃になっている」「ある程度打撃になっている」が計78.8%(共同)、物価高騰対策を「あまり評価しない」「まったく評価しない」が47%で「ある程度評価する」「大いに評価する」の計45%を上回っています(NHK)。

2) 岸田首相 所信表明 臨時国会召集

10月3日臨時国会が召集され、岸田首相が所信表明演説を行いました。安倍元首相の国葬強行や反社会的集団・旧統一協会と自民党との癒着などで岸田政権への国民の不信は高まる中でも首



相の演説は従来の説明を繰り返すだけで、批判に応えるものではありませんでした。物価高騰対策やコロナ対応も消費税減税など抜本的な政策へ転換する姿勢も見られません。

○国民のくらし優先から大企業優先へ政治姿勢を変化

岸田首相は「さまざまな意見を重く受け止め、今後に生かす」「説明責任を果たしながら取り組みを進める」と演説し、安倍元首相の国葬と旧統一教会の問題に言及はしましたが、抽象的に国民の声を「受け止める」と繰り返すだけで、国葬のあり方や旧統一教会と政治家の関係見直しなどの具体的な部分には触れませんでした。

演説からは、「分配」の言葉が消え、「成長と分配の好循環」が「賃上げの好循環」にすり替わり、大企業優先への政治姿勢に変化させています。1年前に演説で12回も繰り返した「分配」から、「賃上げが高いスキルの人材を引きつけ、企業の生産性を向上させ、さらなる賃上げを生む好循環」と力説するなど、分配に比べ民間主導を促すものとなっています。

また、1年前は触れなかった原発の再稼働、新型炉開発など原発推進の姿勢を鮮明にしたほか、改憲でも国会演説ではじめて「発議」に触れ、「国会でこれまで以上に積極的な議論を」と強調しました。同時に、「反撃能力」(敵基地攻撃能力の保有)に関しても、「検討を加速する」と明言するなど、改憲と軍事力増強を強調した演説となりました。

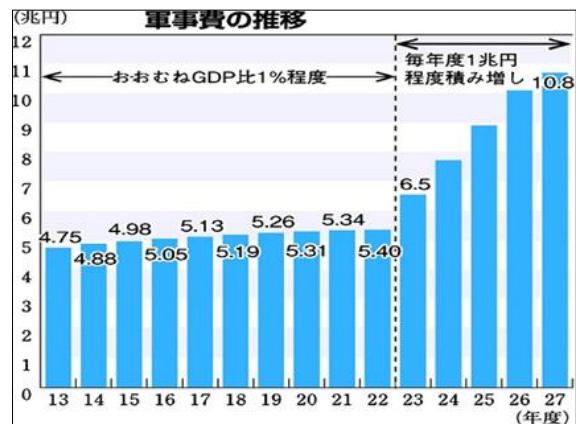
共同通信が行った10月8・9日の世論調査でも明らかのように、食料品などの引き上げが「打撃になっている」「ある程度打撃になっている」が計78.8%と、賃金が上がらないなかでの物価高騰に厳しい状況が示されたほか、国葬問題では「評価しない」「どちらかと言えば評価しない」が計61.9%。旧統一教会問題では、対応が「十分ではない」が81.2%と、国民は経済対策を求め、岸田首相の政治姿勢が大きく問われています。

3) 軍事費 現行1.6倍 NATO基準でGDP比2%に

政府・自民党内で軍事費を2023～27年度の5年間の総額で、現行の約1.6倍となる43.1兆円とする検討をすすめています。岸田首相は台湾有事への参戦を要求している米国に、軍事費の「相当な増額」を誓約しました。「敵基地攻撃能力(反撃能力)」導入を軸とした大軍拡です。

軍事費は第2次安倍政権発足の13年度以降、10年連続で前年度比を上回り、8年連続で過去最大を更新しています。22年度当初予算は約5.4兆円で国内総生産(GDP)比約1.09%ですが、政府・自民党内では、GDP比2%の国防支出を目標に掲げた北大西洋条約機構(NATO)基準を採用する声が強まっています。

NATO基準で算定した場合、防衛省以外で計上されている海上保安庁や内閣衛星情報センターの予算、旧日本軍の恩給費、遺棄化学兵器処理関連事業、国連平和維持活動(PKO)分担金なども含まれ、23年度には約6.5兆円に引きあがります。その後、全体で毎年度1兆円程度上乗せされ、27年度には約10.8兆円まで膨れ上がります。現在の予算規模で計算すれば、この時点でおおむねGDP比2%になります。さらに自民党や防衛省内からは、軍事費本体の「純増」を求める声も出ています。その場合、軍事支出はさらに膨れ上がり、社会保障費などへの深刻な影響は避けられません。



4) 有識者会議で国民生活ムシの防衛費予算の正当性と確保の論議をすすめる

政府が「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」の初会合を9月30日に開きました。敵基地攻撃能力の保有など個別の政策は主要議題とせず、岸田首相が会合で「総合的な防衛体制の強化を支える経済財政のあり方などについて論議いただきたい」と延べたことを受け、予算が議論

の中心となる見通しです。

また、年内に予定する「国家安全保障戦略」、「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」の3文書改定に向けた作業の一環で、数回の会合を経て12月上旬にも提言をまとめていくとしています。

防衛省は、10月20日の有識者会議で中長期目標を提示。5年後の27年に向けての中国を念頭に入れたスタンド・オフ・ミサイル開発、10年以内に、より飛距離・破壊力など先進的なスタンド・オフ・ミサイル開発や部隊配備を目指すとしています。

そのなかで、岸田首相がすすめるようとしている防衛費を現在の国内総生産(GDP)比1%から5年以内に2%以上に増額するよう求めていることに対して、自民党内からは国債発行で対応できると意見がある一方で、公明党は増税による安定財源の確保が求められているなど、難航する可能性も見受けられるなか、有識者から財源について「安易に国債に頼るのではなく、国民全体で負担することが必要」と、恒久財源の確保を求める意見が多数あがっています。年間5兆円を超える財源をめぐっては、これ以上の大幅な増税や社会保障費の削減は、国民の理解を得られるものではなく、「防衛国債」の発行をさせれば、憲法違反だけではなく、膨大な借金を積み重ねていくこととなります。コロナ禍、そして国民生活が困難な状況下で、国民の求める経済対策を無視した防衛費の強化は、正当性など理解を得られるはずもなく、政府は減税や社会保障、そして当初の「分配」に力を入れるべきです。

上山隆大	総合科学技術・イノベーション会議議員
翁百合	日本総合研究所理事長
喜多恒雄	日本経済新聞社顧問
国部毅	三井住友フィナンシャルグループ会長
黒江哲郎	元防衛事務次官、三井住友海上火災保険顧問
佐々江賢一郎	元外務事務次官、日本国際問題研究所理事長
中西寛	京大大学院法学研究科教授
橋本和仁	科学技術振興機構理事長
船橋洋一	国際文化会館グローバル・カウンシルチェアマン
山口寿一	読売新聞グループ本社社長

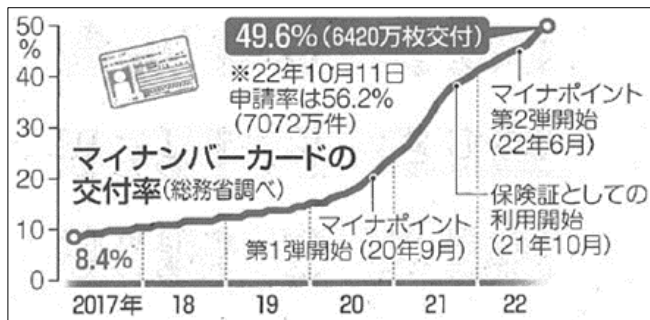
5)国民の声を無視した蛮行 紙の健康保険証 24 年秋に廃止方針

マイナンバーカードを事実上義務化へ

河野デジタル大臣は紙の健康保険証を 2024 年秋に廃止し、今後マイナンバーカードに一本化する方針を明らかにしました。また、運転免許証についても現在、政府は2024年度末の一本化をめざしていますが、時期をさらに前倒しできないか警察庁と検討を進めていることも明らかにしました。このように唐突に、法律上「任意」とされているカードの取得を事実上強制する方針へと転換したものです。

保険証廃止後のカード未取得者の診療については、デジタル庁幹部は「保険証ではない方法で対応する」としています。政府は最大2万円を付与するマイナポイントなどで取得を誘導し、来年3月末までにマイナンバーカードをほぼすべての国民に所持させることを目指しています。しかし国民の不信感は強い中、交付率が伸びず(49.6%・10月11日現在)年度内の目標達成が難しくなったことで、国民の理解も得ないままに、方針転換し強制でカードを持たせようとするやり方は、民主主義国家を名乗るにおよそ値しない蛮行です。

さらに同カードに対しては、指紋の1000倍ともいわれる本人識別機能をもつ顔認証データを行政機関が網羅的に把握することによるプライバシー侵害・国民監視の危険性や、医療機関に対しても多大な負担を強いるなど専門家や医療関係者からさまざまな問題点が指摘されています。国民の不



2023年 3月末	政府はこの時期までにほぼ国民への交付を目指す
5月11日	カード機能のスマホ搭載(アンドロイド端末。iPhoneの導入時期は未定)
24年秋	従来の健康保険証を廃止し「マイナ保険証」に切り替え
~25年3月	運転免許証との一体化←前倒しを検討
~26年3月	外国人在留カードと一体化

※太字はデジタル庁が13日に公表

安をよそに国会での議論も尽くさない政府の方針は到底許されません。国民利益に反する保険証廃止方針の撤回、マイナンバー制度の利活用拡大反対のたたかいを強めます。

6)ウクライナ情勢

①ウクライナ全土を攻撃 19人が死亡 欧米が非難

ウクライナの非常事態庁は11日、ロシアが10日に行ったウクライナ各地へのミサイル攻撃で19人が死亡、105人が負傷したと発表しました。国連のグテレス事務総長や欧米各国も、非難の声を上げています。

報道によると、爆発は首都キエフ中心部をはじめ、東部ドニプロ、西部リビウなどにも及びました。爆撃で停電などが相次ぎ、ウクライナのメディアやSNSは、自動車が焼け焦げ、道路が大きく陥没した町の様子を伝えています。

プーチン大統領は9日、ロシア本土とウクライナ南部クリミア半島を結ぶクリミア橋の爆発事件を「テロ」と断定し、ウクライナの情報機関の仕業だと主張し、10日には報復攻撃を行ったと発表。ゼレンスキー大統領はミサイル攻撃を非難。「ウクライナをおびえさせることはできない」と強調しました。

国連のグテレス事務総長は10日、報道官を通じて、「またしても受け入れられない戦争の拡大だ。いつものように民間人が最も高い代償を払っている」と非難。民間人の居住地域での被害発生の情報に触れ、「攻撃に深い衝撃を受けている」と強調しました。

②国連総会決議 ロシアの無法な決定と軍撤退を採択

ウクライナ情勢に関する国連総会の緊急特別会合は10月12日、ロシアがウクライナ東・南部4州を一方向的に併合するとしたことを国連憲章と国際法に反するもので無効だと非難し、ロシアによる一連の決定の撤回、ロシア軍の即時・完全・無条件撤退を求める決議を、加盟国の約4分の3にあたる143カ国の圧倒的な賛成多数で採択しました。賛成した国が143カ国と、今年3月の二つの総会決議を上回り、この問題での過去最高となったことは、「国連憲章を守れ」という一点での国際社会の団結が示されました。

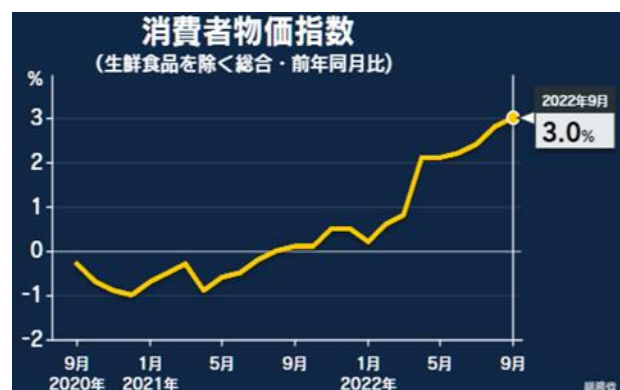
決議は、ロシアによる一方向的併合は、「ウクライナの領土保全と主権を侵害し、国連憲章の諸原則と両立しない」と明確に指摘しました。ロシアは無法な「併合」とともに、「報復」の名のもとに、民間人を対象とした無差別攻撃を含めた軍事侵略をエスカレートさせ、核兵器使用の威嚇をたびたびおこなっています。国連憲章は、武力による威嚇と行使を禁止し、国際法は武力による復讐を禁止し国連諸機関が警告しているとおり、戦争犯罪を重ねるものです。総会の討論でも紛争の拡大や国連憲章の原則に基づいた平和解決に向けた外交交渉を求める声が相次ぎました。

国際社会と関係国、国際・地域機関が、「ウクライナの主権と領土保全の尊重」を前提としつつ、紛争のエスカレートを抑え、人道危機を打開するために最大限の外交努力を強めることは急務です。

(2)経済情勢・経営・税制関係

1)9月の消費者物価3.0%上昇 31年ぶりの水準

総務省が10月21日に発表した9月の消費者物価指数は、総合指数が102.9となり、前年同月比で3.0%上昇しました。1991年8月以来、31年1カ月ぶりの上昇率となりました。円安や資源高の影響で食料品やエネルギーといった生活に欠かせない品目の値上がりが続いています。上昇は13カ月連続で調査対象522品目のうち、上昇品目は385、変化なし46、低下91で、上昇品目は8月より13品



目増加しています。食料品(生鮮野除く)が4.6%上昇したほか、外食にも波及しています。エネルギー関連の上昇率は16.9%で電気代が21.5%、都市ガス代が25.5%と全体を引っ張り、灯油も18.4%の上昇です。エアコンなどの家庭用耐久財は11.3%ですが、前月の6.3%から急上昇。47年ぶりの上昇率となっています。

2)1ドル150円が続けば年間1世帯当たり8万6000円の負担も試算される

急激な円安が物価高騰を招き日本経済に襲い掛かっています。9月2日に1ドル=140円の大台に乗った円安はその後加速し150円台に突入しました。1ドル150円が続いた場合、年間の1世帯当たりの負担は、みずほリサーチの試算によると約8万6000円負担が増えます。内訳は食料品が4万円以上、エネルギーが3万5000円、他にも家具や家事用品などが9256円でこれらは生活必需品であり切り詰めるのも難しくなってきます。

上昇した主な品目	
▶ エネルギー	16.9%
• 電気代	21.5
• 都市ガス代	25.5
• ガソリン	7.0
▶ 生鮮除く食料	4.6%
• 食パン	14.6
• チョコレート	8.6
▶ 家庭用耐久財	11.3%
• ルームエアコン	14.4
• ドラム式洗濯機	32.1
(注)前年同月比	

3)今年度の上半期の貿易赤字は11兆円超え、半期で過去最大

2022年度上半期(4~9月)の貿易統計速報によると、輸出額から輸入額を差し引いた日本の貿易収支は11兆75億円の赤字となっています。赤字幅は半期として過去最大です。本来、円安であれば輸出が伸びて貿易収支が黒字に転換出来るはずですが赤字です。ロシアのウクライナ侵略に伴う資源高や急速な円安進行で輸入額が大幅に膨らみ経済活動を抑制しています。急速に進む円安は日本と欧米との間の金利差の拡大を背景に投機が加わったものです。円安は日本経済にとって特に国内で事業を営む中小事業者に厳しい状況です。

政府は消費税減税、大企業の内部留保を活用した賃上げなど、国民生活を守る抜本的対策にかじを切るべきです。

4)22年度上半期倒産は3年ぶりに増加 円安・物価高・人手不足が企業経営圧迫 帝国データ調べ

帝国データバンクが発表した上半期の全国の企業倒産は3123件で、3年ぶりに前の年を上回ったことがわかりました。また、「物価高倒産」も去年の同じ時期に比べて倍増しています。

2022年度上半期の倒産件数は去年に比べて6.3%増加の3123件で、新型コロナが拡大する前の2019年以来、3年ぶりに前の年の同じ時期より増加しました。

業種別では「不動産業」や「建設業」、「運輸・通信業」など7業種中6業種で増えました。そのうち、「物価高倒産」の数は、上半期として過去最高だった去年の75件から倍増し、159件でした。

さらに、新型コロナに伴う融資を受けた企業で、返済ができずに倒産した企業は上半期で202件と、去年の同じ時期と比べるとおよそ3倍に増加しています。月別でも、倒産件数は5カ月連続で去年の同じ時期を上回っていて、先月は資源価格高騰や人手不足の影響を受けた「建設業」や「サービス業」の倒産が増加しています。

5)ガソリン補助金、販売価格に補助金全額分抑制は45%で110億円抑制されず

ガソリン価格を抑えるため、政府が石油元売り会社に出している補助金について、その一部が販売価格に反映されていないことを財務省が公表しました(10/7)。

補助金で小売価格がどの程度抑制されたかを約300カ所のガソリンスタンドから聞いたところ、「補助金の全額分が抑制されている」と回答した事業者は45%に止まっています。令和4年3~7月分の推計では110億円分がガソリン価格に反映されておらず(補助額5577億円)、差額は販売店の経営改善に使われていたとのことでした。

財務省は「小売価格はガソリンスタンドが独自に決められるものであるものの補助金がガソリンスタンドの経営改善に実質的に使われていると見られる事例もある」と説明しました。現状ではガソリン高

騰化の目処は立っていません。建設アクションでも元売補助ではなく燃料費補助などの直接的な支援やトリガー条項の解除や二重課税の是正をもとめています。

6) 政府はつなぎ国債の発行を示唆し将来的な増税を視野にインボイスの導入へ

2022年の上半期は参議院選挙が大きな争点でもありました。参院選は自民党・公明党以外の政党が消費税減税や廃止を公約し2023年10月導入予定のインボイス制度では、地方議会で「中止・延期」の意見書採択が昨年の97から7月には423に広がっています。コロナ禍、世界では97以上の国と地域(約6割)で付加価値税(消費税)の減税が実施・予定され、暮らしへの支援を行っています。しかし岸田政権は消費税の減税を拒否、むしろ軍事費増加の財源に消費税増税が検討されています。

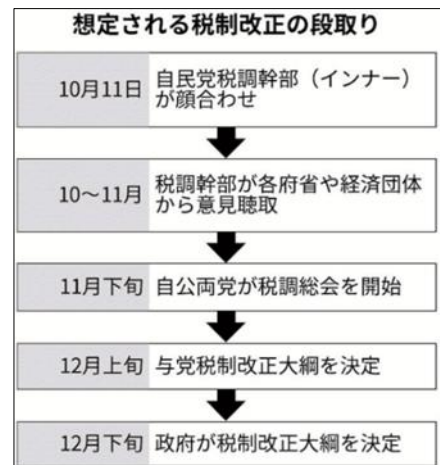
さらに9月13日に鈴木財務大臣が岸田内閣の防衛力強化のために「赤字国債」ではなく「つなぎ国債」の発行を示唆したと見られています。「つなぎ国債」は将来的に増税することを前提として発行する国債で、過去に消費税増税による収増を担保として基礎年金の国庫負担の引き上げをこれでまかなったことがあります。

来年10月からは、消費税の「インボイス制度」が導入予定となり、インボイスが導入されれば消費税をもれなく徴収できるだけでなく複数税率が可能になり政府は増税がしやすくなります。ヨーロッパのように食料品は8%だが電気代は10%、レストランでの食事などは15%等、大抵のものは税率20%以上にする事も可能になります。

7) 自民党税調インナー会合が始まる

自民党税制調査会は10月11日に「インナー」と呼ばれる幹部の非公式会合を開き、2023年度税制改正に向けた議論を始めました。会長は岸田派の宮沢洋一氏が続投し岸田首相が掲げる「資産所得倍増」の柱となる少額投資非課税制度(NISA)の拡充などを掲げます。また財政規律を重んじる一方で富裕層の所得税の負担率が下がる「1億円の壁」問題の是正にも意欲を見せていますが、宮沢氏の姿勢は防衛費増額の財源確保に向けた増税議論を視野に入れています。

具体的には政府税制調査会が中長期的視点から税制のあり方を検討する一方、毎年度の具体的な税制改正事項は与党税制調査会が税制改正要望等を審議し「税制改正の大綱」が閣議に提出されます。そして閣議決定された「税制改正の大綱」に沿って国税の改正法案については財務省が、地方税の改正法案については総務省が作成し国会に提出されます。



(3) 建設産業情勢

1) 8月の新設住宅着工戸数 7万7712戸で4ヵ月ぶりの増加

国土交通省が9月30日に発表した建築着工統計調査によると、8月の新設住宅着工戸数は7万7712戸(前年同月比4.6%増)と4ヵ月ぶりの増加となりました。

利用関係別では、持ち家が2万2291戸(同11.2%減)と9ヵ月連続の減少、貸家は3万1295戸(同8.9%増)で18ヵ月連続の増加、分譲住宅は2万3172戸(同16.2%増)となり先月の減少から再びの増加となっています。

持家については、民間資金による持家、公的資金による持家がともに減少したため、持家全体で減少となりました。貸家については、民間資金による貸家、公的資金による貸家がともに増加したため、貸家全体で増加となりました。

2)働き方改革関係の動向

①一人親方等フリーランス保護法制整備へ(全建総連のパブリックコメントへの意見は資料参照)

内閣官房は一人親方など、いわゆるフリーランスについて取引適正化のための法制度について検討、早期に国会に提出することとしています。新法案は、①フリーランスに業務委託する際、報酬や契約期間などを記載した契約書の交付や、契約の解約・不更新の事前予告などの義務付け、②業務終了後60日以内に報酬を支払うこと、③継続的に業務を委託しているフリーランスとの契約を中途解約したり満了後に更新しなかったりする場合、事業者が30日前までの予告を義務付け、④一方的な報酬の減額や成果品の受領拒否・返品、相場を無視した極端に低い報酬額の設定の禁止、⑤フリーランスに金銭や労働力、経済上の利益提供の禁止、⑥違反事業者に対し助言や勧告、命令などの行政措置が定められる方向です。

②週休2日達成現場は2割、さらに普及へ余裕工期や土日原則閉所を

全国建設業協会がまとめた働き方改革の推進方策「目指せ週休2日+360時間(ツープラスサンロクマル)運動」の取り組み状況によれば、週休2日相当の「おおむね4週8休」を現場で22.1%(前年度比4.9ポイント増)、事務所で54.6%(同5.9ポイント増)が達成しました。

調査は「働き方改革の推進に向けた取り組み状況等に関するアンケート」として実施され、4130社が回答しています。会員からは週休2日実現に向け、土日の現場作業を原則禁止するような動きがなければ難しいとの意見も出ています。

③2024年からの労働時間上限規制、約8割が未対応

中小企業向け生命保険を展開しているエヌエヌ生命保険が行った全国の建設業中小企業経営者1100人を対象とした調査において、2024年4月より建設業に適用される労働時間の上限規制の対応状況について尋ねたところ、「すでに適用準備ができている」はわずか22.5%にとどまり、47.0%が「適用準備や予定はない・何をしたいかわからない」と回答し、「今後適用準備する予定」(30.5%)と合わせると77.5%が現時点では労働時間の上限規制への適用準備ができていない状況が明らかになりました。業種別では「適用準備や予定はない・何をしたいかわからない」は「大工工事業」(69.6%)が最も高い結果となりました。

導入が難しい働き方や生産性向上に関する制度や施策については、「週休2日制」(39.4%)や「適正な工期の設定」(26.5%)など、働き方とスケジュールに関連する項目の回答率が高く、その理由については「顧客理解が得られないから」という理由が最も多く、どちらも50%を超えました。

(4)社会保障情勢

1)憲法が保障する社会保障に反する 全世代型社会保障構築会議

①高齢者にさらなる負担増を検討

政府の全世代型社会保障構築会議は9月28日の会議で、医療保険制度の検討課題をまとめました。後期高齢者医療制度の保険料賦課限度額に加え、後期高齢者支援金のあり方を検討していく考えを示しました。①現役世代の1人あたり支援金の伸びを見直し、現役世代の負担を軽減。高齢者の保険料負担を増やす方向。②出産育児一時金の大幅な増額の財源としては一部を後期高齢者にも負担させる。③介護分野の給付と負担の見直しでは、利用者負担の原則2割化・多床室の有料化・ケアプラン作成の有料化・軽度者への生活援助サービス等の総合事業化・高所得者の保険料負担の増加などを提示。

論点提示を受けて、社保審医療保険部会や介護保険部会でも具体的な議論が始まりました。年金の減額、医療費窓口負担の引き上げが行われる中、追い打ちをかけて高齢者にさらなる負担を課すという、嘘とごまかしの「全世代型社会保障改革」を撤回させるため、運動の強化が求められます。

②大病院「紹介状なし受診」10月から自己負担を上げ、国庫負担を減らす

国は、一部の大病院に重篤な患者の救急医療対応に支障があるとして軽症の患者が集中しないとの理由で、まずは地域の「かかりつけ医」に受診、必要があればその紹介により大病院を受診するという、医療機能に応じた役割分担を進めています。このため、すでに特定機能病院や200床以上の地域医療支援病院では、紹介状なしの患者に「特別の料金」を求めることが義務化されていますが、この10月からは、対象医療機関が拡大、その金額も増額されました。

「特別の料金」の対象となる病院		・特定機能病院 ・一般病床 200 床以上の地域医療支援病院 ・一般病床 200 床以上の紹介受診重点医療機関		
「特別の料金」の対象となる患者 ※対象外の場合有		初診	他の医療機関の紹介状なしで受診する患者	
		再診	病院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当該病院を受診する患者	
医療機関への支払総額 15,000円	《 現 行 》		《 10月1日から 》	
	自費	特別の料金 5,000円	自費 7,000円 (2,000円増額)	
	保険診療 1万円	一部負担金(3割) 3,000円	保険診療 8千円	一部負担金(3割) 2,400円
		保険給付(7割) 7,000円	※2千円引下げ	保険給付(7割) 5,600円
患者負担計		8,000円	➡ 9,400円	

「特別の料金」増額分は医療機関に対する保険給付から差し引かれるため、医療機関自体の収入は変わりません。患者負担の増大と引き換えに国の交付金が削られる構図です。

政府は、全世代型社会保障構築会議や社保審等で「かかりつけ医」機能の強化について議論していますが、いまだ定義や具体的な機能さえ確定していない「机上の空論」に留まっています。受け皿さえも未完成な中、患者負担を先行して増やす国民いじめを、政府は即刻やめるべきです。

2)介護保険利用料引上げ、ケアプラン有料化など大改悪が社保審部会の俎上に

9月26日の社保審介護保険部会で制度改定に向け議論を本格化され、厚労省は下記7項目を課題に挙げました。多くは前回2020年改定時、反対や懸念の声から、政府が実行を見送ったものです。政府は年内に議論をまとめ、来年の通常国会で法改定案を成立させたい考えです。

①介護保険サービスの利用者負担増 原則は1割負担ですが、政府は度重なる改定でこれをなし崩しにし、一定所得以上に2～3割負担を導入。来年度の制度改定では、所得要件を引き下げて、対象者を増やそうとしています。**②要介護1, 2の介護保険給付外し** 事業を専門資格者でなくボランティアなどに担わせることが想定されており、ケアの質への懸念があります。財務省は要介護1, 2の訪問・通所介護を丸ごと移行することも狙っています。**③ケアプラン作成の有料化** 現行は、全額無料ですが、政府はその有料化を狙っています。利用控えが起こり、ケアマネージャーによる「支援困難ケース」への介入が遅れるとの弊害も指摘されています。**④多床室の有料化** 老健施設やショートステイの多床室は部屋代の負担がありませんが、政府は新たに徴収しようとしています。低所得の利用者が多く、退所や新規入所断念などの危険性があります。**⑤介護保険料の納付年齢引き下げ** 現行40歳の保険料納入開始の引き下げも狙われています。保険料の支払いは前倒し、サービス需給は先送りと、「保険あって介護なし」の惨状がさらに進むこととなります。**⑥福祉用具貸与制度の販売への転換** 杖や手すり、スロープなどの福祉用具を原則貸与から販売に転換する「負担増」を目指すもの。福祉用具貸与だけを利用するケースのケアマネージャーへの報酬引き下げも主張されています。**⑦補足給付における資産チェックの強化** 特養や老健、ショートステイの入居者・利用者のうち、低所得者の食費・居住費を減額する「補足給付制度」について、不動産の勘案や資産の保有状況の把握が取りざたされており、9月の部会ではマイナンバーを活用した把握を求める意見も出されています。

3)消費税使い2800病床削減 コロナ禍でも「医療費抑制ありき」 2021年度分厚生労働省報告

消費税を財源とする国の給付金を使って、新型コロナウイルス感染症対応の中心となる急性期病床などが、2021年度分で2770床の削減となったことが分かりました。厚生労働省が9月30日に開いた有識者会議で報告しました。コロナ禍のもとでも「医療費抑制ありき」の岸田政権の姿勢が鮮明です。

この給付金は、病床削減を進める「地域医療構想」の実現を狙った「病床機能再編支援」です。20年度に新設(当時は病床ダウンサイジング支援)され、コロナ禍の中でも21年度に予算を195億円に倍増。全額に国費で消費税財源を充てる仕組みとして改悪法に位置付けました。減床数に応じて1床あたり114万～228万円を支給し、医療機関を統廃合や病床削減へ誘導しています。

厚労省が報告したのは21年度分の実績(計画分含む)です。急性期病床や長期入院向けの慢性期病床の計2770床の削減に対し、29都道府県120医療機関に57億9千万円を交付しました。

4)22年度公営国保料値上げ ここでも国の支出削減 国民負担の押しつけ

多くの区市町村が独自に一般会計から国保会計に公費を繰り入れ、国民健康保険料を抑えてきました(法定外繰り入れ)が、この2022年度に値上げした自治体数が、18年度の国保制度改革以降2番目の大きさになりました。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
値上げ	270	559	448	425	249	457
据え置き	1363	780	1154	1157	1260	1013
値下げ	103	397	134	154	227	178

各自治体ホームページから。給与年収400万円(所得で276万円)の4人世帯(40歳未満、子は小学生以上)の場合

このことは政府が、都道府県を国保財政の

責任主体とし、区市町村による法定外繰り入れの解消を指導させる「国保財政の都道府県単位化」を2018年度から実施したことが大きな要因です。国保料の値上げは17年度の270自治体から18年度には559自治体へと倍増。その後コロナの影響(営業打撃や受診抑制)により国保財政の支出が少なかったことから、21年度までは値上げしない自治体が広がりました。しかし、政府がコロナ対策を縮小する中で、22年度は一転して値上げを行う自治体が続出。457自治体が値上げを行いました(上記表参照)。

岸田政権は6月に閣議決定した「骨太の方針2022」で、改めて法定外繰り入れの「早期解消」を明記しています。さらに財務省は、高額医療費共同事業への国庫負担金の縮減・廃止まで求めています。これは、医療費が1件80万円を超える場合に超過分を区市町村が負担しあう仕組みで、国は必要経費の1/4を負担するものですが、財務省は国庫負担の廃止で国の支出を920億円削減できるとし「廃止に向けた道筋を工程化すべき」と主張しています。さらなる国民負担増が押し付けられる危険性が高まっています。

5)「令和の年金大改悪」国民年金納付延長検討 自営業者等は100万円の負担増!

政府は、国民年金の保険料納付期間を現行制度における20～59歳という「40年間」から、20～64歳の「45年間」とする検討に入りました。社会保障審議会が月内に議論に着手、24年度中に結論を出し、25年の通常国会に改正法案提出を目指すこととしています。

自営業者、フリーランスなどが加入する国民年金の加入期間が延長されれば、多くの人にとって保険料負担が増えることとなります。国民年金の保険料は年間約20万円です。60～64歳に保険料を支払わなければならない制度になれば約100万円の負担増となります。厚労省の説明ではその分受給額も増えるとのことですが、負担増加分を取り戻すには10年以上かかります。収入減となる60代前半の負担増は、家計への悪影響が大きくなります。

岸田政権はこれまでも、国民年金の減額を抑えるために厚生年金の加入年齢上限を75歳まで延長する案で穴埋めするなど、「年金改悪」案を次々と打ち出しています。

(5) 平和・憲法・脱原発

1) 米軍厚木基地で有害物質 PFOS を含む泡消火剤が流出

神奈川県米海軍厚木基地で9月24日、基地内を流れる蓼川(たてかわ)に人体に有害な有機フッ素化合物PFOSを含む泡消火剤が流出する事件が発生しました。

有機フッ素化合物のPFOSやPFOAは水や油をはじき熱に強い特性から撥水材や消火剤に用いられてきた化学物質ですが、環境中で分解されにくく人体に蓄積されやすい性質が明らかになり、発がん性や人体の発育への影響が指摘され、国内では2010年にPFOSが、2021年にはPFOAの製造と輸入が原則禁止されています。

米軍基地からの両物質が含まれる泡消火剤の流出事件は、昨年から見ても、2021年6月沖縄うるま市の軍施設から流出し環境省が定める基準値の1600倍の濃度が検出、2022年1月青森県三沢基地で流出が発覚、2022年5月神奈川県横須賀基地の排水処理場で流出が発覚、など連続して発生している異常事態です。

これらの有害物質は土壌より地下に浸透して、地下水などを汚染する事が指摘されており、周辺住民の健康への影響を不安視する声が出ています。在日米軍司令部がある、東京の横田基地では2019年1月、東京都による同基地からの有害物質の調査で、基地に近い4カ所の井戸からPFOSの検出がされています。政府はオスプレイなどの騒音・墜落の危険の他、米軍基地によるもう一つの重大な問題として対応をするべきです。

2) 土地規制利用法 全面施行後すぐに具体的な候補地を提示

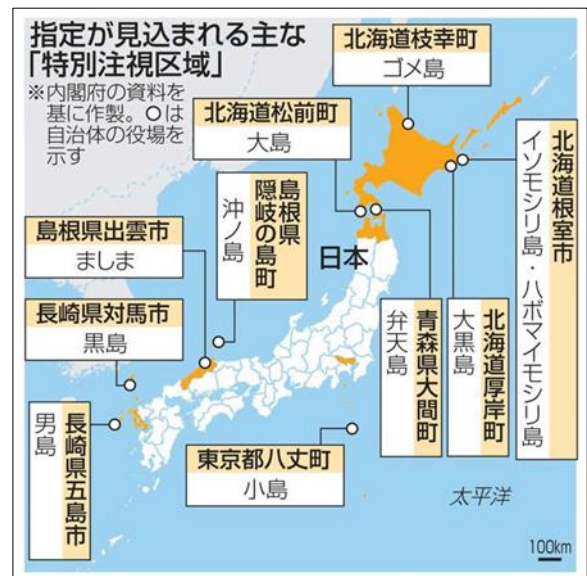
政府は10月11日、今年9月に全面施行された土地利用規制法に基づき、住民を監視下に置く「特別注視区域」29カ所、「注視区域」29カ所の計58カ所の候補地を提示しました。具体的な地名の提示ははじめてとなります。今後、1か月程度かけて地元自治体の意見聴取を実施し、年内に第一弾の指定を行うとしています。

同日に内閣府の「土地等利用状況審議会」で、第一弾として北海道、青森、東京、島根、長崎の5都道県に属する無人の国境離島と、離島などに所在する自衛隊基地などの候補が示されました。最終的に、2024年秋をめどに米軍基地や原発、軍民共用の空港などを含めた600か所以上の指定をしようとしています。

今後、自治体に図案を提示して意見聴取を実施しますが、やりとりはすべて非公開で行われ、審議会です承されるまで公開されず、住民の意見表明の場もありません。土地利用規制法は、国が重要と考えた施設の周辺約1キロと国境離島を「注視区域」に指定し、利用状況を調査して「機能阻害行為」があれば利用中止を命令・勧告し、従わなければ刑事罰を科すことができます。その基準は政府の裁量で決めることができ、何が「機能阻害行為」にあたるのかは、政府のさじ加減一つです。

調査対象となる人は、憲法13条で保障されるプライバシーを侵害されかねない問題、土地の利用制限や所有権移転などの事前届出は、29条の財産権を侵害する危険もあります。また、警察の公安などの調査によって、正当な政治活動や住民運動まで萎縮させる危険性があり、戦前に戻ったかのような秘密主義の法律として、政府機関の侵害・抑圧がすすまぬよう、注視が必要です。

<土地利用規制法> 自衛隊基地や原発など安全保障上重要な施設の周囲約1キロや国境離島



を注視区域に指定し、土地などの利用状況の調査や、妨害行為への中止勧告・命令を可能にする。特に重要な施設や離島は特別注視区域に指定し、土地売買に事前届け出を義務付ける。命令に従わなかったり、届け出を怠ったりした場合の刑事罰も定めている。

3) 岸田政権の政策を受け、原子炉規程を改定して老朽原発の稼働へ検討

岸田首相は8月24日の政府会議で、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、原発の運転期間の現行規定を見直す方針を明言、それを受けた政府での運転期間の延長に向けて原子力規制委員会の山中委員長は、「現行の原則40年、最長20年延長できる」という規定が原子炉等規制法から削除されることを記者会見で明らかにしました。

10月5日の定例会合で経産省資源エネルギー庁の松山電力・ガス事業部長が「60年の上限を見直すべきだ」と新制度をつくる方針を示した。山中委員長は会合で「原発の運転期間は利用政策であり、規制委が意見を述べるべきではない」と規制委としての統一見解を提示しました。しかし、そのなかで規制委の杉山委員は経産省に、「規制委の安全確認が60年を超える運転のお墨付きを与えるものであってはならない」などと指摘し、新制度の慎重な検討を求めました。

岸田首相が原発推進を明言したことで、利用規則の転換が進められようとしています。脱炭素を名目に、リスクの高い老朽原発がなし崩し的に稼働をさせようという政策は、2011年の福島第一原発事故の反省をせず、忘れてしまっている事態は、故郷を奪われた福島の市民を無視するものであり許すことできません。今こそ二度と福島状況を繰り返さず、脱原発・再生エネルギーへの転換が真の脱炭素社会へ舵を切るべきです。

福島第一原発事故後に廃炉が決まった老朽原発		運転開始から40年を超える原発	
原電	敦賀1号機 (福井県)	日本原子力発電(原電)	◆東海第二原発 43 (茨城県)
関西電力	美浜1号機 美浜2号機 大飯1号機 大飯2号機 (福井県)	関西電力	◆高浜1号機 47、◆高浜2号機 46 ■美浜3号機 45 (福井県)
九州電力	玄海1号機 玄海2号機 (佐賀県)	2030年中には全国で計15基に	
中国電力	島根1号機 (島根県)	北海道電力	▲泊1号機 33 (北海道)
四国電力	伊方1号機 伊方2号機 (愛媛県)	東京電力	柏崎刈羽1号機 37、2号機 32、5号機 32 (新潟県)
東北電力	女川1号機 (宮城県)	中部電力	▲浜岡3号機 35 (静岡県)
		原電	▲敦賀2号機 35 (福井県)
		関西電力	■高浜3号機 37、■4号機 37 (福井県)
		中国電力	◆島根2号機 33 (島根県)
		九州電力	■川内1号機 38、■2号機 36 (鹿児島県)

丸数字は10月6日時点の運転年数

その2. 運動重点の補強と今後の課題:小番書記長

1. 年末にかけての運動方向と「秋の大運動3つの運動課題」の補強

参議院選挙後の情勢をふまえ、仲間の仕事と生活を守る秋の大運動の意義と、秋の拡大月間の目標に向けた組織力を活かした拡大運動。そして要求運動を大衆的強化することを提起し、年末までの「3つの運動課題」を示し、役員・書記局が先頭に立ちコロナ窮状・物価高騰の今こそ、組合の組織力を生かした運動をすすめてきました。

秋の大運動3つの運動課題のポイント

(1) 秋の拡大月間を組織的に成功させ年末に向けた増勢軌道への転換を

全支部目標をやりきる組織的活動を展開し年末拡大につながる運動成果が何としても必要です。以下の3点を方針の基礎に組織活動に取り組みます。

- ①組織拡大運動は組織増強・活動者増強をする「組合強化最大の運動」として役員・書記局で意思統一し、仲間に周知します
- ②大衆的・階級的な建設アクション運動と連結させ、要求で組織拡大・強化に取り組みます
- ③基礎組織(群・分会)の活性強化と事業所組織化の活動を主体的に行ない、「共に活動する仲間」を増やし、運動力を高めます

(2) 「仕事と生活実態要求こそ建設アクション」を月間行動で連携

拡大月間運動と建設アクション運動での「対話と要求運動」をすべての仲間に広げ情勢で明らか社会矛盾（社会保障切捨て、自己責任論）に向き合い運動で立ち向かおう

<仕事・生活・国民的要求>

- ・資材高騰で価格転嫁できず苦しむ仲間の実態や、仕事の格差の広がりなどを正面から受け止める「仲間の相談活動と自治体要請行動」を全支部で飛躍的に強化
- ・相談活動を分会活動強化で活かす仲間に周知できる組織機能強化を
- ・地域と連携し、地元から「減税と社会保障拡充」「インボイス中止」を大衆的な宣伝・署名行動や集会で圧倒的世論を形成します
- ・学習と対話を組織的に広げる（語り部を増やす）
- ・全員で「自分たちの生活実態と要求」をハガキ要請や議員要請に込め世論の力を高める（建設国保育成強化）
- ・国葬強行を圧倒的反対世論と大衆行動で広げ、大軍拡・改憲策動を阻止する運動をより広範に展開します。反基地運動を全国規模に

(3) 基礎組織強化と青年後継者育成を一体とする活動方向を

組織の底力となる「全世代の活動の連携」は産業政策課題である建設労働者の高齢化と、次世代の担い手となる青年建設労働者課題と両面ですすめなければなりません。青年後継者世代との接点や教育学習、青年要求のくみ上げは、群・分会の基礎組織機能の強化なくして全世代のつながり強化と連携にはなりません。

「基礎組織強化」と「青年後継者世代育成」は連動させることを活動方針の基本に据えて取り組みます。

<秋の大運動での青年後継者対策>

- ・青年部活性強化を支部の重点課題として明確にする
- ・群（会議）結集のために主体的分会活動（相談、学習、交流）を提起
- ・青年後継者世代を交えた学習活動・交流活動を大いに進め、継続発展的な活動にしていきます（青年平和運動や情勢ミニ学習の継続）
- ・青年部訪問活動を分会でも支援します

(1) 取り組み重点の補強と年末の重点課題

秋の拡大月間での総括の視点に沿ってしっかり運動教訓を導き出します。この教訓と運動到達をすべての仲間に示し、どう年末の運動につなげていくか補強点を示し、仲間の運動への確信と年末から新年への組織建設と建設アクション運動の前進を図ります。

秋の運動到達をふまえ上記「3つの重点課題」を年末に向けて前進させましょう。

1. 秋の拡大月間結果を受けて

第3ラウンドの運動方向を月間総括の視点に沿って各支部総括の重視。月間教訓・課題活かし、増勢軌道に転ずる行動提起の打ち出し。何より役員や組合員が「仲間がつどい、自分たちの組織を発展させ、要求実現運動を前進させる組織拡大強化運動」として、第3ラウンドを主体的・自覚的に取り組む行動にしていきます。分会・群活性強化、活動家育成、事業所組織化の課題を継続発展的にすすめて、攻勢的に新年につなげます。（組織と調整します）

2. 建設アクション運動～仲間の要求運動と税と社会保障拡充

○要請行動・相談活動の到達と対都交渉の成功へ

⇒これまでの各支部の自治体要請行動の特徴と課題を共有し、円安・物価高対策を全面に押し上げた運動に発展させる。

○インボイス・マイナンバーカード義務化撤回の運動の正念場

⇒あらためて全ての仲間に零細業者・消費者に新たな負担を強いるインボイス制度を周知し提起する大衆運動の徹底強化と、利便性とデジタル化に隠れたあらゆる国民監視の危険が広がるマイナンバーカード義務化阻止の運動強化。

○仕事と暮らしのアンケート集約と運動構築

⇒これらの特徴点と到達点示し、情勢をふまえた年末年始に向けての提起・補強に役立てます。

3. 基礎組織強化と青年・後継者対策強化

群や分会強化と青年後継者育成と対策を、月間での青年・後継者世代の活動の特徴と年末から年度末を見据えた、支部ごとの活動到達目標を定める。新加入者定着活動、交流会イベントなど、分会や支部での主体的活動計画を具体化し、事業所従業員も含めた分会や青年部・後継者対策部とのつながりを強めていきます。

⇒年末に向けた具体的行動提起を青年部や後継者対策部で打ち出しましょう

これらの取り組みは、拡大月間でつながった仲間や運動を広げる中で、多くの仲間、特に若手や事業所の仲間とのつながりや呼びかけを強めましょう。「群とつながる分会企画」「青年部活性に向けた行動提起」「後継者世代と分会がつながる企画」「事業所組合員の支部・分会行事への呼びかけ」など、支部や分会が組織的・主体的に運動を高めることが大切です。この運動力で組織を強化し、強く大きな組織として年間増勢をめざしていきます。

第2項 秋の拡大月間の結果と年内の組織建設

別紙にて

第3項 重点課題の補足報告と方針の補強、集会・会議など

その1 産業民主化運動

(1) 新型コロナを取り巻く情勢：北川書記次長

1) 物価高により賃金は実質減少へ

政府は10月4日に開催された「新しい資本主義実現会議」で「10月末に新しい総合経済対策に向けた重点施策」を取りまとめました。内容は①物価上昇をカバーする賃上げを目標にして労使での議論をする、②賃上げが着実に広がるように価格転嫁を促す(転嫁拒否の悪質事例の公表をする)等となっています。

10月13日に日銀が発表をした9月の国内企業物価指数は19カ月連続で前年同月比を上回り、過去最高を更新しました。1年前との比較では電力や都市ガスは4割近く上昇し、全体では9.7%上昇しました。

①物価上昇(生鮮を除く消費者物価)

物価高の主な原因はコロナによる生産体制の制限や運送にかかるエネルギー価格の上昇、ロシ

アのウクライナ侵攻などとなっており、10月には6700品目以上の食料品が値上げとなりました。しかしこの価格転嫁率は平均で36.6%の残りの63.4%は企業負担となっています。消費者も企業も物価高で苦しんでおり、値上げによる22年度の家計負担額の試算は平均で8万1674円、企業の物価高倒産も20年は97件、21年138件、22年は8月までですでに150件となっています。

値上げによる年間の家計負担(試算) 10月以降 1ドル=145円の円安が続いた場合		
年間収入	負担額 (物価高対策あり)	負担率 (物価高対策あり)
全体平均	81,674円	
800~900万円	91,324円	1.1%
300万円未満	62,765円	2.7%

出典：みずほリサーチ&テクノロジーズ

②賃金引き上げの状況

賃金引き上げの運動を進めてきたことによる成果でもありますが、22年の春闘交渉ではベースアップを含む賃金引き上げ率は2%台となりました。また最低賃金の東京都における引き上げは1072円(21年は1041円)で2.8%引き上げとなりました。しかし物価変動を顧慮した実質賃金はマイナスで物価の上昇に賃金引き上げが追い付かない状況となっています。

③雇用状況

コロナ禍で雇用調整助成金の特例措置(給付額15000円)など様々な支援制度が下支えした効果で雇用はリーマンショックとの比較で維持されてきました。しかし雇用が守られることは労働者が一つの企業に拘束されることになり成長産業への円滑な労働移動を妨げるという指摘が出されたことにより、雇用調整助成金は10月から



は8330円まで縮小されることとなります。雇用が守られることは労働の異動に制限をすることになるという政府見解は大企業の考えをそのまま受け入れるもので、労働者や小零細事業者の立場でコロナにおける支援制度の拡充を求めていく必要があります。

2) 新型コロナ対策「地方創生臨時交付金」

22年9月9日に第4回「物価・賃金・生活総合対策本部」において、エネルギー・食料価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援を実施する地方公共団体の取り組みに効果的に活用される仕組みへと見直しを図り、対策を一層強化するために「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設しました。国として国民に直接支援をするのではなく地方自治体で制度化されれば補助を出すという内容になっています。自治体で制度化されないとその地域住民や事業者に支援がされなくなることを踏まえ、自治体への要請を強め、並行して国や都にも引き続き制度創設・拡充を求めていきます。

3) 原油価格と物価高騰への対応(10/4財務省・経産省交渉は熊切次長の項参照)

欧州の労働組合(ETUC=欧州労連。加盟39ヶ国、4500万人)の物価高に対する取り組みは企業倒産、解雇・失業対応として各国の主要な労働組合が生活防衛の最前線に立って運動を展開しています。東京土建も引き続き運動を支部・本部と取り組む、並行して全建総連に主導的な運動の役割を要請していきます。

欧州労連の物価高に対する運動

組織	運動内容
欧州労連	9月初旬「緊急措置」提案を欧州委員長ら各機関の責任者らに送付。それに連動して各国労組が要請活動を展開。
フランスの主要ナショナルセンター	政府に賃金・年金・所得支援の優先対策共同要求を提出
ポルトガル労働者総同盟	購買力の低下や労働・生活環境の悪化に歯止めをかける「緊急対策」を政府に要求
ドイツの労組	欧州中央銀行の目標インフレ率2%を賃金要求に盛り込みIGメタルは金属・電機部門の協約更改交渉で賃上げ8%を要求

(2) 建設アクションの取り組み:北川書記次長

1)9月の支部での相談件数(資料参照)

建設アクション各支部相談件数

	20年度 4月～3 月	21年度 4月～9 月	21年度 10月～ 3月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	22年度 4月～9 月	累計
持続化給付金	6,747	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,747
雇用調整助成金	1,358	405	387	47	36	32	38	35	38	226	2,376
家賃支援給付金	1,626	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,626
特別定額給付金	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
一時支援金	0	1,222	0	0	0	0	0	0	0	0	1,222
月次支援金	0	1,560	1,060	0	0	0	0	0	0	0	2,620
都支援金上乘せ	0	327	826	0	0	0	0	0	0	0	1,153
都支援金横出し	0	87	217	0	0	0	0	0	0	0	304
事業復活支援金	0	0	1,558	1,073	950	200	0	0	0	2,223	3,778
融資	789	272	144	28	13	7	9	16	20	93	1,298
不払い	112	187	154	26	24	29	32	41	43	195	835
休業補償	15	22	10	1	1	0	0	0	0	2	71
独自自治制度	637	218	238	3	1	0	4	49	124	181	1,492
その他税金等	773	385	474	94	68	48	59	169	153	591	2,608
土建国保				7	3	39	159	170	113	491	604
合計	12,157	4,685	5,066	1,279	1,096	355	301	480	491	4,002	26,834

9月の相談件数は491件で内訳は「税金その他」(税金納付や水道料金等の減免、生活保護など)が153件で支援金の活用ができない、融資の返済が厳しいなどの状況が想定できるものでこの相談が一番多いのは深刻な状況がうかがえます。その次に自治体制度に関する相談が124件、土建国保の減免などの相談が113件と続いています。

不払い相談は43件で21年6月に61件の相談以降、約1年で最多の相談件数となりました。累計では全体では835件となっています。

西多摩支部からは法律相談・弁護士相談が増加していることが報告されており、組合を通じた相談は、弁護士相談も含めると相談件数の一覧にある件数よりも上回る到達となります。

7月～9月の3ヵ月で見ると全体の相談件数は1272件で内訳として土建国保が442件で一番多く全体の34.7%を占め、次に「税金その他」が381件で続いています。

2)自治体への要請行動(資料集参照)

自治体への要請を制度化させるために①自治体の担当部署や会派への懇談、説明を行う、②陳情書や請願書の活用、③主婦の会や青年部、後継者世代の声を取り入れる、④地域住民の声を自治体に反映させる大衆行動、⑤地域の団体との共同の取り組み、⑥議会の傍聴行動などを進めます。

杉並支部では区長選前・区長選後の要望書提出、区議会各会派との懇談を行ってきました。9月5日の区長記者会見で区議会定例会に提案する補正予算案の内容として『生活困窮者への給付金』『中小企業への融資制度の拡充』『プレミアム商品券等事業』『学校給食費の助成』などが報告され、要求が具体化されました。**西多摩支部**では物価高騰対策など支部管轄の8自治体に陳情書を提出し、6自治体で実現しました。

インボイス制度については、文京支部が民商と区労連と共同で「インボイス再考の陳情」を提出し、豊島支部では民商と共に各会派を訪問しました。西東京支部では各界連など地域団体と共同で取り組みで意見書が自治体採択となりました。地域の社会保障や社会福祉を守る取り組みでも社保協等との共同の取り組みが進められています。

自治体要請で実現した主な制度

制度名	成果数	支部／自治体
アスベスト建材メーカーの基金制度参加の国への自治体採択	5支部 7自治体	渋谷支部(渋谷区)、葛飾支部(葛飾区)、府中国立支部(府中市、国立市)、清瀬久留米支部(清瀬市)、西多摩支部(青梅市、羽村市)
アスベスト調査除去費用の助成制度の国への自治体採択	2支部 2自治体	板橋支部(板橋区)、清瀬久留米支部(清瀬市)
自治体のアスベスト除去工事補助制度	1支部 1自治体	府中国立支部(府中市)
インボイス制度に関する意見書採択	3支部 4自治体	西多摩支部(羽村市、奥多摩町)、小金井国分寺支部(小金井市)、西東京支部(西東京市)
自治体の物価・エネルギー高騰対策	8支部 15自治体	足立支部(足立区)、品川支部(品川区)、杉並支部(杉並区)、多摩西部支部(立川市、昭島市)、西多摩支部(羽村市、瑞穂町、青梅市、福生市、奥多摩町、日の出町)、小金井国分寺支部(国分寺市)、清瀬久留米支部(清瀬市、東久留米市)、西東京支部(西東京市)

(3) 建設産業民主化の取り組み:北川書記次長

1) 第76回大手企業交渉の概要の報告(交渉の概要と特徴は賃金対策部の項参照)

すべての支部から現場情報として東京土建では24支部で352件(去年は200件)、首都圏全体では●●●件、(去年は534件)の現場情報をもとに10月13日・14日を中心に行われました。交渉内容は資材高騰対応、賃金実体の確認と賃金引き上げの交渉、働き方改革へ対応、インボイス対応、などを課題として行いました。

2) 11・18対都交渉に向けた取り組み

11月18日に東京都連として東京都の関係部局に要請を行います。仲間の声や意見などを本部に寄せていただき交渉を成功させていきます。

①産業労働局要請(賃金対策)は、建退共の周知、契約適正化の調査(一人親方など)、働き方改革(週休2日制等適正工期や小零細事業所に対する支援)などを確認・要請します。

②都市整備局(仕事対策)は、資材高騰対策、脱炭素社会実現に向けた地域住民と小零細建設事業者への支援策、災害対策、アスベストの調査から撤去に至るまでの公的な負担を行う助成制度などを確認・要請します。

③環境局(労働対策)は、アスベストの調査から撤去に至るまでの公的な負担を行う助成制度、アスベスト廃棄物の適正処理、工事従事者の粉じん暴露防止などを確認・要請します。

3) 住宅デーの取り組み(再掲載)

全支部で第45回住宅デー開催を目指します。参加者全員のコロナ感染対策を第一にした会場運営を前提に住民の住宅改善要求を引き寄せる取り組みにしていきます。11月30日の都連東京都後援承認期限日まで全支部開催を目指します。

4) アスベスト被害根絶をめざす取り組み

建材メーカーに対して謝罪と補償基金に参加を求める大衆的行動として「国会請願署名」「国会議員紹介議員の拡大」「自治体意見書採択」の取り組みを進めていきます。また「労働組合はアスベスト暴露を防止して改修・解体作業を行っている」「建材メーカーに対する謝罪と基金参加を求める」ことを内容とする大規模なチラシの一斉配布行動(組合員一人当たり5枚相当を基準とすることを検討)を12月～23年1月にかけて取り組みを労働対策部と仕事対策部で調整し、具体化をしていきます。

5)労働者供給事業のとらつき(アイディホーム以外の取り組み・詳細は労働対策部の項)

11月19日(土)、12月17日(土)への登録説明会への呼びかけをお願いします。また労働者の供給を希望する企業の情報を本部寄せてください。前日の17:00までに支部から仮登録の報告が本部にない場合は中止とします。

6)働き方改革への対応

①事業所へ働き方改革の制度と実務対応の周知徹底(36行動の取り組み)

- ・組合が作成している雇い入れ通知書の活用
- ・法定3帳簿(①労働者名簿、②賃金台帳、③出勤簿)の作成の徹底
- ・就業規則作成、36協定締結
- ・時間単位の労働者の管理(残業による割増賃金の管理の徹底)

②労働者の権利と事業者の経営を守る運動を進める

③国内労働者の入職を見据えた他の産業に負けない建設産業を構築する

- ・退職金制度 〇建退共普及
- ・月給制 〇安定した受注活動、特定技能労働者では国は月給制を制度化
- ・従来の慣習に向き合っていく必要がある

④働き方改革の運動は組織的に進めます

- ・専門部を横断した取り組み
- ・事業者、労働者を横断した取り組み
- ・組合に加入していない建設従事者への呼びかけを進め、組織化をめざす

7)建設政策研究所「第28回」交流集会

[日時]12月11・12日(日・月) 午後1時開会、[会場]福島県いわき市「スパリゾートハワイアンズ」

[参加対象]参加対象:東京土建の参加枠は50人で調整中

(本部四役+本部産対関連常任+支部産対関係役員1人)

[内容]参加費は2万5000円で本部負担とします。新型コロナの関係で支部から複数の参加はできません。50人の参加枠に不足が生じたときには本部でパルなどの調整をおこないます。

8)産業対策責任者会議(産業対策活動者会議)

[日時]12月18日(日) 午前10時～、[会場]けんせつプラザ東京

[内容]2022年度取り組みの経過報告、2023年度運動方針、支部報告、建設業界に係る情勢など

[参加対象]支部2人(産業対策責任者、産業対策担当書記)、本部産業対策委員

(4)建設アクション行動～10月4日省庁要請行動(資料ポイント参照):熊切書記次長

引き続きコロナ禍と異常な円安とウクライナ危機での物価・資材高騰・遅延対策、来年10月導入のインボイス制度中止等を求め10月4日に四土建一県連及び国交労組や京建労、熊建労の8組合(のべ138人参加)で財務省と中小企業庁へ要請行動を行いました。

1)財務省へはインボイス中止・延期と消費税5%減税等を求めた要請行動

全国の仲間から「免税事業者は今の収入でギリギリ」「これ以上の負担は死活問題でこんな制度は本当にダメ」「インボイス登録は事実上の増税で免税・課税両事業者も事務負担増、周知不十分。内容を知っても納得はしていない」「この最悪の時期にインボイス制度を持ち込むこと自体が許されない」等、多くの反対意見が出されました。

財務省は3点からインボイスは必要とし「①税額が明確になり価格転嫁が行いやすくなる②OECD諸国ではスタンダードで日本だけがインボイスを導入していない③複数税率の下で適正な課税を確保するために必要」と述べました。消費税減税については「税制全体でバランスをとり、社会保障の

負担を広く公平に分ち合い景気変動にも左右されにくい消費税が社会保障の財源として相応しい。医療・介護・子育て・年金等を持続可能なものにして行くために税率を下げない」との回答です。

財務省のインボイス導入理由と消費税減税をしない態度に会場から「インボイス導入で仕事も暮らしも経済も壊れる。その経済対策に最も有効なのは消費税5%減税」と訴えました。他にも入札資格にインボイス登録を条件とし未登録の場合は工事をさせない福島市の事例をあげ財務省から「適正ではない」との答弁を引き出し福島市の入札条件を改めさせました。

2) 中小企業庁へは物価・資材高騰対策や経済対策や中小企業支援等を求めた要請行動

国民や事業者等への広く行き渡る持続化給付金等の新たな施策について中小企業庁は「持続化給付金等は人流抑制をお願いした支援策でありその要望施策はない」と回答しました。会場からは物価や資材高騰から「大手は人不足だが資材は優先的に確保。町場は仕事があっても資材高騰・遅延(給湯器は5カ月待ち)など段違いに大手と比べアンバランス」「価格上昇分をお客様に請求しづらい」「福祉分野でも例えば手すり取付では材料の価格上昇により器具や取付箇所を減少につながっている。消防設備もスプリンクラーヘッドの供給不足で仕事や暮らし他、命や安全面までも脅かされている」「資材高騰のシワ寄せは結果的に賃金低下を招き建設産業の担い手不足につながる」等の報告が続出しました。

中企庁は「流通については全体の生産活動が回復につれて徐々に浸透して行く。アンバランスという言葉がキーワード。頂いたヒントや実態を踏まえ制度設計に生かしたい」程度の回答であり要望の資材安定や困っている仲間や中小事業者支援の進捗は見えません。

各組合からコロナ禍の経済状況に続き、円安での物価高で資材確保への不安や消費者へのコスト転嫁も厳しくなるなど「新たな局面」に入っていると指摘しました。さらに厚木市の中小事業者向けの10万円給付や国分寺市の燃料補助の例をあげ、真水である現金の直接給付支援を再度要望しました。中企庁は「自治体に地方創生臨時交付金で各種措置が出来るようになったので広めて頂きたい」と回答しましたが自治体の施策は各支部等の要請で実ったものです。臨時交付金ではなく本来は国が経済対策として全体網羅する施策を実施すべきです。

3) 次回の建設アクション行動

次回日程 12月15日(木)※時間未定/会場 衆議院第2議員会館多目的会議室

(5) 技術・技能・CCUS をめぐる情勢と重点: 熊切書記次長

1) 技術技能をめぐる情勢

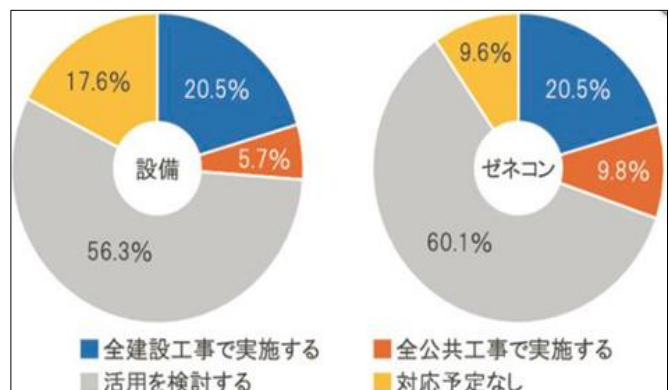
① CCUS技能者登録は10月末に100万人に到達

建設業振興基金はCCUSの運営状況を更新し9月末現在の登録状況は、技能者数が毎月2万人増え99万8487人となり10月末で節目の100万人を超えると判断しています。

② 経審の新設項目CCUS導入状況の反応は全工事实施で2割、今後は8割以上で検討

国交省は経営事項審査の審査項目に新設した「CCUSの導入状況」について登録企業の対応の見通しを調べる調査結果をまとめました(8月調査/有効回答企業数は9585社でゼネコン5026社、設備・専門工事業者4106社回答)。

民間を含む全建設工事で実施すると回答したのは、ゼネコンと設備・専門工事業者のどちらも2割ですが、CCUS活用の検討を含めればゼネコンの9割、設備・専門工事業者の8割がCCUSについて対応の予定です。



国交省は新設項目の適用開始で建設現場のカードリーダー設置が一定進むとみています。

※CCUS導入の評価は2023年1月1日に施行されます。この項目は2023年8月14日以降に終了する事業年度から適用され審査基準日以前の1年以内に施工した元請工事でCCUS上での技能労働者の就業履歴蓄積に必要な環境整備をしている建設企業を評価します。配点は2段階で民間を含む全建設工事で実施している企業は15点、全公共工事で実施している企業は10点です。

2)8職種でCCUSレベル別の最低年収の目安を専門団体が設定(詳細は賃対の項参照)

CCUSと連動した能力評価制度のレベル別判定に8職種におけ技能者の最低年収の目安を定めました(賃金対策の項にレベル別最低年収の目安記載)。建専連は目安の実現に向け請負価格への反映に理解を求める活動を元請企業に対して今後展開するとしています。なお、今回公表した目安は最終形ではなく、全建総連や元請企業との協議を通じてブラッシュアップしていく考えです。

3)技術・CCUSの重点(再掲・補強)

①CCUS登録から就業履歴の蓄積へ「カードリーダーを仲間に付与して実地を促します」

CCUSは野丁場だけのシステムではありません。エンドユーザーには建設従事者として会社への所属や技術の資格証明を明らかにして安心感と信頼感を与えるものとなります。CCUSを活用した能力基準にもとづくレベルアップ制度は資格取得要求に反映し教育訓練の仕組みの土台ともなっていくます。今後、建設業での求職者はハローワークなどでCCUSに登録している事業者を選ぶようになることも予測されます。また経験を証明する就業履歴の特例蓄積も期限があります。これは経験年数を組合加入時などに遡ることが出来るものですが2024年3月末でこの特例は終了予定です。既にCCUS登録及び就業履歴を蓄積している場合と対応していない場合では大きな差が顕在化します。組合では各支部よりCCUSカードリーダーを配布し実際に使ってもらおう実証をします。

【使用方法説明会】12月7日(水) 午後1時30分より 技術研修センターにて開催。

②CCUS、石綿関連資格や含有調査者講習等、対話のチャンスが広がっています

東京土建が主体になって、今、地域建設事業者に訴えかけられる材料は「CCUS」「石綿特別教育や作業主任者」「石綿含有建材調査者講習」など多岐にあります。組織内外に対話できるチャンスです。石綿関連の資格等で加入につながる局面を引き寄せましょう。また、地域建設事業者や日建連傘下企業ともこれらを活用して地域建設産業としての対話も可能です。

③建築カレッジ第28期生の確保に向けて(技術対策部の項参照)

(6)技術センター施設検討委員会報告/候補地見学:佐藤里志副理事長

[候補地の住所]東京都小平市小川東町5-21-14

(国際パティシエ調理師専門学校/地下1階地上6階建て)

[交通]西武多摩湖線「青梅街道」駅より徒歩5分 JR武蔵野線「新小平」駅より徒歩10分

[土地]面積1406㎡ 第一種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率200%

[状況報告]別紙にて

(7)税金経営対策の重点(再掲・補強):熊切書記次長

1)自治体の入札でインボイスの強要から免税業者排除の動きが出てくるなど課題山積

政府が来年10月から狙うインボイス制度の導入で、自治体の入札から免税業者が取り引きから排除される事例とその是正がありました。地方自治体の特別会計や公営企業は年間売り上げ1000万円以上であれば消費税を納めています。インボイス制度導入後は免税業者からの仕入れに含まれる消費税額を差し引くことができなくなり自治体でも消費税納税額が増えることとなります。

福島市が9月に公表した2023から24年度の入札参加資格申請の手引きに「インボイス制度の登

録がない場合、水道局および下水道室発注の工事等の受注ができなくなりますのでご注意ください」と明記をしていました。これは地方自治体の公共事業などからも免税業者が排除される危険があり、総務省は10月7日に免税業者を入札から排除するのは「適当ではない」とする通知を地方自治体に送付し、福島市は規定を修正し年間売上高1000万円以下の免税業者を排除する文言は削除されました。

免税業者を入札から排除するか、自治体の消費税負担の増加を覚悟して免税業者との取り引きを続けるかを迫るなど問題の根本はインボイス制度の導入を強行しようとしていることです。コロナ禍に続く物価高の中で苦闘する中小業者の経営をさらに悪化させるインボイス制度を実施をさせないことが重要です。なお10.4建設アクション要請行動でこの問題を財務省を通じて指摘をしていますのでこの是正は建設アクションの成果とも言えます。

2)インボイス導入阻止に向けた運動を強めよう

2016年に消費税軽減税率を導入するための法改正を行った際に「軽減税率導入(2019年)後3年以内を目途にインボイス導入に係る事業者の準備状況と取引の影響など検証しその結果に基づいて法制上の措置を講ずる」と政府が決め、2022年がその3年目です。反対世論の盛り上がり如何によってインボイス中止や延期をさせる根拠となっています。

署名や分会や群での早期学習会(月間の日曜行動後に開催など工夫を)や仕事・暮らしアンケート対話で仲間にインボイスの問題を知ってもらい、世論喚起や駅宣運動などをお願いします。そして自治体にインボイス反対・延期を迫る国への意見書採択運動を各地域で積み上げることが必要です。

3)署名・集会等(税金経営対策部の項参照)

4)第9回中小企業を元気にシンポジウムの開催【再掲・補強】

今年の中小企業シンポジウムは、地域経済の活性化に向け、国や地方自治体の役割を考え、「地域の活性化で企業も労働者も元気に」をスローガンに取り組まれます。厳しい状況におかれ様々な職域での取り組みから共通課題や連帯した取り組みを模索していきます。

[日時]11月26日(土) 午後1時30分～、[会場]けんせつプラザ東京

[参加]Youtube視聴。右のコードを読み取り視聴ください

※本部から支部へ支給する行動費はありません。

※パネリスト:佐藤副委員長「誰一人取り残さない建設アクションの取り組み」を報告。

5)建設アクション相談と仕事・暮らしアンケートの集約を自治体制度改善に活用しよう

①建設アクション相談では9月に入り「土建国保の減免」「税金・生活相談」「不払い」が急増

9月に入り仲間の相談は「税金・生活(153件)」、「土建国保の減免(113件)」、「不払い(43件)」と拡大月間での対話の進捗と合わせてより具体的な相談となっています。融資の返済も合わせ生活に直結した危機迫る相談です。物価が上がり賃金は上がり格差が広がり仲間から「普通の生活とはどんな生活なのでしょう」という声もありました。個別相談においては仲間に寄り添い組織的な対応が出来る体制で臨みましょう。

②仕事暮らしアンケートを集約し仲間の実態を自治体や議員に伝え施策づくりにいかそう

各支部が秋の拡大月間で聞き取った仲間の声を現在、支部と本部で集約をしています。支部では仲間の声を対行政等に活用し施策づくりの一助にしていきます。本部でも12月中執に途中経過ですが仲間の回答傾向を資料で出していきます。最終的な取りまとめは集計を締めた後に早い段階でお示しをしていきます。なお、9月登録日には17支部より1500枚、10月登録日には●●●●枚を超えるアンケートが集まっています。



その2 社会保障の課題、生活向上と国民運動 木村書記次長

(1) マイナンバー制度反対・「保険証廃止」阻止の取り組み

河野デジタル担当相は、10月13日、マイナンバーカードの全国民所持を進めるため、突如、従来の保険証廃止方針を打ち出しました。

カード所持が進まないのは政府が信頼されていないからであるにも関わらず、国会での議論や国民への十分な説明を行わないまま「事実上のカード強制」に踏み切ったことは、岸田政権の独善性と反国民性を浮き彫りにし、かえってマイナンバー制度の危険性をクローズアップさせるものです。政府や大企業が一元的に情報を握ろうとするマイナンバー制度の見直し、廃止を求める運動を大きく展開する必要性が今ほど高まっている時はありません。

1) 保険証廃止(カードの全国民所持)で想定される国民的課題への影響

① 国民的課題—全国民の監視・管理が進む可能性

マイナンバーをめぐっては、医療・健康、金融資産情報等を行政が網羅的に把握することによるプライバシー侵害の危険性、徴税強化や給付削減など、国民の権利侵害につながるさまざまな問題点が指摘されています。社会保障分野に関しては、政府においてすでに金融資産を勘案した給付の制限が方針化されており、介護保険(施設利用料の軽減など)で導入されています。また、自民党政策集(「J-ファイル2013」)では、社会保障給付(医療・年金・介護など)に個人ごとの総枠を設け、枠内で給付の選択をさせる(例えば、医療や介護サービスを多く利用した者は年金給付を削る)、いわゆる「カフェテリアプラン」の導入が提唱されています。国民全員の預金口座とマイナンバーの紐づけ、マイナンバーカードの所持は、社会保障抑制の強力なツールとなり得るものです。

また政府は、来年3月末までにカードリーダーの設置を全医療機関に義務付けていますが、補助金交付は顔認証付きリーダーを設置した場合に限るとし、「顔認証」に異常な執着をみせています。その裏には、全体主義国家にみられるような、マイナンバーカードさえも必要としない「生体認証による国民管理」への思惑が見え隠れしています。

② 労働組合・国保組合への影響

- ・ 仲間の組合への加入(帰属)意識の低下
- ・ 保険証交換会など、組合員結集の低下
- ・ 保険料収納や滞納対策の低下
- ・ 保健対策推進などの国保組合としての保険者機能の低下 など

2) 保険証廃止絶対阻止、マイナンバー利活用拡大反対の運動を強化します

10月24日、岸田首相が「マイナンバーカードを持たない人も保険診療を受けられるよう、『資格証明書』ではない制度を用意する」との考えを明らかにしました。これは、国民の予想に反した強い拒否反応に、岸田政権が動揺していることを示すものです。非常に厳しい情勢ではありますが、一面では反転攻勢のチャンスでもあります。下記取り組みをすべての仲間に広げ、世論喚起も図りながら、乱暴極まりない政府方針を何としても撤回させましょう！

① 「保険証廃止反対」の紙・ネット署名を広げよう **社保対部議案参照**

「オンライン資格システム導入義務化」「保険証廃止」は、公的医療制度の利用を阻害し、「国民皆保険」制度の理念に反するものです。標記署名にすべての仲間が取り組み、国民の切実な声を政府に突き付けましょう。

② 院内集会・議員要請の取り組み

東京土建が参加する「マイナンバー制度反対連絡会」は、省庁交渉(12/6)への準備を進めており、国会議員要請や記者会見にも取り組む計画です。また、「共通番号いらぬネット」「反対連絡会」「保険医団体連合会」が、初の共催で院内集会に取り組みます(11/17)。

多くの参加者で交渉・集会を成功に導きます。詳細が決定次第事務連絡いたしますので、中間の参加確保をお願いします。

③自治体要請の取り組み

3月議会や次年度の一斉地方選挙を見据え、自治体での意見書採択や候補者への質問状や公約要求を行います。今後、詳細な内容を提案していきますので、各支部挙げた取り組みをお願いします。

3)マイナンバー制度反対連絡会新宿西口宣伝

[日時]11月8日(火) 正午～、[場所]新宿駅西口

[参加要請]西部・城北・多摩東ブロックの各支部から2人(1号動員)

(2)社会保障拡充運動の取り組み

1)「住民支援活動」を全都で展開、支援団体と共同した取り組みを進めよう

コロナ禍3年、地域住民の生活は疲弊の極にあります。全支部で地域団体と共同し、食料支援等の取り組みを展開しましょう。また、各支援団体では食料品等の寄贈を求めています。少しでもこうした支援に物資が届けられるよう、仲間に協力の呼びかけを行いましょう。

12月21日夜に「地域活動交流集会」を開催し、この間の支部の住民支援活動や防災活動などの支部間交流を行います。先進支部の優れた経験を糧とし、全都での活動活性化を図ります。

2)自治体要請の強化

高すぎる国保保険料、介護保険改悪、生活保護申請者への水際対応など、わが国の社会保障制度は内容・運用とも大きな問題を抱えています。自治体関係者への聞き取りや住民支援活動で得た情報も含めて、こうした社会保障における不備不足・問題点を住民の声として行政に届け、改善を迫ります。全支部が地域諸団体と共同した取り組みを行うことを呼びかけます。

3)国会行動の展開【再掲】

秋の臨時国会では、物価高騰など新総合経済対策を踏まえた第2次補正予算案をはじめ、旧統一教会と自民党の癒着、国民の意思に基づかない国葬問題、新型コロナ対策や東京五輪招致疑惑など、問題は山積しています。こうした中で、三者(安保破棄実行委、中央社保協、国民大運動実行委)による定例国会行動が開催されます。東京土建では、国民本位の政治を求め、税金対策・平和・社会保障共同で行動に参加します。(再掲につき日程は当面の諸行動を参照)

(3)2023年度国保組合予算要求のたたかいなど

1)財務省はがきは後半戦、全支部で目標達成を 都議賛同署名獲得にも全力で取り組もう

社会保障制度の一翼を担う国保組合の発展は、国全体の社会保障制度の改善・底上げに結びつく課題であり、組合の実務や運動の強化にも直結する課題です。こうした観点ですべての仲間に予算獲得運動への参加を呼び掛けます。

2023年度国庫補助金の現行補助水準確保を目指し、厚労省による概算要求を財務省査定で削らせないよう、11月末まで財務省へのハガキ要請行動に取り組んでいます。各支部では目標残を明らかにしながら、未記入の組合員・家族、事業所の仲間に改めてハガキの記入を依頼するなど、あらゆる手立てを取り、全支部で目標達成を目指しましょう。また、各支部では地元国会議員訪問を進め、財務省・厚労省への働きかけを依頼し、補助金確保へ万全を期します。

東京都の予算原案は、11月初旬の福祉保健局予算要求、年末の都財務局査定、年明けの知事査定を経て決定されます。都議全員から早期の「都議会議員賛同署名」獲得をめざします。

2) 仲間の健康といのちを守る取り組みを進めよう

コロナ対策を十分に講じた上で、特定健診・特定保健指導の受診勧奨活動を展開します。早期発見・予防、早期治療により仲間の健康を守るとともに、職業性疾患の労災申請・給付金支給を進める入口となる重要な取り組みです。各支部での意識的、積極的な取り組みをお願いします。

また、けんチャレプログラムの提出やクピオプラス(パソコンやスマホを活用した健康管理・情報提供サービス)の登録を広げます。

3) 仲間の困難に寄り添い、感染症手当金、減免の活用を呼び掛けよう

建設アクション運動の一環として、仲間に東京土建国保組合の感染症手当金、減免制度を知らせ、積極的な活用を広く呼びかけましょう。

4) 国保対策の取り組み

国保対策実務を通じた事業所との接近は、組織拡大、脱退防止、働き方改革対応の点からも非常に重要です。組織部アンケートなども活用しながら、仲間と連絡を密に実務対応を進めましょう。

①「特定適用事業所」要件拡大への適切な対応を(国保対策委員会報告参照)

10月1日から、一定の条件を満たした3/4未満短時間労働者が強制適用労働者となる事業所(特定適用事業所)の労働者数要件が従前の501人以上から101人以上に拡大されました。2024年10月からは、3/4未満短時間労働者を強制適用とする「特定適用事業所」の範囲が51人以上へと拡大されます。今年適用拡大された事業所と合わせ、24年に適用拡大される事業所に対しても働き方改革(時間外労働の上限規制など)の課題も含めて周知を進め、事業所の仲間の脱退防止・定着を図りましょう。

②算定基礎届の提出

組合員資格適正化のため、健保適用除外従業員の算定基礎届の提出に取り組んでいます。最終締め切りまで半年を切っています。100%に達していない支部は、早期の回収をお願いします。

③法人事業所業種確認

事業所資格適正化の対策として、標記に取り組んでいます。国保組合を守るため、100%の取り組みをお願いします。

(4) 共済・厚生文化活動

1)「秋の共済推進月間」最終盤、より多くの仲間に生活保障の重要性を呼び掛けよう

仲間の生活保障の観点から、「どけん共済の魅力・内容」を知らせ、秋の共済推進期間(9~11月)最終盤の取り組みとして、下記を進めます。

①取り組み内容

拡大月間と連動した9月~10月の声掛けの到達を踏まえた「共済推進集中行動」として、成果を積み上げます。新規加入を重視しつつ失効者にも声かけを行います。また、失効防止のため、火災共済口座未登録者の口座登録も併せて進めます。チラシ・ポスターなどの宣伝物、拡大推進グッズ、五組合キャンペーンなども活用しながら、全支部で目標達成を目指しましょう。

②分会での制度周知活動

分会学習会、機関会議などあらゆる機会を利用して、繰り返し学習を進めます。「分会学習会読み合わせ資料」を利用し、目標達成報奨なども確認しながら、分会目標・達成残を明らかにして加入促進を行いましょう。

2) 総合賠償責任保険・労災総合補償の中途加入キャンペーンに取り組もう

事業所の仲間の組合結集を進めるため、11月~12月、標記の加入を進めます。

3)「第39回仲間の作品コンクール」

仲間の文化活動の交流の場である取り組みについて、10月から12月まで作品募集を行います。多数の仲間の参加で取り組みを成功させましょう。

その3 当面の諸行動、中央集会、諸会議等 茂呂総務部長

- コロナウイルス感染者数の動向によりに変更が生じる場合もあります。あらかじめご了承ください。
- 感染予防対策をしっかりとおこない、体調等に不安がある方の無理をなさらないようお願いいたします。
- 各専門部に関する会議等の日程は「巻末」をご参照ください。

(1)11.18予算要求対都行動・生活危機突破中央総決起大会【一部変更・追記あり】

[日時]11月18日(金)開催。午前は対都要請行動。午後は中央総決起集会。

[参加要請]支部の組織人員数に応じての要請。

6000人以上の支部は40人、4000人以上の支部は30人、それ以外の支部は20人

[行動費]午前・午後通しの参加で1号動員

1)対都要請行動(午前行動)

[時間]午前9時30分集合・交渉団出発。午前10時集会、交渉・要請開始。

[会場]都庁第2庁舎前

[備考]警備・要員は本部書記で対応します。

[注意事項]

東京都からの要請事項です。今後、継続的に集会を実施していくためご協力をお願いします。

- マスク着用。 ●ソーシャルディスタンス。 ●大きな声での発声は控える。
- 近隣ビルのトイレ使用禁止(都庁のトイレを使用)。 ●通路の確保(点字プレート箇所)。
- 柱や壁に旗や横断幕を取り付けない。 ●シートを敷く事は禁止。
- タクシー乗り場付近(前後30m)は駐停車禁止。…駐車する際は運転手の配置を

2)生活危機突破中央総決起大会(午後行動)

[時間]午前11時30分開場、午後12時30分開会

[会場]日比谷野外音楽堂 → 全員会場内へ(場所は決められているため場所取りは禁止とします)

[備考]終了後にデモ行進あり。デモ順番は下記のとおりとします。

梯団割…1梯団は200人までとし以下のとおりとします。

- ①本部役員、国保組合、多摩西B、多摩南B(200)、②多摩東B、多摩北B(140)
- ③東部B(130)、④城北B(110)、⑤江東B・南部B(150)、⑥西部B(140)

宣伝カーの要請…宣伝カーと救護カー

- ①本部(ハイエース)・多摩南Bで1台、②多摩東B・多摩北Bで各1台
- ③東部ブロックで2台、④城北Bで2台、⑤江東B・南部Bで各1台、⑥西部ブロックで2台

(2)2023年拡大中央執行委員会・旗びらきについて【追加提案あり】

1)要項

[日時]2023年1月15日(日)、 [会場]ヒルトン東京

2)拡大中執

[参加対象]本部役員(中執待遇・会計監査含む)・本部書記局、支部委員長・書記長・主任書記

本部役員(中執メンバー)、中執以外の支部委員長、支部書記長・主任書記、本部書記局

※円卓席での開催のため座席指定となる見込みです。

3) 旗びらき

中執終了後、会場を準備し開催します。どんでんには一定の時間を要します。詳細は次月提案。
[開催規模]全体で280人前後とします。(会場の最大収容人数は400人)
[参加要請]拡大中執参加者(177人)、支部代表2人(72人)、来賓は必要最小限にとどめます。

(3) 国会行動、各種集会・行動など

1) 国会行動

① 社保・税金・憲法・産対課題の国会行動【再掲】

[日時]11月9日(水)、30日(水)いずれも正午集合。集会後は東京土建独自で要請行動
[集合]衆議院第2議員会館前、[要請]支部2人(1号動員)

② 東京都連予算要求統一行動(国会議員要請)

[日時]11月28日(月) 午前10時開会、[会場]衆議院第一議員会館大会議室(地下1階)
[参加要請]支部2人(1号動員)

③ インボイス導入中止地元国会議員要請行動(東京都連主催)【再掲】

[日時]12月6日(火) 午前10時～、[会場]衆議院第二議員会館多目的会議室
[参加要請]支部2人(1号動員)

2) 建設アスベスト訴訟関連【再掲・追加変更あり】

① 東京2陣 第6回期日行動

[日時]11月4日(金)午後12時30分～、[場所]東京高裁前、[参加要請]支部3人

② 東京3陣 第11回期日行動

[日時]11月11日(金)午前10時～、[場所]東京地裁前、[参加要請]23区支部3人

③ 東京1陣差戻審第4回期日行動

[日時]11月11日(金)午後2時30分～、[場所]東京高裁前、[参加要請]三多摩支部3人

④ 神奈川1陣差戻し審4回期日行動

[日時]11月22日(火)午後1時～、[場所]東京高裁前、[参加要請]支部3人

⑤ 東京建材メーカー訴訟 第1回期日行動 =追加=

[日時]11月25日(金)午後1時～、[場所]東京地裁前、[参加要請]支部3人

⑥ 東京3陣 第12回期日行動

[日時]12月9日(金)午前10時～、[場所]東京地裁前、[参加要請]支部3人

⑦ 東京2陣 第7回期日行動 =変更=

[日時]12月22日(木)正午～、[場所]東京高裁前、[参加要請]支部3人

※期日行動参加者は原告を応援するため基本的に法廷内に入ることを優先します。(1号動員)

3) 各種集会・諸行動

① 11.3憲法集会【再掲・一部追記】

[日時]11月3日(木・祝) 午後2時開会、[会場]国会図書館前付近
[参加要請]支部5人(1号動員)

② 物価高騰対策・消費税減税とインボイス中止を求める大集会【再掲】

[日時]11月6日(日) 午後1時開会、[会場]都立芝公園23号地集会広場
[要請]税経対部員中心に支部3人(1号動員)

③ 横田基地にオスプレイはいらない11.13東京大集会【再掲】

[日時]11月13日(日) 午後1時開会、[会場]福生市・多摩川中央公園

[対象]支部5人(1号動員) ※終了後デモ行進あり。[備考]近隣支部に要員等を依頼しました。

④総がかり19日行動

[日時]11月19日(土) 午後2時～、[会場]衆議院第二議員会館前

[参加要請]支部3人(1号動員)

※開催時間、会場等は決まり次第、事務連絡いたします。

⑤都民連主催「都議会開会日行動」

[日時]12月1日(木) 正午～、[場所]都庁第一庁舎前地上歩道

[参加要請]支部2人(1号動員)

4)各種宣伝行動

①マイナンバー制度反対連絡会新宿西口宣伝

[日時]11月8日(火) 正午～、[場所]新宿駅西口

[参加要請]西部、城北、多摩東ブロック各支部から2名(1号動員)

②東京社保協・中央社保協「社会保障拡充巣鴨駅宣伝」

[日時]①11月14日(月)、②12月14日(水) いずれも正午より、[場所]巣鴨駅前

[参加要請]23区支部より各1人(1号動員)

③東京都連 消費税率引き下げとインボイス制度導入中止を求める宣伝行動【再掲】

[日時]11月16日(水)、[集合場所・時間など]下記のとおり(1号動員)

(1)有楽町マリオン前 街頭宣伝行動

[参加要請]板橋・豊島・北・練馬支部より各1人、[集合]午後12時45分

(2)渋谷駅(ビックカメラ前)街頭宣伝行動

[参加要請]渋谷・世田谷・目黒支部より各1人、[集合]午後2時

(3)新宿駅西口 街頭宣伝行動

[参加要請]新宿・中野・杉並・三鷹武蔵野・狛江支部より各1人、[集合]午後3時

④憲法東京共同センター主催「大軍拡・改憲を許さない、暮らしを守れ」街頭宣伝行動

[日時]12月9日(金) 正午～、[場所]新宿西口(地上か地下か後日連絡します)

[参加要請]新宿・杉並・中野・三鷹武蔵野・狛江の各支部より3人(1号動員)

⑤清水建設虎ノ門・麻布台プロジェクト現場宣伝 … **竣工まで継続**

[日時]11月25日(金)、12月23日(金)、2023年1月30日(月)、2月24日(金)、3月28日(火)

いずれも午後4時30分より開始。

[参加要請]資本従事者を中心に都心区組織対策委員会参加各支部2人、他支部1人(1号動員)

[宣伝・集合場所]

i) 外務省飯倉公館前～飯倉片町交差点～麻布小学校前付近

集合場所: 飯倉片町交差点「ユアー・パーキング麻布台第2」前(港区麻布台3-1)

参加要請: 城北ブロック、南部ブロック、三多摩各ブロック

ii) 飯倉交差点～神谷町駅2番出口付近

集合場所: 東京メトロ日比谷線神谷町駅2番出口付近

参加要請: 東部ブロック、江東ブロック、西部ブロック

5)学習会・その他の取り組み

①全国災対連主催全国交流集会【再掲】

[日時]11月6日(日) 午前11時～午後5時 オンライン開催 ※本部から活動費支給はありません

②憲法学習会(仮題)「自民政改憲案を読み解く～旧統一協会改憲論との類似性など」

[日時]11月25日(金) 午後7時開会、[会場]けんせつプラザ東京5階 **【WEB併用】**

[参加]支部5人以上(2号動員・本部は5人まで負担)

③第9回中小企業を元気にシンポジウム【再掲】

[日時]11月26日(土) 午後1時30分～、[会場]けんせつプラザ東京

※任意参加:Youtubeで視聴が出来ます(行動費はありません)。

④建設政策研究所「第28回」交流集会【再掲】

[日時]12月11・12日(日・月)

[内容]22年度活動経過と決算報告、23年度活動方針と予算の提案、レセプションほか

[その他]開催方法と参加対象:これから調整

⑤「12・21地域活動経験交流集会」

[日時]12月21日(水) 午後7時～、[場所]けんせつプラザ東京 (WEB併用)

[対象]支部地域活動(防災・生活困窮者支援)に携わる役員、担当書記など支部5人(2号動員)

第4項 各分野、各専門部から当面の行動提起ほか

その1 産業民主化の課題

1. 賃金対策部：小坂賃金対策部長

(1) 建設産業の経済状況と労働者・技能者、賃金をめぐる動き

1) 専門8職種の最低年収 10 団体が目安

建設産業専門団体連合会(建専連、岩田正吾会長)会員の10団体が、若者が希望をもって入職し、働き続けてもらうために必要と思われる年収の最低ラインとして、8職種の技能者に必要な最低年収の目安をまとめました。

最低年収は、東京都の最低賃金や設計労務単価、会員企業へのアンケート調査などを参考に、総支給額として各団体で算出したもの

で、週休2日を確保できる240日を年間就労日数としています。具体的にはCCUS・レベル4の技能者で基礎ぐい工620万円、コンクリート圧送630万円、内装仕上げ840万円、鉄筋700万円、とび800万円、型枠621万円、左官627万円、切断穿孔700万円と算定しています。

岩田建専連会長は年収目安設定について、元請企業や発注者などに理解を進めるとともに、「最低年収を確保するために、いったいいくらで契約しなければならないか」を考えるきっかけにしていこうと構えています。

2) 民間給与実態調査 2021年の平均給与443万円、前年比2.4%増

国税庁は9月29日、2021年分「民間給与実態統計調査」結果を発表しました。1年を通じて勤務した給与所得者の年間平均給与は443万円と前年比2.4%増となり、3年ぶりの増加となりました。男女別では、男性は545万円(同2.5%増)、女性は302万円(同3.2%増)。今回調査より正社員・正社員以外と改めた雇用形態別の調査では、正社員は508万円(同2.6%増※)、正社員以外は198万円(同12.1%増)となりました(※参考値)。

また事業所規模別の平均給与をみると、従事員10人未満の事業所においては358万円(男性44万円、女性258万円)に対し、従事員5000人以上の事業所は約45%高く515万円(男性669万円、女性295万円)となりました。なお産業別で建設業は511万円となっています。

職種	レベル4 (基礎ぐい 技能者)	レベル3 (熟練)	レベル2 (一人前)	レベル1 (見習い)	団体
基礎ぐい	620万円	576万円	403万円	356万円	全国基礎工事業団体連合会
コンクリート圧送	630万円	570万円	435万円	325万円	全国コンクリート圧送事業団体連合会
内装仕上げ	840万円	700万円	560万円	350万円	全国建設業内装業協会 日本建設インテリア事業協同組合 日本室内装飾事業協同組合連合会
鉄筋	700万円	545万円	419万円	330万円	全国鉄筋工事業協会
とび	800万円	600万円	480万円	360万円	日本建設型枠工事業団体連合会
型枠	621万円	565万円	396万円	283万円	日本型枠工事業協会
左官	627万円	555万円	373万円	278万円	日本左官業協会連合会
切断穿孔	700万円	590万円	480万円	350万円	ダイヤモンド工事業協同組合

(2)この間の取り組み

1)第76回大手企業交渉の結果(速報)

①第76回大手企業交渉団会議

9月29日、日本教育会館にて8県連・組合205人の参加で開催されました。基調報告と要求解説、当日の行動提起ののち、補足説明・報告において、都連からは麻布台現場の宣伝とこの間の不払い対応に係っての元請ゼネコンの対応を正す必要性について訴えました。特別講演として全建総連長谷部賃金対策部長より、大手企業交渉の歴史を学び、現在の到達を踏まえた今後の課題についての講義と、大手建設企業の経営状況と建設労働者の賃金についての特別報告を建設政策研究所の市村理事より頂いたのち、各交渉団での打ち合わせなどを行いました。

②第76回大手企業交渉の結果速報(資料参照)

10月13日・14日両日の交渉終了後に開催された集約会議で出された特徴点について資料化しましたのでご照覧ください。両日以降にも交渉は開催されており、全体の集約結果は11月22日に開催される総括会議を経て、12月中執にて報告します。

2)資本現場の仲間の要求に応える運動

①現場情報集約数、大幅に伸ばす

支部5件の情報集約方針に対し、24支部352件(春の企業交渉時23支部248件)の情報提供があり、前回春の交渉に向けた取り組みから100件以上の大幅な到達となりました。うち大手企業交渉先の情報は174件(同120件)でした。いただいた情報から、個別案件化して大手企業に対する交渉に広げていきます。

②PAL会員拡大

秋の組合員拡大月間に合わせて支部2人の新たな仲間をPALに迎えることを目標に取り組み、●支部●●人の会員拡大を成し遂げました。

3)各地の公契約審議会の動向

中野区では9月15日に初めての審議会が開催され、①委嘱状交付・条例制定の経緯説明、②労働報酬下限額について、事業者・労働者の各審議員からの意見出しが行われました。

労働報酬下限額については、建設で公共工事設計労務単価の90%、未熟練工の労働報酬下限額も他自治体同様の「軽作業員の70%」で提案されました。委託では1114~1147円での提案がありましたが、審議員から算出方法に指摘(勤務日に祝日や指定有休などが含まれていない等)があり、次回改めて提案されることになりました。また建設についても「公共工事設計労務単価の90%」、「軽作業員の70%」の数字の根拠となる資料を事務局に要望し、次回審議会でも提案されることになりました。

10月5日に開催された多摩市審議会では、労働報酬下限額を中心に議論され、2023年度について工事は熟練工が公共工事設計労務単価の90%、未熟練工が1135円(32円増)。委託では1109円(34円増)、職種別の労働報酬下限額も全職種31円以上増とする方向です。また前回議論された「60歳以上労働者の条例適用除外」については、意向調査のアンケート案を確認し、修正事項等の確認がされました。

北区では10月12日に初めての審議会が開催されました。審議会では主に、①審議員の自己紹介、②北区職員による条例の説明、③労働報酬下限額の意見出しが行われました。③労働報酬下限額については工事の熟練工で公共工事設計労務単価の90%、未熟練工で70%の意見が出され、熟練工と未熟練工の具体的な定義についても要望が上がりました。委託については下限額を会計年度任用職員の時給水準としていることについて、事業者側審議員からも「そもそも最低賃金に近い労働報酬下限額に意味があるのか」という趣旨の発言もありました。

江戸川区では10月19日に対策会議が開催され、10月26日に開催される審議会に向けて、工事では熟練工で公共工事設計労務単価の90%、未熟練は軽作業員の70%を昨年に引き続き求めることに加え、物価上昇に対する対応やCCUSを活用した技能評価を求めることとしました。委託は最低でも最低賃金引き上げ額と同額の31円の引き上げ(1111円)、また勘案基準を高卒初任給の引き上げ(1163円)を求めています。

(3) 当面する活動

1) 職種別会合のとりくみ 配管工の要求賃金策定にむけて(再掲・補強)

6月に取りまとめた配管設備職種別要求賃金の原案を基礎に、組合発の「私たちが求める職種別賃金と単価」策定にむけ、配管職種別会合本番に臨んでいきます。

前述したとおり専門工事業者団体においての職種別の最低年収目安がまとまり始めているなか、建設労働組合からの職種別要求賃金策定を進め、まとめた賃金要求を土台に業者団体との労働協約締結を展望していきます。

[日時]11月21日(月) 午後7時～、[会場]けんせつプラザ東京

[参加要請]本部賃金対策部長、担当中執、本部PAL会長、支部賃金対策部長、
支部執行委員のうち水道、空調、ガス等配管職種の仲間各支部1人

2) 清水建設虎ノ門・麻布台プロジェクト現場宣伝 … 竣工まで継続

同現場の竣工予定日は来年3月末となり、今後工期圧縮に伴う現場問題の浮上が予想されます。引き続き同現場での宣伝を展開し、現場に従事する仲間の声を集めていきます。

※日程等は当面の行動参照

3) 東京都連2023年度賃金・仕事と暮らしをめぐる討議(再掲)

11月～12月に分会や群で賃金討議に取り組みます。「東京都連2023年賃金・仕事・生活をめぐる討議資料」にもとづいて意見交換をし、アンケート集約をします。

集約結果は支部で取りまとめ、2023年1～2月の期間に「2022年度賃金討論交流会」を開きましょう。なお、アンケート結果を2023年1月11日(水)までに本部に集中してください。

4) 東京地評2023年春闘賃金・暮らしアンケート

東京地評が実施する表記アンケートに協力していきます。各支部の執行委員などを中心に、右記コードからアクセスしてご回答ください。

[取り組み期間]12月31日(土)まで

[取り組み規模]各支部組合役員

5) 仲間の働き方に関する取り組み

① パワービルダー従事者からの情報集約(再掲)

アイディホームとの労働協約締結と労働者供給事業開始に向けて、引き続き飯田グループ6社(一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン、アイディホーム)を中心としたパワービルダー従事者からの現場情報集約をお願いします。

② 働き方改革に対応した経営の周知

働き方改革に対応する以前に、就業規則を備えていない事業所は。法定義務はない規模(常時雇用労働者10人未満)であっても労使の責任範囲があいまいとなることから労使トラブルの温床となりかねません。事業所対策の取り組みが展開する36行動においては、就業規則の有無を確認、社労士ネットなどを活用して、組合内の事業所の経営に適切な就業規則作成の推進、36協定の締結などを進めていきます。



6)公契約条例の制定と改善に向けた取り組み

①公契約審議会・労働報酬等審議会(傍聴可能なもの)

公開され傍聴可能な公契約審議会に積極的な参加をお願いします。

i) 中野区(第3回)

[日時]11月15日(火)午後3時～、[会場]中野区役所

ii) 千代田区(第1回・第2回)

[日時]①11月15日(火)、②11月30日(水)、いずれも午後2時～、[会場]千代田区役所

iii) 日野市

[日時]11月28日(月)午後6時～、[会場]日野市役所

②講演会など

i) 第13回世田谷区公契約条例シンポジウム

[日時]11月22日(火) 午後6時30分～、[会場]世田谷区民会館別館 三茶しゃれなあどホール

[要請]賃金対策部長など若干名(行動費支部負担)

ii) 渋谷区公契約条例制定10周年記念講演会

[日時]11月24日(木) 午後7時～、[会場]渋谷区文化総合センター大和田4階さくらホール

[要請]賃金対策部長など若干名(行動費支部負担)

7)技能実習生など外国人労働者の権利を守るとり組み

①学習会「技能実習生の支援者からみた建設産業とは」「技能実習生からの相談にどう対応しているか」

外国人労働者に対する非人道的な就労実態が報道されており、技能実習制度の中での実態を学ぶ学習会を開催します。

[日時]11月11日(金) 午後7時～、

[講師]樽松佐一さん(くれまつさいち・元愛知県労働組合総連合議長)

[参加要請]外国人労働者を使用する事業主組合員、支部賃金対策部長、担当書記(2号動員)

8)その他日程

①関東地協不払い学習会(WEB併用開催)

[日時]11月2日(水) 午後1時30分～、[会場]けんせつプラザ東京 他

[参加要請]支部賃金対策担当書記(不払い担当、初心者)

②東京地評・東京春闘共闘会議主催 第19回自治体キャラバン学習交流集会

[日時]12月13日(火) 午後6時30分～、[ところ]ラパスホール7階会議室

[参加要請]支部賃金対策部長を中心に1人(1号動員)

2. 仕事対策部：後藤仕事対策部長

(1)地域住民・中小零細事業者に向けた住宅・店舗等改修支援策実現を(方針補強)

建設資材高騰、コロナ禍による仕事不足を乗り越えるため、国・自治体等の連携による建設資材の国内供給網確立、感染症・環境対応・防災減災を視点とする施策実現が必要です。これらの視点を具体化するため、住宅・店舗・事務所などの改善を目的とする建築物改修需要喚起策を求めています。また中小零細事業者への経費補助も併せて求めます。施策が既にある基礎自治体ではその利用の推進と拡充、施策がない場合は継続してその実現を目指します。

1)首長会等を通じて国に対し建設資材の国内供給網確立を求めます

首長会や議会を通じた国内生産体制確立を国に対して求めるよう要請します。組合員実態を伝え、関連事業者に納期の改善の指導等適切な対応を図ること、住宅設備機器の安定供給体制の確立に向けて、国内で十分な量の部素材が確保可能となるよう施策を拡充することを国に対して求めるよ

う要請します。またウッドショックの解消と再発防止を進めると共に、ウクライナ危機等を踏まえた木材の安定供給体制の確立に向けて、国産材転換支援の施策拡充を要望するよう伝えます。

2)新たな日常に対応したリフォーム助成を目指します

「コロナ禍リフォーム助成」、「ワークスペース設置改修助成」、「節水型トイレ設置補助」、「宅配ボックス設置補助」など、感染症対策を意識した基礎自治体施策実現を求めます。感染症予防対策のため、住宅だけでなく中小零細事業者に対する店舗・事務所等の改修費用一部補助実現を求めます。

3)省エネ施策に地域住民と中小零細建設事業者が利用しやすい制度運営を求めます

「省エネリフォーム」、「高断熱窓や高断熱ドアの設置助成」、「蓄電池導入補助」など、環境に配慮し住宅性能を向上させるリフォーム(住宅リノベーション)を実施する際の助成制度創設を求めます。省エネ推進には、地域住民への周知と共に、地域建設従事者である施工者・設計者の省エネ診断・設計・施工についての十分な理解が求められます。こうした中で杉並支部では区と共催し断熱学習会を開催します。住宅分野での脱炭素に向けた動きには、地域住民への啓発と助成などの施策、地域の中小零細建設事業者へは講習などの学習機会設定が必要になることから、基礎自治体主催や共催による学習の場開催を求めます。

4)東京都首都直下地震被害想定見直しに対応した防災減災施策の拡充新設

新たな被害想定は、耐震化率9割超、林立するタワーマンション、10年間の都市構造の変化(高齢化・単身世帯の増加など)、気候変動などの外的要因を加味して算出されました。また台風と地震が重なる複合災害も想定しています。高齢化による地域の災害対応力も低下していることから、地域住民と地域建設従事者の組合、行政との連携は引き続き重要になります。要請行動を通じて、防災減災施策の拡充新設を求めています。

新耐震基準建物に対する耐震化施策については、杉並区・三鷹市に続き港区・江戸川区でも1981年6月1日から2000年5月31日までに建築された住宅等に対し助成が開始されています。地域防災計画との関係もあるため、都の被害想定変更を受け、各基礎自治体での対応を確認し、地域住民の実態に即した内容へ要請行動を続けていきます。

①風水害の被害軽減策を求めます

地域住民や中小零細事業者へ、水害・強風による被害軽減をはかるため、所有・賃貸を問わず住宅・店舗等に防水板(止水板)、強風による屋根や窓ガラスの破損を防止するための改修工事等の工事費助成創設を求めます。

5)小規模事業者登録制度・基礎自治体会計、地域経済への影響からもインボイス導入中止を

インボイス導入は基礎自治体と消費税免税事業者との取引に大きな影響を与えます。現在の自治体会計には、消費税の申告義務のない一般会計、課税売上高が1000万円以上で消費税の申告義務がある特別会計や公営企業会計があります。来年10月インボイスが実施された場合、消費税申告義務がないものの、一般会計はインボイス対応を求められます。また年間売上高1000万円未満の小規模な特別会計は、インボイス対応の課税事業者になり、消費税の申告義務が発生します。さらにインボイス対応のためのシステム改修が必要になる可能性があります。

多くの自治体では上下水道事業や公営交通事業などは特別会計で営まれています。都内29の基礎自治体で運用されている小規模事業者登録制度などの事業では、地域の工務店など小規模事業者、免税事業者に発注されてきた修繕工事などが、インボイスが発行できないという理由で取引対象から外されてしまう恐れもあります。また取引の継続のため、課税事業者への転換を求められる可能性もあります。小規模事業者の受注機会拡大と地域経済の発展を目的とした登録制度などの公契約は、税の再分配機能であり、地域経済を支える要素の一つであることから影響は重大です。

小規模事業者と自治体の消費税負担増加、システム改修費用発生を強要し、地域経済を疲弊さ

せるインボイス制度導入は中止すべきです。税金経営対策の運動の重点である、インボイス反対・延期を国に求める自治体意見書採択は仕事対策の面からも重要な課題です。

(2) 全てのアスベスト建材の調査から除去に至るまでの公費助成を求める大宣伝行動(仮)

平方メートル数の制限がなく、レベル3のアスベスト含有建材も対象とした民間建築物に含まれるアスベストの適正な除去廃棄処理のためには公費助成が不可欠です。さらに現場に従事する際に必要な石綿含有建材調査者講習修了者に対し講習受講者助成についても同様です。全建総連、都連を通じて国に対し公費助成を求めています。併せて、最終的な費用の負担者となる地域住民に向け、アスベスト建材に関わる調査から除去に至るまでの東京土建の主張を広げていくため、労働対策部と共に標記大宣伝行動に取り組みます。提案詳細は労対部議案をご参照ください。

(3) 11月18日東京都連対都要請行動について

6月28日対都要請行動での都の回答内容を受け、11月対都要請行動を進めます。建設資材の国内自給率向上、コロナ禍における感染症対応、カーボンニュートラルに向けた環境対応と中小零細建設事業者支援、都の被害想定見直しに対応した地域住民に向けた防災減災施策実現、公的負担によるアスベスト除去に関わる資格取得・調査・除去までの助成実現などの内容で確定しました。

東京土建は都連を通じ、都側の「基礎自治体の要望に基づいて検討」という補助事業に対する方向性から、地域住民の実態を背景にした各支部の要請、市区町村から都へ要望、対都要請行動との連携を進めていきます。

(4) 12. 21地域活動経験交流集会

食糧支援やフードバンクなどの活動と地域を基礎にした災害対策活動は、コロナ禍での地域住民を軸に取り組む課題として重要です。全都にこうした活動を広げていくため、社会保障対策部議案のとおり、地域活動交流集会を開催します。社会保障対策部と共に開催準備を進めます。

(5) 全木協断熱施工実技研修開催、各支部から積極的な応募を(再掲)

一般社団法人全国木造建設事業協会(全木協)では下記日時で表題研修会を開催しています。この研修会は、建築物省エネ法の改正を受け断熱施工の能力向上が必要となってくることから、正しい施工方法を身につけ、技能者全体のレベルアップを図る目的で開催されるものです。

応急木造仮設住宅建設仮登録者、応急修理協定登録者の大工技能者を中心に募集しますが、今後、登録を検討する組合員も参加可能です。下記の通り、同じ日に午前午後で2回開催します。内容は同じなので、都合の良い時間枠でお申し込みください。

[日時] 11月15日(火): ①午前9時～正午、 ②午後1時30分～午後4時30分

11月16日(水): ③午前9時～正午、 ④午後1時30分～午後4時30分

[会場] 全建総連会館、 [定員] 各回ともに先着5人まで

[申込] 参加を希望される方は各実施日の前日午前中までに本部へお申し込み下さい。(1号動員)

[注意事項] 本研修会参加前に必ず下記動画を視聴してください(所要時間 約50分)。

改正建築物省エネ法オンライン講座の「木造住宅の標準的な断熱施工法2021 4～7地域版」

[視聴方法] 『説明義務に使える手法が簡易に学べるWEB講習会』で検索。

⇒「説明義務に使える手法が簡易に学べる WEB 講習会」のページの⇒「木造住宅の標準的な断熱施工法2021 4～7地域版」をクリック。<https://shoenehou-online.jp/setumeisyuhou/>

[道具類] 事務連絡の内容のものを持参ください。当日は総連会館前の駐車場が利用可能。

(6)住まいの相談センター連絡協議会

1)東京都連第34回住宅センター活動者会議(WEB 併用開催)

激甚化・広域化、多発する災害の中で10年ぶりにあらためられた都の被害想定を学び、組合活動としての仕事確保運動、住宅センター活動に求められる課題と役割を交流します。地域建設産業の一翼として、建設キャリアアップシステム事業者登録と見える化評価制度の直近の状況を知り、その活用を広げることも学びます。

[日時]11月8日(火) 午後1時30分～午後5時、[会場]全建総連会館

[内容]①講演「東京都の新たな被害想定のポイントと所管の補助事業の紹介」東京都住宅政策本部住宅企画部住宅施策専門課長・吉川玉樹氏、②「地域を取り巻く状況と住宅センターの課題、その役割」都連仕事対策部長、③各組合住宅センターの取り組み報告とパネルディスカッション、④講演「技術技能の向上を目的とした国の中小事業主に対する育成支援の動きとCCUS普及に向けた課題について」全建総連技術対策部長・小林正和氏。

[参加要請]各支部住宅センター代表1人(1号動員)または担当書記。

※会場定員は30人。葛飾支部住宅相談センターが東京土建を代表して発言します。

2)(一社)リカコ

①国土交通省が省エネリフォームに関わる悪質リフォーム事業者へ注意喚起 中執資料参照

国交省は省エネ改修の話題が広がりを見せる中で、こうした機運に乗じた悪質リフォームへの宙域喚起を関係団体へ事務連絡しました。悪質リフォームの事例などを紹介しながら、対処方法など共に、住宅リフォーム事業者団体登録制度の案内もしています。地域での点検商法の広がりと併せて、地域住民の関心事を悪用するグループに対して、地域住民と地域社会の守り手である地域建設従事者組合やリカコ会員の姿を伝えていくことが有効になります。

②第1回全リ協・RECACO・住推協 住宅リフォームコンテスト結果

全体で55件の申し込み(うちリカコ21件)があったコンテストは10月20日全建総連大会住宅対策部分科会で発表されました。リカコからは、住まいと暮らしの改善リフォーム部門奨励賞に、広瀬達雄さん(豊島支部)、石橋直治さん(世田谷支部)、内野友和さん(小平東村山支部)が入賞しました。今後、受賞記録集がデータ作成されます。ご協力頂いた支部・会員の皆さんに感謝を申し上げます。

③リカコ会員オンライン交流会 中執資料参照

[日時]11月25日(金) 午後7時～午後9時

[内容]「アスベスト現場対応」、「建設業からみた働き方改革」、「省エネリフォームに向けた私たちの課題」の3つのテーマで交流します。

3)本部設計者の会

①設計者学習交流会(WEB併用開催) 中執資料参照

今年の学習交流会は、木造住宅の耐震化と不燃化について、一級建築士金田正夫さん(暮らしの工房無垢里・渋谷支部)から講演をもらいます。

[日時]12月8日(木) 午後5時開会(配信)

[参加対象]組合員(主として建築士・設計者の会対象者)、本支部設計者の会会員(設計者の会の無い支部は、設計者の会の役員候補、又は、住宅センターで中心となって活動する設計者)

②全建総連第63期木造住宅設計・施工委員会委員の支部確認について

全建総連が現場の意見を国の施策に反映させるため、審議会や委員会、民間団体の会議などに委員を派遣しています。東京土建は東京都連を通じて設計・施工委員を推薦しています。本部設計者の会総会決定に基づき、幹事会で討議を行ないました。出身支部での確認を経て12月第9回中央執行委員会で承認します。

(7) 仕事対策上の実務対応

1) 住宅瑕疵担保履行法改正、リフォームや既存住宅も住宅紛争処理の対象へ

これまでは建設工事完了の日から1年以内または人の居住の用に供したことの無いものを対象とした住宅瑕疵担保責任保険(1号)が付された住宅で紛争がおきた場合、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて専門家相談または紛争処理が受けられる体制になっていました。

10月1日からの改正により、専門家相談と紛争処理の対象に新築2号保険^{*}やリフォーム工事の対象箇所に対する瑕疵保険などが対象になります。

新築2号保険は、住宅瑕疵担保履行法が定める資力確保義務が適用されない住宅(宅建業者が買主・発注者となる新築住宅、建設業許可が不要な業者が建設した新築住宅、新築後に人が居住しないで1年以上経過した住宅等)を対象にした瑕疵保険のこと。

2) 経営事項審査における登録建設業経理士の件

2021年4月の建設業法改正において、「一級と二級の登録経理試験に合格した者」の評価の条件が変わりました。従前は「合格した者」(申請会社に常勤で勤務していること)であれば評価の対象でした。改正後は、「合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者」、「経理士講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者」に変更されました。(改正前と同様、申請会社に常勤で勤務していることも必要)

但し、経過措置が設けられていて、2016年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、2023年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となります。「23年3月末まで」とは、審査基準日がある日までということです。経過措置の終了が今年度2022年度末なので、計画的に講習を受講することを各支部で周知をお願いします。

3) 航空法等の一部改正が12月5日施行、ドローン国家資格化前に講習機関へ問い合わせを

12月5日より講習試験が始まり、ドローンが国家資格になり、一等・二等無人航空機操縦士の2つになります。一等操縦士については、今まで許可されていない有人地帯での上空を補助者無しでの目視外飛行が可能になります。登録講習機関(国が登録する民間機関)によって一等資格が取得可能な機関、二等のみ取得可能な機関など異なり、登録講習機関において無人航空機の操縦に関わり必要な講習を受講し講習の修了審査に合格した場合には実地試験が免除されますので、民間免許を保有されている方は取得した講習機関へお問い合わせください。なお今年の6月20日からは機体認証制度(100g以上の機体)が義務化されており、機体の情報と所有者の個人情報の登録義務化が併せて施行されています。

3. 労働対策部：川口労働対策部長

(1) 職業病(じん肺・アスベスト)対策

1) 毎月最終火曜日と第二火曜日は専門医受診の日【東京土建デー】

◇芝診療所(受付:午前9時～正午)→11月29日、12月20日(医療機関都合で一週早い)

◇御成門内科クリニック(受付:午前11～正午)→11月8日、12月13日

2) リサーチセンター年末学習会 主催:職業性疾患・疫学リサーチセンター

メインテーマは「過労死」とし、過労死弁護団の玉木一成弁護士を講師に招きます。

[日時]12月4日(日) 午後1時30分～3時30分

[開催方法]オンライン学習会・会費無料(行動費無し) ※賛助会員へは直接案内が届きます。

(2)化学物質「MOCA(モカ)」による膀胱がん労災申請について(再掲・補強)

機関紙「けんせつ」、東京土建ホームページで化学物質MOCA(モカ)の危険性、膀胱がんに罹患した仲間・家族へ労災申請への呼びかけを行っています。なお、支部機関紙等でも呼びかけに使える「囲み記事」を全支部へ配信していきます。また、MOCAを使用する可能性のある職種に絞り、案内を労組・国保から発送します。

今年12月22日には、過去(2年以上前)の膀胱がんでの労災申請の時効となります。引き続き全建総連を通じ、厚生労働省へ時効の撤廃・延期を求めます。

※職業病の申請は2年で時効となります。これからの発症については、随時、申請対象となります。

(3)「大詰め」の建設アスベスト訴訟と、被害者にも加害者にもならない運動

1)アスベストを巡る情勢 大阪労働局◆石綿調査おこたり解体工事業者を送検

大阪労働局は、石綿などの使用状況を調査せずに建物の解体作業を労働者に行わせたとして、奈良県の個人事業主を安全衛生法22条違反の疑いで大阪地検に書類送検しました。同労働局が情報提供をうけ現場を確認すると、建材に石綿が含まれていました。調査を行った記録はなく、石綿があることを前提とした対策も行われていませんでした。健康被害の危険性を重視し、行政指導ははさまず送検に踏み切りました。

同労働局は対策を怠る業者が増えることを警戒し「重点的に指導していく」としています。東京都でも、同じような事件が発生する可能性があります。都(環境局)の交渉でも、パトロール強化の方針は打ち出されていますし、建築リサイクル法で巡回している情報も得ています。

東京土建は、建設アスベスト訴訟を通じ、被害者にも加害者にもならないことをうたっています。仲間へのアスベスト対策の周知を行うとともに、同様な事例については、本部まで情報を提供するよう呼びかけます。

2)アスベスト問題周知チラシ全戸配布大宣伝(組織人員×5枚)

建設アスベスト訴訟では、国とは解決・和解の方向が出され、一定の解決がはかられています。しかし、アスベスト建材メーカーは原告への謝罪もなく争いを続けています。

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部では、被告企業への交渉、抗議宣伝行動をこの間行っています。また、企業責任を問うべくシンポジウムを開催してきました。また、後述でアスベスト建材メーカー訴訟の第一回期日も確定しました。

大防法や石綿則の改正によって、改修解体工事の事前調査が義務化され、来年10月からは資格のある調査者による事前調査が義務化されることから、資格者の確保、除去工事の方法、増加する費用と伸長する工期の算定等に大きな関心が集まっています。

①建材メーカーがいまだに原告への謝罪もせず争いを続けていること、②アスベスト建材の調査・除去工事に今ある国・自治体の助成制度はほぼ機能せず、建材メーカーは自ら製造・普及したアスベスト建材の除去費用を負担するどころかそれによる工事で利益を上げている。

この2点を突き出し、一気に世論を作る大宣伝行動を仕事対策部と連携して行います。

取り組み期間を12月～2023年1月としますので、次月の中執で詳細を提案していきます。

3)新規紹介議員署名(10/17現在)衆議院76人、参議院40人が紹介議員として賛同

	支部	会派	氏名	紹介議員		支部	会派	氏名	紹介議員
1	足立	自民	土田 慎		19	新宿	維新	小野 泰輔	
2	葛飾	自民	平沢 勝栄	◎	20	新宿	立憲	海江田 万里	
3	台東	自民	辻 清人		21	中野	立憲	長妻 昭	◎
4	墨田	自民	松島 みどり	●	22	杉並	立憲	吉田 晴美	●
5	江東	自民	柿沢 未途		23	三鷹武蔵野	立憲	菅 直人	●
6	江戸川	自民	大西 英男	●	24	府中国立	自民	長島 昭久	
7	板橋	自民	下村 博文		25	調布	れいわ	櫛渕 万里	
8	豊島	立憲	鈴木 庸介		26	調布	自民	伊藤 達也	
9	北	維新	阿部 司		27	多摩西部	自民	小田原 潔	
10	北	自民	高木 啓		28	多摩西部	立憲	大河原 雅子	●
11	練馬	自民	鈴木 隼人		29	多摩西部	公明	高木 陽介	
12	品川	立憲	松原 仁	●	30	町田	自民	小倉 將信	
13	品川	自民	石原 宏高		31	町田	立憲	伊藤 俊輔	◎
14	大田	自民	平 将明		32	八王子	自民	萩生田 光一	
15	目黒	立憲	手塚 仁雄		33	西多摩	自民	井上 信治	
16	目黒	自民	若宮 健嗣		34	小平東村山	立憲	末松 義規	●
17	世田谷	立憲	落合 貴之	◎	35	小平東村山	自民	松本 洋平	
18	世田谷	自民	越智 隆雄		36	小平東村山	自民	木原 誠二	

※上表●は期日行動の議員要請で賛同、◎は支部での地元国会議員要請で賛同。

4)自治体要請:2つの『国への意見書』採択を

①建材メーカーも補償基金制度に参加せよ(国への意見書採択運動)

採択自治体→渋谷区(渋谷支部)、葛飾区(葛飾支部)、府中市(府中国立支部)

国立市(府中国立支部)、清瀬市(清瀬久留米支部)、羽村市(西多摩支部)

趣旨採択自治体→青梅市(西多摩支部)

②調査・除去費用の助成(国への意見書採択運動)

清瀬市(清瀬久留米支部)は、全国初の意見書採択となっています。

板橋支部では、調査・除去費用の助成制度実現へ向け、国への意見書採択を後押しする署名行動を東京都連傘下団体(ユニオン)、共闘団体とともにやり、板橋区議会で採択されています。

5)当面の集会・会議

①アスベスト建材メーカー訴訟 第一回期日(11/25)が決定!

建材メーカーのみの訴訟をこの間、準備し、原告団を結成してきました。東京「建材メーカー訴訟」は東京土建より46人の原告・遺族原告でたたかいます。1～3陣の仲間とともに、建材メーカーからの真摯な謝罪、賠償、そして建材メーカーも拠出する補償基金制度の実現を求めています。

当日は、入廷行進・記者会見等を行い、マスコミ・世論へ訴えていきます。

※取り組みの日程は「当面の諸行動」を参照。

②期日行動(東京土建支部動員あり)→当面の諸行動

※期日行動参加者は原告を応援するためにも基本的に法廷内に入ることを優先します

③期日行動(東京土建支部動員なし)→以下の行動は統一本部役員・事務局対応

■神奈川3陣訴訟→第13回期日(11/25)横浜地裁で9時半開会

■さいたま訴訟→第8回期日(11/9)さいたま地裁で10時開会

(7)労働者供給事業の取り組み

1)労働者供給事業登録説明会

アイディホーム以外の供給先の登録について下記の日程で行います。

[日時]①11月19日(土)、②12月17日(土) いずれも午前10時～、[会場]けんせつプラザ東京

2) アイディホーム関連

① 宅建業免許、建設業許可の自主廃業を公式発表、その後の対応

現在、アイディホームの担当者と、課題点について協議中です。

② アイディホームで従事している仲間の情報集約(賃金対策部と共同の取り組み)(再掲)

アイディホーム従事者からの就労状況・現場情報を収集します。支部(PAL)で、従事している仲間から聞き取りを行い、本部へ情報を上げてください。

4. 技術対策部：佐藤（里）技術対策部長

(1) 経過報告

1) 10月16日 オープンキャンパス、3人の参加 2人が受験予定(1人は合格者)

2) 10月26日 カレッジ・第3回選考会の結果

1人受験、1人合格(第1・2回と合わせて、9人の合格者)。

3) 10月30日 第23回カレッジ公開講座の結果 (けんせつ参照)

当日にLIVE配信を観れなかった方も、カレッジYouTubeチャンネルで公開していますので、視聴して下さい。

4) 東京都知事・産業労働局長の感謝状推薦の結果

今年度、東京都知事賞5人、産業労働局長賞5人の計10人を推薦し、以下の8人のみなさんの推薦が決まりました(敬称略)。11月2日に授賞式が行われます。

[東京都知事感謝状] 吉澤延彦(西多摩)、釘嶋光子、大貫匡康

[産労局長感謝状] 福地孝志(板橋)、川口敏彦(調布)、向井明(八王子)、吉野勲、山中清、

※支部名の記載が無い方はいずれもカレッジ講師です。

5) 研修センター中間監査 (資料集参照)

10月12日午前中に内部、午後に外部監査を行ないました。特に指摘事項はありませんでしたが、インボイス対応が今後の課題となります。

6) CCUS運営報告

① 8月末の登録件数

全国: 技能者 99万8487(97万2462) 事業者 19万1955(18万7895)

東京: 技能者 10万2552(10万0184) 事業者 2万3400(2万2990)

()内は先月末数

② 東京土建の登録数(10月18日 現在)

技能者助成金給付人数 8246(8148)

認定登録機関技能者登録数 10100(9911) 同事業者登録数 3001(2965)

認定登録機関設置数(本部・技術センター含) 34(33) うち公開窓口 32(31)

()内は前月の報告数

③ 支部認定登録機関設置・公開状況

8月に登録機関の設置をした大田支部が10月に窓口公開をし、同じく8月に設置した葛飾支部が11月に公開予定です。また、八王子支部が10月に設置、来年1月に公開予定で、府中国立支部が2月に設置、4月に公開予定となり、全支部の設置・公開へ残り3支部(新宿・多摩西部・日野)となりました。

④ カードリーダー・モニターの登録状況 13支部14人

カードリーダーのモニター登録は10月24日現在、13支部14人(荒川、葛飾、北、港、目黒、世田谷②、杉並、狛江、多摩西部、多摩・稲城、町田、西東京、村山大和)となりました。

(2)石綿関連の講習について

1)石綿作業主任者講習

①9月29～30日 全建総連版・けんせつプラザ東京の開催結果:受講枠70人(優先枠18人)

通常申込44人(受付期間に定員に達せず追加募集で10人追加)、62人が受講予定でしたが2人の欠席者が出ました。1人はやむを得ない事情で支部請求をせず、1人は支部請求をしました。

②10月12～13日 けんせつプラザ東京の開催結果:定員100人(優先枠46人、通常申込77人)

123人の受講申し込みがあったため抽選、100人が受講予定でしたが、10人の欠席者が出ました。1人はやむを得ない事情で支部請求をせず、9人は仕事が理由だったので支部請求をしました。

受付期間を告示し、抽選制度を導入してから初めて欠席者が2桁となりました。抽選で受講機会を得るという事は、落選で受講機会が失われた仲間がいることになります。技術対策部としても講習回数を増やし、受講機会を増やすよう努めていますが、石綿作業主任者講習の仲間の要求は増す一方です。講習申込後のキャンセル、当日欠席をしないことを改めて訴えます。

③11月28～29日 全建総連版・けんせつプラザ東京の受付・抽選結果

[日時]11月28日(月)～29日(火)、[会場]けんせつプラザ東京

[定員]66人 ※コロナ対策で総連と協議の上、変更になりました。

優先枠5人、通常申込74人、合計で79人と定員を超える申し込みのため、10月18日に抽選をしました。結果は事務連絡済です。

④12月14・15日 けんせつプラザ東京の受付状況(10/24現在、10月末状況は口頭報告)

[日時]12月14日(水)～15日(木)、[会場]けんせつプラザ東京 [定員]100人

[優先枠受付]10月19日(水)～25日(火) [通常受付]10月27日(木)～11月10日(木)

優先枠24人、通常申込●●人 ※申込多数の際は11月11日(金)に抽選します。

⑤1月18・19日 パルテノン多摩の告示

[日時]1月18日(水)～19日(木)、[会場]パルテノン多摩(多摩センター駅より徒歩5分)

[定員]70人 ※申込多数の際は12月6日(火)に抽選します。

[優先枠受付]11月14日(月)～18日(金)、[通常受付]11月21日(火)～12月2日(金)

⑥1月23・24日 全建総連版・けんせつプラザ東京の告示

[日時]1月23日(月)～24日(火)、[会場]けんせつプラザ東京

[定員]70人 ※申込多数の際は12月13日(火)に抽選します。

[優先枠受付]11月14日(月)～18日(金)、[通常受付]11月21日(火)～12月9日(金)

⑦今後の石綿作業主任者講習の開催予定 ※講師・会場の都合で変更する場合があります。

2月21日(火)～22日(水) 会場は現在調整中。

2)建築物石綿含有建材調査者講習

①10月19～20日 けんせつプラザ東京の開催結果 96人が受講予定

96人が受講予定でしたが、6人の欠席者が出ました。1人はやむを得ない事情で支部請求をしますが、5人は仕事などが理由だったので支部請求をします。

②12月6日(火)～7日(水) けんせつプラザ東京の受付状況(10/24現在、結果は口頭報告)

[日時]12月6日(火)～7日(水)、[会場]けんせつプラザ東京

[定員]110人(コロナの状況で調整)、[受講資格]原則、区分8(石綿作業主任者修了者)のみ

[優先枠受付]10月3日(月)～11日(火)、[通常受付]10月13日(木)～10月26日(水)

優先枠4人、通常申込58人、合計62人(申込多数の場合、10/28日に抽選)

③2月6日(月)～7日(火)・けんせつプラザ東京の告示(年度内最後)

[定員]110人(コロナの状況で調整)、[受講資格]原則、区分8(石綿作業主任者修了者)のみ

[受講資格]原則、区分8(石綿作業主任者修了者)のみ

[優先枠受付]11月15日(火)～22日(火)、[通常受付]11月24日(木)～12月7日(水)

申込多数の際は12月9日(金)に抽選とします。

④次年度の開催について

次年度の1回目は4月に開催予定で、以後は毎月開催できるように全建総連と調整中です。

⑤支部独自の開催における留意点

前回の中央執行委員会にて口頭で注意喚起をし、各支部に事務連絡も配信しましたが、東京土建共催の日本環境衛生センター以外での支部独自の開催は、5支部より報告がありました。

受講定員が増加したとはいえ、仲間の要求が高いこの講習を、仲間の受講機会の担保で支部が独自の開催するにあたり、①受講要件が守られているかの確認、②万が一、資格取り消しにつながるような事態になり、トラブルに発展した場合の仲間への対応など、きちんと支部で確認した上で開催するようにして下さい。

今後、支部独自で開催予定の場合は事前に技術研修センターまでご相談下さい。

⑥自治体による抜き打ち検査について (けんせつ参照)

9月に渡辺副委員長が事前調査・報告をした現場で、市の職員による抜き打ち検査がありました。被害者にも加害者にもならないよう、アスベスト対策の周知と講習受講の呼び掛けをお願いします。

(3)方針の補強

1)支部開催の講習を計画、成功させましょう!

この間に報告していますように、支部講師は大きく増えましたが、秋の拡大月間に絡めての支部開催講習の計画・予定は、半数の支部にとどまっています。未開催・未計画支部は、年末・春一番拡大の話題ともなるよう計画を検討しましょう。また、より多くの受講者となるよう、宣伝や呼び掛けも工夫するようにしていきます。

2)第50期二級建築士準備講座への募集の強化を (D-LIFE23号参照)

来年1月に開校する2023年度「二級建築士準備講座」は50期を迎えます。この数年間での建築士準備講座への参加者が低迷しており、このままでは、技術センターの事業としては成立しない状況です。50期の節目を迎えるにあたり、平日夜間の参加は辛いなどの要望に応じて、毎週日曜日開催を軸にした新たなカリキュラムも講師陣と研究しています。

組合の準備講座は同じ東京土建の仲間と合格をめざしていく中で、「初めての挑戦でも安心して」参加できます。どけん共済会のD-LIFE23号では、二級建築士準備講座に参加したことがきっかけで、建築カレッジに入学を決意した27期生・山下さんの声も掲載しています。

具体的な日程や詳細は12月に事務連絡しますが、部会や機関会議などで「建築士へチャレンジしてみたい」という仲間へ声掛けをして頂き、建設産業の担い手確保・育成に組合としてどう応えていくかという視点で、受験準備講座の参加者募集に特段の取り組みをお願いします。

◆東京土建の「二級建築士講座」

技術センターが設立する以前の1974年から「二級建築士講座」を始め、当初は各支部での建築士育成、組合として国家資格である二級建築士を取得する組合員を育成、組織拡大にも大きな役割を發揮し、高い技能者を増やす取り組みをすすめてきました。時代の流れの中で建築士試験制度の変更や改正があり、受験資格が厳しくなり、受験者数が大きく減った時代もありました(2008年頃～)。そういった影響から現在では、逆に建築士不足によって受験要件の緩和なども始まっています(2020年～)。

◆仲間を応援する組合の制度

[青年部チャレンジ助成金]

「二級建築士受験準備講座・プレ準備・学科」出席率8割以上で2万円。

「二級建築士受験準備講座・製図」出席率8割以上で5千円

[どけん共済会の資格講習共済、全建総連の資格取得報奨金]

二級建築士合格で合わせて1万5千円

3)建築カレッジ 第28期生の確保、無料職業紹介所の事業所確保に向けて

①第3回入学選考会 [11月22日(火)／応募締切 11月18日(金)]

②実習棟実習開始、授業見学!

今年度のオープンキャンパスの開催は終了しましたが、10月下旬からカレッジカリキュラム最大の特徴である「本物の家を建てる実習棟実習」が始まりました。毎週土曜日の午後を中心に実習は計画しています。各支部で青年部・後継者対策部・事業所対策などでカレッジの宣伝を改めて強めて頂き、カレッジ授業・施設見学などを促すなど、研修生募集にご協力をお願いします。

なお、26期・実習棟(現2年生が昨年度に建てた)は、長野県安曇野市に移築・再利用される予定です。また、平屋の小屋も千葉県に移築予定と豊島支部で防災訓練で再利用予定です。

(4)CCUS普及のとりくみ

1)就業履歴蓄積(カードリーダー普及)に向けて

報告にありますように、モニター登録は進まない状況にあります。説明会を11月下旬から12月上旬で開催するようにします(詳細は事務連絡)。第1回の説明会には、モニター登録を進めるためにも、担当書記・職員も出席するようにして下さい。

(5)技術研修センターの事業

1)技術研修センターにおける講習会の定員の緩和について

緊急事態宣言が解除された場合、下記のような対応で再開します。中止になった方については、後の日程で振り替えて受講できます。但し、開催できた場合でもしばらくの間は定員を絞って開催しますので、早めの振替をお願いします。定員で振替できない場合もありますのご了承ください。

なお、センター講習の定員は、3階で開催する講習は原則25人まで、1階・2階で開催する講習は原則15人までとします。

上記確認を2020年度第3回中央執行委員会で行ない、新型コロナ感染対策に留意しながら講習会を開催してきましたが、石綿作業主任者など、仲間の要求に応えるべくこの間、一定の緩和を行なってきました。今後、第8波も予想されますが、CCUS登録やレベル判定など、仲間の資格取得要求が高まっていることもあり、引き続き新型コロナ感染対策に留意しつつも1卓2人までとし、座席レイアウトなども考慮しつつ、定員上限を緩和するようにします。

2)高所作業車、フォークリフトの外部講習委託の取り止めについて

仲間の受講機会の担保のため、技術研修センターでは実施していない、高所作業車技能講習、フォークリフト技能講習は、外部実施機関に毎月5人だけ東京土建枠を設けてもらい、技術研修センターで申請書の受付をしていましたが、事業所が人材開発支援助成金を利用する場合は、領収書の発行元の関係で助成金を利用できないといった問題もあります。

実施元が満員になっていなければ、受講費用は直接申し込んでも組合を経由しても同じことや、助成金利用、今後想定されるインボイスの観点(外部監査で課題と指摘)もあり、12月から技術研修センターでの受付は取りやめる予定です。

なお、各支部への実施元からの案内などは引き続きおこないますので、講習スケジュールは各支部で把握ができること、12月の技術研修センターでの受付はフォークリフトのみで、10月24日現在、申し込みも0人であることから組合員に不利益になることはありません。

3)業務支援システムの新規作製の見積について(資料集参照)

先月の中央執行委員会で要望のあった、技術研修センター講習等の業務支援システムの新規作製の見積を資料集に掲載しました。技術研修センターの総会で報告、理事会で確認しており、中執での承認を要する内容ではありませんが、高額支出となるため、報告しました。

4)現代の名工・建設マスター・建設ジュニアマスターの推薦

今のところ、表記の推薦は支部から上がってきていません。推薦者がある場合は、支部執行委員会で確認のうえ、早急に技術研修センターへ報告をお願いします。

その2 税金経営対策の取り組み 大木税金経営対策部長

1. 活動報告

(1)インボイス制度導入中止と消費税減税に向けた取り組み

1)取り組み結果について … 基調参照

2)各支部でのインボイス学習会の開催

今年度の各支部でのインボイス学習会の開催状況は10月14日現在、28支部(うち複数開催16支部)で開催され、今後14支部で計画されています。

3)STOPインボイス10.26日比谷MEETING(主催インボイス制度を考えるフリーランスの会)

10月26日(水)に開催された標記の集会へ代表参加し、運営などの協力をおこないました。

2. 当面の活動

(1)消費税減税とインボイス導入中止を求める運動

1)自民党税制調査会へ向けたインボイス導入中止を求める取り組み

自民党税制調査会による2023年度税制改正の議論が10月より本格的に始まっています。ここでの議論は、次年度の税制改正に大きな影響があると言われていています。この間の議員要請行動では「インボイス導入で非常に困るという話を地元でよく聞く」との発言もありました。小規模建設事業者の現状なども伝えながらインボイス導入中止を求め、自民党税制調査会メンバーに向けた大衆的な要請等を検討していきます。

2)インボイス制度のリーフ作成と宣伝行動の取り組み

駅頭宣伝で使用するためのインボイス制度のリーフを作成し、各支部へ11月18日着予定で配付します。11月24日を中心とした宣伝行動にご活用ください。

3)東京土建独自国会行動(社保・税金・憲法平和・物価高騰対策など・再掲)

消費税減税、インボイス導入中止も含めた諸課題について東京土建独自の国会議員要請行動を専門部横断でおこないます。詳細は社保基調の項をご参照ください。

4)物価高騰対策・消費税減税とインボイス中止を求める大集会(再掲)

全国中小業者団体連絡会主催の集会に東京土建として趣旨に賛同し参加します。要項は当面の諸行動を参照ください。

5)支部・分会・群でインボイス学習会を早期に開催し、多くの仲間に制度内容とその対応、危険性と運動について伝えよう(再掲)

- 6)自治体での「インボイス制度導入中止を求める国への意見書」採択へ向けて粘り強く要請をおこなおう(再掲)
- 7)インボイスに関するトラブル事例や、困っている事を本部まで寄せてください(再掲)

(2)東京都連の取り組み … 当面の諸行動を参照

- 1)地元国会議員要請行動(都連主催)
- 2)東京都連 消費税率引き下げとインボイス制度導入中止を求める宣伝行動

(3)消費税廃止各界連「消費税率5%への引き下げを求める署名」の取り組み(再掲)

コロナ禍やウクライナへの侵略など世界的な経済不安と急激な円安を原因として異常な物価高騰が続きます。この状況に対して最も有効な経済対策は消費税の引き下げです。標記の署名を2023年3月まで、組織人員の2倍を目標に継続した取り組みをお願いします。

(4)第5回いのちとくらしを守る税研集会

労働組合、医療従事者、年金受給者等の幅広い階層で実行委員会を形成し、税制・税務行政・社会保障のあり方を研究し運動に活かす重要な集会となります。各支部では、学習会と位置づけ、運動に結び付けていきましょう。

[日時]2023年1月28・29日(土・日)、[会場]けんせつプラザ東京ほか(WEB併用)

※開催時間、参加費、申込方法は別途事務連絡します。

(5)各種研修会

1)第2回税金経営対策活動者会議(第3回部会を兼ねる)

[日時]12月8日(木) 午前10時～午後3時、[会場]けんせつプラザ東京

[対象] 本支部税金経営対策部長・担当中執・担当書記、税対小委員

2)NTT達人の使い方研修(WEB併用)

[日時]2023年1月26日(木)、[会場]池袋技術センター

[対象]書記・職員 ※事前申込がない場合、当日の参加はできません。

3)確定申告相談員研修会

[日時]2023年1月27日(金) 午前10時～午後4時、[会場]けんせつプラザ東京

[対象]税金相談を担当する書記、職員及び税金相談に対応する組合員

※組合員のみ8000円と交通費支給

4)その他

簿記応用講座、年末調整、初めての所得税、初めての消費税は巻末日程に掲載。

3. 総合事業支援センター

(1)経営センター

1)経営センター理事会

第3回理事会を10月26日に開催しました。第4回理事会は12月8日(木)の第3回税経部会兼第2回活動者会議の終了後に開催を予定します。

(2)専門家ネット

1)相談状況

9月の相談状況は、社労士ネットで就業規則作成依頼1件・36協定届1件、行政書士ネットは建設

業許可新規1件・更新1件、司法書士ネットは法人設立3件・役員変更5件・本店移転1件・解散1件・会社継続1件でした。

2) 経営相談会(要予約)

完全予約制で相談される組合員が所属する支部書記も必ず同行をお願いします。

相談時間は各日とも午前10時と午前11時の2回、1人1時間以内で無料です。

[日時]11月17日(木)、12月15日(木)、1月19日(木)、 [会場]けんせつプラザ東京2階応接室

その3 社会保障の課題

1. 社会保障対策部：千葉社会保障対策部長

(1) 社会保障拡充を求めるたたかい

1) 地域団体との共闘で地域貢献活動・自治体要請などを積極的に行い、地域から社会保障運動の底上げを図ります！

新型コロナウイルス感染拡大の影響や「全世代型社会保障改革」をはじめとする「給付と負担の見直し」や「自助の押し付け」による強力な社会保障費の抑制や自己負担増により、貧困と格差社会が広がっています。このような流れを阻止するべく、各地域社保協をはじめとする地域諸団体と共闘し、制度改悪をさせないたたかい・住民支援の具体的施策の実施に向けて一層力強く取り組んでいく必要があります。

地域社保協等の共闘団体と協力をして、学習会や集会、駅宣・署名行動、相談・支援活動を進め、自治体要請や地方議会への陳情・請願行動に積極的に取り組みましょう。

①「12・21地域活動経験交流集会」

地域住民等の要求に応えた支部による住民支援は、21支部で取り組まれています。まだまだ全都的な広がりには至っておらず課題を残しています。下記の要領で「地域活動交流集会」を開催し、この間の支部の住民支援活動や防災活動などの支部間交流を行います。各支部の優れた経験を糧に、全都での支援活動活性化を図ります。

[日時]12月21日(水) 午後7時～、 [場所]けんせつプラザ東京 ほか (WEB併用)

[対象]支部地域活動(防災・生活困窮者支援)に携わる役員、担当書記など支部5人(2号動員)

2) 社保・税金・憲法課題の「国会要請行動」(主催:国民大運動実行委員会・中央社会保障推進協議会・安保破棄中央実行委員会)

巻末参照

(2) 建設国保育成強化・国保組合補助現行水準確保のたたかい

《予算要求運動の流れ》

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
ハガキ要請		厚労省ハガキ要請		東京都ハガキ要請		財務省ハガキ要請				
議員要請賛同署名		地元国会議員要請行動(都連主催の国会行動などを含む)								
		都議会議員賛同署名								
予算要求集会		◎全建総連予算要求集会 ◎都連対都予算要求集会					◎全建総連予算要求集会 ◎都連対都予算要求集会			
省庁交渉			◎厚労省交渉				◎都福祉保健局交渉		◎中央闘争行動	
国の動き			◎概算要求基準					◎財務省予算確定		
都の動き			◎依命通達			◎厚労省概算要求		◎各局要求	◎知事査定	

1)この間の経過報告

①都連主催「福祉保健局国民健康保険課」要請行動

10月11日、都庁で都連傘下の組合・国保から25人が参加して取り組み、東京都福祉保健局国保課から上野国保課長、廣瀬・谷田課長代理が出席、都議賛同署名85人分を提出しました。上野課長は①2023年度も現行水準が維持されるように財政当局に要求、②特定健診等の補助も例年どおり要求、③建設国保の育成・強化は引き続き取り組むと回答。がん対策事業については、都の国保事業と位置づけて行うことは課題が多く、国も含めて行政全体で考えていく問題として検討していくとの見解に留まりました。国保組合からは、医療費は依然として増加傾向にあることから直近の動向を踏まえた補助金の積算をお願いしたいと訴えがありました。都連役員からは、建設産業が直面している資材高騰による仕事の影響や、若年労働者の減少と低賃金や劣悪な労働環境、高齢になっても働かざるを得ない現状など厳しい実情を訴え、都からの一層の支援を要請しました。

2)国庫補助現行水準確保の取り組み

年末に向けては、定率・調整補助金などをはじめとした義務的経費への影響がないよう、また裁量的経費の増額要求分を予算に反映させるよう、現行補助水準確保に向けて奮闘することが必要です。厚労省が出した概算要求が財務省で減額されることがないよう、年末の予算確保に向けてハガキ要請行動(10～11月財務省)・地元国会議員要請行動をはじめとした大衆運動の発展および国民医療の拡充を基本に、引き続き運動の強化をはかります。

①「全員でできる運動」ハガキ要請行動11月末まで財務省に向けて取り組みます!

財務省での予算確定は12月末となりますので、適正な医療費を見込ませるため、特に11月に集中的な取り組みを行いましょ。目標は組織人員の400%、シート枚数で組織人員の100%とし、昨年のハガキ枚数を上回る取り組みを目指します。

②地元国会議員要請は議員本人へ要請訪問しよう

建設国保の歴史と意義を伝え、増額要求を築いた概算要求額を減額させないため、挨拶も兼ねて早期に訪問し、財務省への働きかけを依頼しましょ。

11月28日に東京都連主催の国会議員要請行動に取組みます。参加者の確保をお願いします。

3)都費補助現行水準確保の取組み

①東京都へのハガキ要請行動の結果、世田谷支部、練馬支部が400%達成

10月14日現在、21万9511枚(組織人員比50.2%)を東京都に届けました。ハガキ枚数400%(シート数100%)を超えたのは、世田谷支部410.0%(104.7%)、練馬支部405.1%(101.3%)の2支部、300%(75%)を超えたのは、江戸川支部313.8%(78.4%)、村山大和支部315.0%(78.8%)の2支部、200%(50%)を超えたのは、文京、江東、豊島、北、大田、狛江、多摩西部、西多摩、府中国立、町田の10支部という結果でした。

②全都議からの賛同署名獲得を全力で追求しよう

10月末現在、都連全体で85人から賛同署名を獲得しています。全都議からの賛同署名を11.18福祉保健局交渉で東京都に提出するため、全都議訪問を全力で追求しましょ。

3)11.18予算要求対都行動・生活危機突破中央総決起大会

11月18日(金)午前中に都庁で対都要請行動、午後に日比谷野外音楽堂で生活危機突破中央総決起大会を開催します。年末の予算確保に向けて、全体の集会・厚労省・東京都交渉に取り組み、行政への直接交渉を通じて建設国保育成・強化と予算確保をめざします。※詳細は総務の項参照

(3) 仲間と家族のいのちと健康をまもる取り組み～特定健診70%、特定保健指導30%を目指す取り組み

1) 特定健診・特定保健指導、速報値(資料集参照)

2) 特定健康診査70%・特定保健指導30%目標に向けて

土建健診は、胸部X線写真の再読影によりアスベスト疾患を発見できる点で、労災認定や国の給付金申請の入口となります。アスベストの受診勧奨とも連動させながら、引き続き特定健康診査・特定保健指導の受診を推進します。事業所へのアプローチの強化、保健対策推進ツール(健診未受診リスト・周知チラシ・健診当日用保健指導リーフ)の活用、派遣型業者による特定保健指導の呼びかけ、特定健診70%と保健指導30%の目標をめざします。

①未受診者リストの活用・事業所へのアプローチ強化

今年度「健診未受信者リスト」と「事業所訪問健診受診状況チェックリスト」を統合しました。10月5日に最新のリストを配布しました。事業所訪問や分会・群での受診呼びかけに活用をお願いします。

②派遣型業者のよる特定保健指導の呼びかけ

集団健診(秋9～11月)受診者を対象として、下表の支部で派遣型業者による特定保健指導の呼びかけの取り組みを行います。

対象支部においては、支部機関会議、機関紙、群会議の話題、健診呼びかけチラシなどで、健康診断の結果によって特定保健指導の呼びかけが自宅の電話または携帯電話に派遣型事業者である「フィッツプラス」「ベネフィット・ワン」からある旨の周知・確認などをお願いします。

<2022秋の支部集団健診> 対象支部は以下のとおりです

支部	呼びかけ業者	集団健診日	健診機関
荒川	フィッツプラス	9/2～12/2	荒川生協診療所
目黒	ベネフィット・ワン	9/20～10/31	上目黒診療所、西小山診療所
府中国立	フィッツプラス	10/23	府中診療所、谷保駅前相互診療所
		11/10	府中診療所
		11/27	府中診療所、谷保駅前相互診療所
町田	フィッツプラス	10/16	町田胃腸病院
		11/20	町田胃腸病院
多摩・稲城	フィッツプラス	12/11	日の出ヶ丘病院
八王子	ベネフィット・ワン	9/25	八王子共立診療所
		11/20	八王子共立診療所
小平東村山	ベネフィット・ワン	10/30	北多摩生協診療所
		11/20	みその診療所

(4) マイナンバーカードと健康保険証の一元化に対する対応

※情勢は基調参照

1) 「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める署名

基調で触れた通り、健康保険証を廃止する方針が改めて政府から示されました。保険証が廃止となれば、マイナンバーカードをもたない者は公的保険診療が受けられなくなり、「保険証廃止」は事実上マイナンバーカードの取得義務化となります。マイナンバーカード取得義務化により、個人情報の「民間事業者利活用」「識別・選別」「管理、監視社会」の拡大が懸念されます。

さらに保険証機能の一元化(健康保険証の廃止)は保険者機能を低下させる懸念があり、組織的

にも大きな影響があります。健康保険証廃止やマイナンバーの利活用拡大阻止に向けて、標記の署名に取り組みます。〔取り組み期間〕10月～11月末、〔集約目標〕組織人員数

2)「保険証廃止反対」ネット署名、10万を超える反響 全支部で署名の呼びかけを進めよう！

東京土建が加入するマイナンバー制度反対連絡会は、政府の方針に反対する社会世論をいっそう広げる為、同様の趣旨のネット署名 (change.org) を開設しました。昨日現在で10万を超える署名が寄せられています。各支部には上記の署名用紙の取り組みと併せて、ネット署名に賛同いただき、分会執行委員会の議題や群会の話題、支部機関紙、SNS等での拡散をいただくようお願いいたします。

署名URL : <https://chng.it/m6QgiZVsPN>

【緊急署名】一体誰のため？ 保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化することに反対する緊急署名 #健康保険証の原則廃止に反対します #マイナンバーカードの義務化に反対します

保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化することに反対する緊急署名

#健康保険証の原則廃止に反対します
#マイナンバーカードの義務化に反対します

人が賛同しました。もう少しで150,000人に到達します！

あと57,791名の賛同者で目標に達します！このキャンペーンの成功を確信するため、力を貸してくださいませんか？

キャンペーン成功のために、仲間を広げよう！

◆行動日程は巻末参照

2. 国保対策委員会報告：田村専従常任中執別紙参照

3. 国保組合報告：木村書記次長/専務理事

(1)国保組合をめぐる動き(資料集参照)

1)被保険者数の動き

2)一人当たり医療費の動向

8月の一人当たりの医療費は前年同月比20円減の1万7940円で、当初予算額(1万8016円)を76円下回りました。都内の新型コロナウイルス新規感染者数は、感染が急拡大した前月をさらに上回る75万7621人となり、土建国保における新型コロナ感染による外来診療件数も、過去最多だった前月(9261件)を上回る1万2002件となりました。また、受診率もコロナ禍以前の2019年同月(62.94%)に上回る66.18%となっています。

≪8月診療分の一人当たり費用額≫ ()は前年同期比、()はコロナ禍前の2019年同月比

年度	2022	2021	2020	2019
一人当たり費用額 (前年比)	17,940円 (△ 1.11%)	17,960円 (+13.38%)	15,841円 (△5.81%)	16,818円
(2019年同月比)	((+ 6.67%))	((+ 6.79%))	〃	
稼働日数	24日	23日	22.5日	23.5日
受診率※	66.18%	63.21%	57.57%	62.94%

※理事会資料より

3)新型コロナウイルス感染症関連

①感染症手当金

10月は1340件・6508万5054円でした。内訳は被用者779件・4958万4354円、被用者以外561件・1550万700円です。なお、制度開始からの累計は6077件・3億4412万4070円、内訳は被用者3508件2億6037万9770円、被用者以外2569件8374万4300円となりました。2022年度の月ごとの支払件数は、4～6月が約600件、7～8月が約300件でしたが、感染拡大第7波に伴い、9月が約900件、10月はさらに1340件に急増しています。

②保険料減免

9月の減免決定(24日現在)は、合計60件、2カ月免除30人(うち2019年度との収入比較22人)、3カ月免除9人、4カ月免除21人でした。累計は130人、減免する延べ月数は372カ月分です。保険料減免の最終締め切りは11月18日(金)国保必着です。早急な申請をお願いします。

(2)国保組合課題

1)集団健診受診者を対象とした派遣型業者による特定保健指導(再掲)

10・11月に行われる秋の集団健診において、健診機関で特定保健指導を実施できない支部については、派遣型業者による指導を実施します。現在、実施対象となる荒川、目黒、府中国立、町田、多摩・稲城、八王子、小平東村山の各支部と準備を進めています。

対象となる支部は、あらかじめ支部機関会議、群会議での話題、機関誌や集団健診チラシでの広報、集団健診当日の呼びかけ等で、健診結果によって国保組合から特定保健指導申込書(オレンジ色の封筒)が届くこと、同時期に委託業者である「フィッツプラス」「ベネフィットワン」から特定保健指導の呼びかけが自宅の電話又は携帯電話にあるため、積極的に利用してほしい旨の周知をお願いします。特定保健指導(初回面接)利用者にはクオカード3千円分を進呈します。

その4 厚生文化活動・どけん共済 塩野厚生文化部長

1. どけん共済

(1)第2回理事会報告 コロナ「全数把握」見直し対応と資格講習共済の対象資格を確認

10月11日理事5人、監事2人、事務局4人の参加により第2回理事会を開催しました。秋の共済推進、今年度制度検討経過報告、9月26日以後の新型コロナウイルス対策、資格講習共済の対象資格の追加、秋の厚生文化活動などの確認を行いました。(議事録参照)

1)「全数把握」の見直しによる9月26日以後の発生届対象外の陽性者への対応

発生届対象外の場合、自身で東京都陽性者登録センターに登録することで、陽性診断の申請結果「東京都陽性者登録センター申請結果のご連絡」(別紙資料)がメールで届きます。この申請結果には、氏名、診断日(検体採取日)が確認できることから、コロナ特例申請の療養証明書類として取り扱う事を確認しました。

■全数把握の見直しとは

医療機関や保健所の負担を軽減するため、コロナの全数把握を9月26日以後医療機関が保健所に提出する「発生届」の対象を①65歳以上②入院が必要な人③重症化リスクがあり、治療薬や山荘投与が必要な人④妊婦の4分類に変更したことです。

2)資格講習共済対象資格の追加 CCUS 登録基幹技能者7資格を給付対象に

下記の7つの登録基幹技能者資格を10月11日以後資格講習共済の給付対象資格に加えることを確認しました。今まで対象資格の追加などの規定改定は、総代会での確認事項でしたが、昨年の

一般建築物石綿含有建材調査者資格の取り扱いをめぐる検討経過の教訓をふまえ、理事会で対象資格の追加が出来るよう2021年度第2回理事会で確認しました。

- 1・登録ウレタン断熱基幹技能者
- 2・登録発破・破碎基幹技能者
- 3・登録圧入工基幹技能者
- 4・登録解体基幹技能者
- 5・登録建築測量基幹技能者
- 6・登録送電線工事基幹技能者
- 7・登録さく井基幹技能者

(2)新型コロナウイルス感染症対策 給付状況

2022年1月から10月7日までの累計給付は、給付件数7437件、総給付日数7万7584日、4億5784万4000円です。この間コロナ申請は、980件から600件の申請で推移していました。

しかし、9月後期申請では、2548件となり、通常の傷病申請と合わせて傷病関連申請合計は2932件となり、今までに例のない申請件数となりました。

(3)宝台樹スキー場とのファミリーカード提携終了のお知らせ

9月15日宝台樹スキー場より、料金システム見直しにともない提携解除の申し入れがありました。この間の原材料費や電気料金等の高騰により新しい料金体系への移行に伴い2022年11月1日付けで提携の解除をお願いしたいとの事です。よろしく申し上げます。

(4)秋の共済推進

1)9月から10月の行動の特徴

秋の共済推進前半の特徴は、分会共済学習会の開催により加入につなげる・江東支部。地震被害に対する備えの対話により加入につながる・板橋支部。火災共済の見積もりや他制度との比較により優位性を感じ加入・練馬支部、港支部、中野支部です。

加入や対話での教訓は、①制度学習による制度理解と取り組み方針の実践。②「対話」による制度説明、③自然災害対策を含む他制度と比べた自主共済制度の優位性を広げる。

拡大行動に推進委員の参加を方針化した支部は、22支部で参加集約の計画は8支部です。

分会目標の設定は28支部、共済推進委員の登録提案は25支部、チラシ・ポスターの活用は26支部に広がっています。荒川支部10月14日時点で、延べ7日間の行動日に18分会・24人以上の共済推進委員が拡大行動に参加しています。

2)「冬イチバン」拡大に共済推進行動を位置づけ、制度利用を広げます

拡大行動に共済推進委員の参加を方針化する支部が広がっています。共済推進を組織確立強化に位置付けた方針の実践を追求していきます。10月までの対話行動を活かし、11月の冬一番拡大行動と合わせて制度利用を広げていきます。

3)どけん火災共済口座登録の推進と各種名簿の活用(再録・補強)

春に続き秋の口座登録を進めます。口座登録者は自動更新となり、コロナ感染防止の観点からも大切な課題です。口座登録者には、500円のクオカードをプレゼントします。

プレゼント対象期間は、11月末までです。未登録者名を記載した口座振替依頼書を9月中旬各支部に配布済みです。また今後、更新終了後の案内にも口座登録用紙を同封し周知します。

4)どけん火災・地震共済 五組合キャンペーン 加入者に記念品をプレゼント

埼玉・千葉・神奈川・京都・東京の五組合では、1月から12月にかけて年間を通じた加入促進をおこなっています。秋の加入促進では火災・地震加入者を対象に、9月から12月をキャンペーン期間として火災共済加入者の応募により、記念品をプレゼント。地震共済加入者は、地震記念品も当たるダブルチャンスです。

5)「冬イチバン」と実増対策へ、総合賠償責任+労災総合の加入キャンペーン【補強】

11月から12月末にかけて、担当代理店と協力した事業所支援として取り組みます。冬一番拡大から年末の実増対策の一環として、現場の安全対策や労災補償の備えに事業主との対話に活かしていきます。損保ジャパンの制度を活用して東京土建のスケールメリットを付加した、東京土建独自の制度設計による二つの制度の加入促進キャンペーンです。

支部を対象に総合賠償責任・労災総合保険それぞれ加入件数と加入率の1位から3位まで記念品をお届けします。2023年の新年度での活用をお願いします。

6)D-LIFE23号を組合員との対話に活かします

今年4月から給付対象を広げた資格講習共済と建築カレッジ・技術研修センター、どけん火災・地震共済の五組合キャンペーンや仲間の作品コンクールなどの共済・厚生文化活動を紹介しています。特集は、親子で楽しむ秋の味覚狩り・さつまいも掘りやリンゴ狩り、インフルエンザの基礎知識、家庭用常備薬等も紹介しています。電子書籍としてどけん共済会ホームページでも公開しています。

全体への配布部数は74254部です。追加を希望する支部は23支部、支部の組織人員と同規模の部数を希望する支部は10支部です。

共済集中行動・「冬イチバン」拡大での組合員・家族との対話に活用します。

7)2022年度第2回担当書記会議【再掲】… 巻末参照

2. 秋の厚生文化活動

(1)第39回仲間の作品コンクール 作品募集期間・10月～12月（再録）

組合員の交流や出番づくりの場として取り組みます。作品募集期間10月から12月、審査機関2月～3月とします。写真の部、課題部門は「私にとっての平和」とします。

【文芸の部】①「短歌」部門、②「俳句」部門、③「川柳」部門

◎一人につき1部門5作品までの応募とします。

【写真の部】①「組合活動」部門、②「スナップ」部門、③「風景」部門

④課題部門「私にとっての平和」平和を感じる確かな瞬間

⇒注意・応募には作品紹介の簡単な文章を添えてください。

◎一人につき1部門3作品までの応募とします。

◎応募作品は、肖像権に抵触しないように注意してください。

◎各部門 A4又は六つ切りなどで応募してください。スマホ写真、デジタルカメラ写真もOK。

(2)第42回将棋大会

4クラス(A、B、C、D)に分かれたトーナメント戦として最大3局の対戦とします。団体戦は取りやめ、各クラス優勝と準優勝の個人表彰のみとします。参加対象は、組合員及び家族です。

[日時]12月4日(日) 受付開始:午後1時、開会:午後1時30分 終了予定:午後4時30分

[会場]けんせつプラザ東京

[参加申し込み]各支部2人以内。【申し込み締め切り】11月24日(木)

チラシ裏面の参加申込書に必要事項を記入し申し込みをお願いします。

[参加費]1人1000円 ※小学生以下は無料です。参加者全員に記念品をプレゼント。

◎ポスター・チラシは10月24日、各支部配布済みです。参加受付を開始しています。

◎今後のコロナ感染を注視し、11月担当中執・部会などで開催の最終判断します。

(3) 映画「わが青春つきるとも」(伊藤千代子の生涯)の紹介

文化団体連絡会(日本リアリズム写真家集団、安保体制打破新劇人会議などが加盟)より「わが青春つきるとも」伊藤千代子の生涯の上映への協力要請がありました。

戦前、権力に抗して反戦と主権在民・女性の権利確立をめざし闘った、実在の人物の物語です。豊島区内での上映です。城北ブロック各支部でのご対応をお願いします。

[日時]12月24日(土) 午前10時～、午後1時15分～ の2回上映となります。

[会場]南大塚地域文化創造館・南大塚ホール

[料金]1000円(電子チケット)当日券・1200円 宣伝チラシを一定数配布します。

(4) 松竹「新春浅草歌舞伎」の紹介

松竹から東京土建組合員限定の特別優待「2023年新春浅草歌舞伎」のご案内です。尾上松也(おのえまつや)等、テレビドラマでおなじみの俳優も登場する予定です。

組合への特別優待日程は、下記の三日間のみです。ご注意ください。

[日時]2023年1月6日(金)午前11時開演、12日(木)午後3時開演、15日(日)午後3時開演

[会場]浅草公会堂

[観劇料]1等席6000円(9500円を東京土建組合員限定の特別価格)

■チケット申し込み期間は、11月18日(金)～11月27日(日)です。よろしくお願いします。

■申し込みは、専用のファックス用紙をお願いします。キャンセルは出来ません、ご注意ください。

■後日、事務連絡でお知らせします。

(5) 前進座九月公演「雨あがる」統一観劇会の結果報告

全公演日程を通じた観劇者総数は、150人目標に対して23支部168人でした。目標達成支部は、葛飾支部、文京支部、台東支部、江東支部、北支部、港支部、大田支部、目黒支部、杉並支部、三鷹武蔵野支部、調布支部、多摩西部支部、西多摩支部、小金井国分寺支部、多摩・稲城支部、清瀬久留米支部、西東京支部、村山大和支部の18支部です。

統一観劇日以外では、9月30日・武蔵野市民文化会館大ホール、10月8日・たましんRISURUホール大ホールでも公演がおこなわれ、三多摩支部中心に取り組みられました。三多摩地域2会場での公演が行われたことで、前進座公演の取り組みが広がりました。

九月公演にご協力・ご参加いただいた、組合員・家族のみなさんに感謝申し上げます。

その5 組織課題、事業所対策、シニア友の会

1. 事業所対策：石川副委員長／事業所対策責任者

(1) 事業所の仲間の組織化にむけて

1) 秋の月間での経験など

日野支部では、事業所組織化の課題に向けて事業所分会執行委員会を月に一度の設定、1日に複数回の設定を設け、顔を合わせながらの会議を開始しました。事業所ニュースなどを活用し、組合の取り組みを伝えながら事業所の取り組みを構築していく場をつくっています。参加した事業主からはもっと他の事業主と話がしたかった、など前向きな意見も聞かれました。

事業所組織化の課題は、事業所だけに任すことなく、支部役員が加わる必要があります。

また、秋の月間中ということもあり、多くの支部が昼間の事業所訪問をすすめる中で36協定への対応を対話しました。この情報を蓄積していくことと、課題を抱える事業所には組合が寄り添いながら対

応していくことが求められます。この間の報告では、特に5人以下の事業所では働き方改革の対応に苦慮する実態が聞かれます。近い将来、建設業界での「働き方が変わっていく」ことへの理解を事業主に求めていくことが必要です。

2)事業所訪問で得た情報を支部内で共有するためにD-Arch事業所管理の活用を

各支部で事業所訪問行動では、オリジナルなアンケートを活用しながら多くの事業所から聞き取りがすすめられています。聞き取りをした中で働き先や取引先、具体的な業種、建設業許可、CCUS登録など基本的な情報はD-Archの事業所管理システムを更新していきましょう。豊島支部では訪問時に対話したことを対応履歴に入力し、書記局内で共有化をはかっています。次の訪問前に対話履歴を参照しながら、事業所とのつながりを深めましょう。

3)事業所組織化課題を支部全体の運動としてすすめよう

年度末までの事業所対策課題を支部で運動方針化と実践をすすめます。業務手続きだけの訪問とせず、「ハガキ要請」や「地域分会への所属異動」などテーマを持って訪問する運動の計画を検討します。直属のままでは組合の運動に結びつきません。まずは直属となっている事業所を地域分会に所属する取り組みに着手していきます。支部地域外事業所には、組合結集の視点から支部異動も視野に入れた直属解消を関係各所の合意の上で取り組みます。そのためには、書記局だけでなく支部役員とともに運動をすすめる運動方針が重要です。あわせて分会内事業所についても分会とのつながりを強める動きをつくりましょう。

事業所が組合に期待する「仕事のつながり」や「自治体対策」、「大手資本対策」など、事業所の力を引き出せる組合の取り組みへの参加、出番づくりを呼びかけましょう。

(2)関係を深め組合定着と活動参加に結び付ける取り組みを

1)新加入者をむかえた事業所にむけて説明会の開催を目指そう

秋の月間に新たな仲間を迎えた事業所に向けては、支部での新加入者説明会の案内をしていきましょう。新加入者が30歳未満の場合は、青年部の積極的な加入案内をすすめます。あわせて技術センターで開催している「新入職者教育」は、初めて建設業の現場で働く仲間には定着に向けた講習です。

入社による新入社員は土建国保に加入していることが多く、土建国保が持っている多くの業務や優位性を伝えながら、組合共済制度や資格講習など組合のメリット紹介、支部独自の取り組みなどを伝えながら、従業員組合員とのつながりのきっかけにしましょう。

2)働き方改革(36行動)は支部での学習会を設定しながら、呼びかけよう

36行動では、零細事業所の事業主からは法令と実態の乖離があり、話がなかなか噛み合わない状況が見られます。36行動に向けては、あらかじめ学習会の計画をお知らせしながら、参加して理解をしてもらう取り組みをすすめましょう。支部独自で開催できない場合は、本部の学習会等を利用しながら、呼びかけをすすめましょう。対応ができないまま法令が始まれば、労使問題を抱えた状態が継続し、これから人を雇用していくことにも対応できない事業所になってしまいます。

本部主催の事業所セミナーでは、第一回目(11月22日)は「新入職～定着まで」をテーマに働き方改革対応を絡めながら、一緒に考えるセミナーを予定しています。セミナーには複数人で参加して現状の意識と法令の違い、自社でどうすべきか考え始めるきっかけになる学習会をめざします。

36行動の資料として、全建総連が作成した「働き方改革パンフレット」を一定数配布します。行動時の説明などに活用ください。

(3) 都心区組織対策委員会

1) 麻布台現場宣伝行動への参加

麻布台現場宣伝行動への参加の中で、港支部組合員(女性)が現場従事者として出会うことができました。今後は現場従事者の相談窓口として、都心区支部での対応と所属組合へ相談を還す役割を担います。また外国人労働者も多くいることが宣伝の中で分かってきました。従事者に宣伝の内容が伝わるような宣伝ボードなどの工夫を行います。

2) 第3回委員会開催

11月15日(火)に3回目の委員会を開催します。組織運営についての困難課題は4支部とも共通課題があることから、テーマごとに4支部での経験交流を行います。

2. シニア友の会の取り組み：鶴沢シニア友の会会長

(1) 秋期の会員拡大と組織強化の取り組みの到達

2カ月にわたる会員拡大と組織強化の取り組みお疲れ様でした。シニア友の会の仲間のご奮闘と、支部・分会の皆さんのご協力に心より感謝申し上げます。秋期(6月～10月末)の到達は、10月25日時点で会員拡大目標460人に対し475人で27支部が目標達成。組織強化目標は、4244人に対し、シニアでも多くの支部で活動が再開され1426人で7支部が目標達成しました。(ニュース参照。最終確定は11月2日)

その6 後継者対策と青年部活動

1. 後継者対策部：土橋後継者対策部長

(1) 杉並支部建設アクションで学校給食費の一部支援が決定

「子供の貧困」が社会問題化する中、公立学校の給食費無償化を求める声が高まっています。物価高騰などが家計にも影響がある中、政府からの具体的な政策は見えません。住民の声に応じて独自に動き出す自治体も増えてきました。杉並支部ではこの間、自治体への要請行動でもこの件を含め懇談を行い地域諸団体の後押しもあり、次年度より学校給食費支援などが決定しました。また、葛飾区でも都市区では初となる学校給食費無償が決定し、生活支援の具体策として広がりが出てきました。これまで都内の学校給食費無償は、奥多摩町、檜原村、利島村、三宅村、御蔵島村で実現しています。後継者対策部でも「子育て世代の要求」を聞き取り、支部の要請に反映させ、自治体の要請・懇談などに結び付けましょう。

(2) 秋の拡大月間での後継者活動など

1) 多摩西ブロックがブロック交流会を開催

今年度から予算化した「ブロックイベント開催援助金」を活用した取り組みが多摩西ブロックで開催されました。BBQを中心とした交流会に26人が集まりました。多摩西ブロックでは以前よりブロック内の交流があり、コロナで交流が止まっていました。仲間のつながり、仕事のつながりを目的として久しぶりの開催で交流を深めました。

2) 各支部でイベント等の交流会が再開、基礎組織とのつながりを具体化

杉並支部では、春に開催した田植え企画からのつながりで「稲刈り&梨狩り」を行いました。定期的に仲間を集まる取り組みを重視し、そのための仲間の訪問を分会と共に行う中でつながりを広げています。足立支部の「釣り大会」では若い世代の参加者が多く、分会役員も一緒に参加して若手層とつながりを深める取り組みとなっています。いずれも基礎組織とのつながりを意識した取り組みとなっています。

3)後継者パンフの活用状況、ほか

9月に後継者対策部から支部配布した「訪問・対話・実践パンフレット」は多くの支部で活用されています。中野支部、品川支部、港支部、渋谷支部などでは、後継者対策部会や分会への配布、中間決起の場や産業対策部関連の会議、など仲間が集まるところでも活用が広がっています。

(3)年末までの重点

1)新加入者と基礎組織のつながりを大事にしよう

新たに仲間になった組合員は、仲間の紹介以外にもチラシや業務利用、SNSなどを通じた加入も多くなってきました。そういった仲間には、所属する分会・群との結びつきをより強める取り組みを行いましょう。新加入者説明会をはじめ、分会での歓迎会やレクへの参加呼びかけ、地域分会に所属し群に定着するまでが大事です。

2)群の課題に着手し、群会議オルグの実践をすすめよう

群役員の対策手立てが必要な群を支部で精査し、後継者対策部の協力を得ながら分会役員とともに群の課題に取り組みすすめてみましょう。群の体制を確立させることが組織強化の第一歩につながります。

3)ブロックイベント・学習を計画、開催しよう

後継者層の仲間のつながりと仕事のつながりを強める、支部間のヨコのつながりで後継者対策部の活動の経験交流することなどを目的に開催を計画しましょう。議長支部が先導して計画と実施へ向けよびかけましょう。

4)「仕事とくらしのアンケート」から後継者層の状況をつかみ、運動実践の具体化を

この間、アクション運動で取り組んだ「仕事くらしアンケート」から40代以下を集約して、子育て世代層の状況をつかみましょう。集約結果を受けて、部会の中でも生活に厳しい状況が無いか、出し合いながら自治体へ要請できることなどを検討しましょう。

(4)第3回拡大後継者対策部会

各支部の経験を全都で学び、全都の後継者対策部長の交流を深めます。部長とともに次代を担う活動家(40代まで)1人を部会に参加をお願いします。 ※詳細は事務連絡します

[日時]11月27日(日) 午前10時～、 [会場]けんせつプラザ東京

[参加対象]支部後継者対策部長、活動家(40代まで)1人もしくは後継者対策担当書記

(5)青年部活動の支援

1)青年部活動推進小委員会を開催します(再掲) ※巻末参照

3回目の小委員会を開催します。秋の月間での活動の把握、担当書記会議運営、次年度にむけた目標や役員対策について話し合います。

2)青年部担当書記会議(一泊研修12/13.14)(再掲) ※巻末参照

詳細は事務連絡にて

3)青年部拡大と定着に有効な青年部チャレ助を活用しよう

この秋の月間では、チャレ助未申請者リストを活用しての青年部拡大・定着が大きくすすみ、申請件数(1月～10月)は、18支部110件、内CCUS特例は10件となっています。昨年同時期に比べ、CCUS特例での申請が、減少しています(※昨年149件、内CCUS特例73件)。また全都で半数の支部の活用に留まっています。

資格講習申し込みや、CCUSカード取得時での、周知・情報共有の方法など組織的な点検をお願いします。

4) 青年部チャレンジ助成金の申請受付は、技術センターから後継者対策部へ

これまで青年部チャレンジ助成金受付は技術センターに送付後、後継者対策部で給付決定を行ってきました。技術センターの事務繁忙も踏まえて、申請受付先を後継者対策部に変更します。問い合わせも踏まえ、後継者対策部までお願いします。(後日事務連絡します)

5) 次年度の体制確立へ懇談、出番づくり、分会部長選出、卒業部員から後継者を

母体としての援助として、①懇談の行う中で、青年部との交流と若者の働き方・生活実態など抱えている課題を把握し、支部の責任として組織的な解決をはかっていきます。②活動家の育成・発掘を明確に位置付け、青年部企画への指導と援助、参加者確保などを行います。基礎組織定着へ向けて、分会との繋がりを強化できるよう、分会や支部イベントでの「出番づくり」を図ります。その中で青年部との接点を支部・分会にひろげ顔の見える青年部とする中で青年部への理解と援助をすすめていきます。③分会総会では、「青年部連絡員(分会部長)」の選出をすすめます。④卒業する青年部員は、分会役員や後継者対策部員などへの選出につながるよう、つながりを継続させていきましょう。

6) 全世代の活動の連携、群・分会の基礎の定着へ

～役員選出を重点に、青年部の再建・交流から活性化した文京支部の経験～

文京支部では、全世代の活躍と連携を再構築するために、分会では後継者対策の部長・副部長の複数体制確立、全分会からの青年部役員の選出を組織強化の方針の重点としています。分会後継者対策部長の選出は、年内に5つの分会で部長・副部長の複数体制へ前進し、青年部役員も5つの分会から選出されました。後継者対策部員が同世代の組合員を訪問する中で、後継者対策部への参加呼びかけ(副部長の選出)や出来ること(立て看板設置の許可)など、継続したアプローチで仲間の結びつきを強めています。

夏のよみうりランドBBQ企画は、分会青年部長(事業所従業員)と分会役員をつなぐことを目的に開催、後継者対策部長が若手と交流をする中で、分会後継者対策部長・副部長の選出につながりました。住宅デー(11月)も、引き続き、青年部員の分会定着も図るために連携をすすめています。

昨年、再建し活性化がすすんだ青年部は、この月間で、青年部役員のつながりによる拡大また、分会オルグ行動、分会役員・青年部交流会(10/20)を開催するなど、全世代の活動の連携と基礎組織強化を両輪に後継者育成が大きくすすみました。(※青年部再建と活動家育成の経験は青年部の項)

2. 青年部：栄部長

(1) 秋の拡大月間到達と特徴点 ※中執別紙議案参照

青年部再建から活動家育成を果たした文京支部

青年を取り巻く状況は、社員化がすすむ中で事業所の雇用される仲間が増え、地元の仲間との結びつきが弱くなっていることは否めません。組合に定着しても仕事をやめてしまい脱退するなど、処遇改善の課題、また卒業がともなう青年部は、その時代によって、青年部活動家(中心メンバー)が少ないなどにより自主的な取り組みが出来ないといった課題があります。こうした課題を克服するために、母体の援助を得る(支部の方針)・青年部OBや後継者対策部との連携、青年部担当書記や書記局の奮闘が求められると同時に、継続したアプローチが重要となります。

文京支部の青年部の再建・活性化の経験として、①組合加入時において、青年部の活動を丁寧に紹介(担当書記)。②要求を聞き出し、復興支援ボランティア活動、ブロック・本部の活動参加から青年部に定着。③活動参加へのアプローチを継続する中で(支部・分会・後継者とも連携)、仲間との交流を深め、組合活動に共感し、青年部の活動はもとより、仕事のつながりでの組合拡大や分会へのオルグ行動など、新たな組合活動家として奮闘しています。④新分会青年部長も同様に、中心メンバーとして定着し、若手の執行委員と一緒に、分会の行動にも奮闘しています。

(2)石綿特別教育(12・11青年部主催・学習会)※再掲・巻末参照

5支部17人を集約しています(10月20日時点)。新歓などのイベントでも、青年部役員・担当書記が新たな仲間を誘って、「命を守る講習だから、一緒に参加しよう!」と呼びかけます。この間会えていない仲間など、積極的に訪問・対話の材料としても活用しましょう。

(3)11月から12月は仲間の結びつき強化月間

多くの支部で活動家の育成・発掘が引き続きの課題であり、秋の月間での新入部員や未結集の仲間の定着へ向けて、11月から12月を「仲間の結びつき強化月間」として位置づけます。年末、年度末にむけて新しい仲間の結集とつながり強化を目指す活動を具体化しましょう。

11月は多くの支部で、新入部員歓迎会が開催されます。12月はクリスマスパーティーや忘年会、ブロックイベントなど計画されています。月間中に話が出来ていない仲間には、石綿特別教育を併せて、「楽しいイベントに参加しよう」と声掛けを行いましょ。SNSも活用しながら訪問・対話を基本に、意識的に絆を深めていきましょう。組織課題の克服・組織強化のためにも、支部役員の参加を呼びかけ、青年部活動の支援をお願いしましょう。

(4)11・20第4回拡大執行委員会 全支部から本部へ結集しよう

けんせつプラザにて、全都の仲間と開催します。平和の学習では、原水爆禁止運動の取り組み、ウクライナ情勢と私たちの仕事や暮らしの影響、組合のたたかひの意義や重要性を学びます。分散会では、全都の経験に学び、交流を深めます。支部青年部の活性化や活動家の育成へ、新たな仲間へも働き掛けを強めて参加者を確保しましょう。※詳細は事務連絡で行います。

(5)新年度の本部役員選出へ向けて、ブロック会議で具体化しよう

ブロック会議の開催状況は7ブロック、13回の開催となっています。

本部役員の選出状況は、9ブロック中5ブロック、7人の選出にとどまっており、本部の運営及び共同団体など様々な活動を継承できるように全ブロックから役員選出で役員体制の確立を目指します。

東部、南部、多摩西、多摩南ブロックは未選出となっています。ブロック会議では、早めに次年度の役員選考をおこないましょう。

その7 主婦の会活動と主婦対策

1. 主婦の会活動：君塚主婦の会会長

(1)秋の拡大月間の到達

10月25日時点の会員拡大では、本部目標369人に対し417人(113%)の成果となりました。組合員拡大では391人の目標に対し551人(140.9%)、行動参加目標は5902人に対し5430人(92%)の到達です。ご協力をいただいた支部・分会役員の皆さん、書記局の皆さんに感謝申し上げます。

(2)当面の日程

1)第8回はたらく女性の東京集会【WEB併用】

[日時]11月5日(土) 午後1時30分～午後4時30分、[会場]エデュカス東京7階ホール

※参加希望の方はお問合せください。ZoomIDをお伝えします。

2)第2回後継者交流会

[日時]11月16日(水) 午前10時～正午(予定)、[会場]けんせつプラザ東京3階会議室

[内容]参加者自己紹介・支部取り組み交流、ヨガ教室(60分)

3)2022東京母親大会

[日時]12月18日(日) 午前11時30分～午後3時30分、[会場]浅草公会堂

2. 主婦対策活動：丸山副委員長／主婦の会担当役員

(1)次年度へ向けた支援をお願いします

主婦の会は新年度に向け、①役員を選出、②方針の作成を始めます。次年度の体制にむけ悩みを抱える主婦の会もあります。各支部では支部役員(会長・副会長・事務局長・事務局次長)、ブロックでは本部常任(ブロック長)を円滑に選出できるように母体と主婦の会の協力体制が取れるように、懇談会を開催し具体的な要望を得て支援していきましょう。

その8 教宣・学習活動

1. 教育宣伝活動：上原教育宣伝部長

(1)支部教宣学習会の開催と分会機関紙発行

9月前半までで9支部が教宣学習会を開催しています。また今後開催予定の支部が7支部あります。自粛を余儀なくされた昨年と比べ、大幅に開催支部は増えています。

分会機関紙は仲間にとって一番身近な機関紙であり、仲間と仲間、仲間と組合を繋ぐ大切なツールです。活動を再開しつつある分会の、分会独自の企画・取り組みなどは、分会紙をきちんと発行しないと情報がきちんと広まりません。分会機関紙が発行できている支部は内容の改善や編集体制の充実をめざして、また全く発行できていない支部は実際の機関紙作りの学習を通して発行を目指していきます。

(2)2022年度「東京土建機関紙コンクール」

今年度も東京土建機関紙コンクールを実施します。選考する部門は①支部機関紙、②支部機関紙掲載の記事(記事賞)、③支部機関紙掲載の写真(写真賞)、④本部「けんせつ」掲載の記事(記事賞)、⑤本部「けんせつ」の忘れえぬこと(記事賞)です。

[応募要領]

2023年新年号および22年2月～12月に発行した支部機関紙から1号を選び(合計2号)※1、各10部を本部に送ってください。支部機関紙掲載の記事、写真については、推薦するもの(3点以内)をコピーし、提出してください。

○応募締切…2023年1月13日(金)本部必着

○審査および結果発表…1月(日程未定)に審査し、「けんせつ」紙上で発表します。

○表彰…第76回定期大会で行ないます。(予定)

※応募要項の詳細については事務連絡します。

(3)支部機関紙の交流

機関紙交流用に設けたグーグルドライブに、継続的に最新データをアップしている支部は6支部となっています。機関紙を1カ月だけでもアップした支部は22支部、まったく活用実績がない支部が14支部となっています。全支部でのアップを呼び掛け、交流を深めます。ぜひ毎号発行1週間以内を目安に、PDFデータのアップをお願いします。

(4) 通信員総会の講演と記事書き実習のテーマ

今月13日に開催する通信員総会では社会起業家の小山田大和さん(小田原かなごてファーム)に、食とエネルギーの自給率や地域活性化などをテーマに講演を依頼しています。講演内容を支部・分会機関紙に掲載するなど活用をお願いします。また記事書き実習のテーマは①「黄金の3年間」が国民にとっての黄金期間となるよう、政治に求めること②今年一番のマイニュース(仮)、とします。各支部から参加する通信員へ伝えてください。

(5) 第63期全建総連教宣委員の推薦

全建総連教宣部で設置している教宣委員会の委員の推薦依頼が来ています。対象は首都圏の教宣実務担当者で、全建総連の取り組みの取材や教宣大学などの講師などを担います。東京土建から古木敦也教宣担当書記を推薦します。

(6) 「あかね!」の原稿料精算について

先月、口頭報告で承認された上記の経過についてあらためてご報告します。

約20年に渡って連載している、けんせつ7面の漫画「あかね!」について、原稿料の未精算分がありました(2022年9月25日付請求(431号)で、2022年10月1日号の掲載分(449号)とのズレがある等)。両者共、気づいていながら長年解決を先送りしてきました。

経緯としては、編集部の求めに応じて、月3本掲載の際に2本分しか請求できなかった、8コマの際に4コマしか請求できなかった、また、カラー原稿をモノクロ分で請求したなどです。作者側は立場の弱さも相まって言い出しきれずに、そのうち編集長も交代となる中、ますます言いづらくなって現在に至ってしまったものです。作者ともあらためて確認した未精算金額35万円を支出して解決しました。

2. 学習制度化委員会報告：石川副委員長/学習制度化委員長

(1) 第2回学習制度化委員会の開催

第2回学習制度化委員会を開催します。労働学校、常任執行委員研修会、分会四役・群三役学習会など支部での学習活動の取り組み交流などを予定します。

[日時]11月8日(火) 午前10時～、[会場]けんせつプラザ東京

[参加]本部学習制度化委員会担当および支部学習制度化委員長

(2) 「建設労働のひろば」124号の発行(再掲・補強)

巻頭論文は、元文部科学省事務次官の前川喜平(きへい)さん。統一教会問題、国葬と合わせて、「安倍政治」の総括がわかりやすい言葉で語られています。特集では、「事業所の組織化への展望」と題して、東京、千葉、埼玉、神奈川の建設労組から取り組み報告が寄せられています。

もう一つの特集は「教育の諸課題」として、教師の過密労働、奨学金や教科書の問題、学校で教えられない労働組合、などの論考となります。その他、「どうなる、ローカル鉄道の廃止問題」、「維新府政下の大阪のいのちとくらし」といったレポートもあります。ぜひお読みください。「ひろば」のご購読は、所属の各支部までお問合せ下さい。

その9 平和と核廃絶、脱原発の取り組み

石村副委員長

(1) 活動報告

活動経過は基調参照

(2) 当面の運動提起(平和と核廃絶・憲法の取り組み・脱原発の取り組み)

1) 集会・諸行動

当面の諸行動を参照ください。

2) 憲法学習会(仮題)「自民改憲案を読み解く ～旧統一協会改憲論との類似性など～」

マスコミ報道(毎日・朝日・東京新聞など)でも指摘されている、2012年自民党改憲草案と旧統一協会の改憲案の類似性を軸に、現在国会で議論されている改憲論の問題点を読み解くため、講師に清水雅彦氏(日本体育大学教授・憲法学)を招き、学習会を開催します。

[日時]11月25日(金) 午後7時開会、[会場]けんせつプラザ東京5階【WEB併用】

[参加]支部5人以上(2号動員・本部は5人まで負担)

※各支部で多くの仲間が参加できるよう特段の配慮をお願いします。

3) 改憲阻止の闘い

①秋の臨時国会での憲法審査会への傍聴行動を日程が決まり次第計画します。

②9条改憲NO全国市民アクション「憲法改悪を許さない全国署名」の目標を追求しよう(再掲)

③継続して毎月の宣伝行動に取り組もう(再掲)

④分会・群でのミニ学習に取り組もう(再掲)

改憲や軍備拡張をめぐる危険な動きや、憲法の持つ価値に対して理解を広げるため、ミニ学習会を各分会群などでも行いましょう。憲法共同センター(全国)が作成したリーフ(先月配布済み)や動画素材(右記)を活用してください。<https://onl.bz/TtypbwV>



4) 全国革新懇全国交流会2022

全国革新懇の交流会が11月19日、20日(土・日)砂防会館ほか会場で開催されます。組織的に参加はしませんが、各支部へチラシを若干枚配布し紹介いたします。

その10 財政活動

丸山副委員長／財政部長

(1) 財政活動

1) 9月末の納入状況について(D-Arch情報:入力処理データより)

拡大月間に突入した9月の納入状況は、当月納入率96.3%(前月96.4%)、前納分が83.9%(前月83.3%)と全都平均では8月の納入対策月と同水準を維持することが出来ていますが、納入環境の違いなどにより依然として前納分で偏りのある支部が見受けられます。現在の納入の決め事と予算執行のルールを改めて確認し、納入率の向上させる手立てを講じる必要があります。

2) 滞納対策・脱退防止と新加入者の組合定着の取り組み

拡大月間でもおこなってきた「困っている仲間を取り残さない」ための相談・対話活動で「声なき滞納・脱退」の防止をおこなう取り組みを引き続き継続していきます。

また、新たに加入した仲間を組合に定着させるためには、はじめの一手が重要となります。まずは身近な組合活動である群会議への参加の誘い込みをしっかりとおこなう体制を築きます。

3) 年末・年度末に向けた納入の課題

これから年末・年度末に向け、納入率を向上が必要となり、組合費収入を安定させていくことが次年度の予算策定に大きな影響を与えるため重要となってきます。当月納入率の基礎となる前納納入率を前進させ、翌月には当月の組合費収入(当月納入)を増加させられるよう、納入対策を強化する方針を提案・確認し、組織強化活動などと一体となった取り組みをしていきます。

4) アスベスト訴訟解決金の会計処理について

10月中執で提案確認された「解決金」の会計処理方法は、この間監査等で指導があった内容などを加味した上で、直接「財政調整基金」への繰入はおこなわず、下記の通り処理致します。

◆直接の振替による不明瞭な流れとさせないための仕訳とします。

①10月中執で確認された解決金(3億)を「寄付金」として雑収入(非課税)として受け入れます。

②上記の同額を予備費より「財政調整基金」へ繰り入れます。

※上記の処理により、収支差額は生じませんが、雑収入と予備費の執行率が大幅に超過することをあらかじめご了承ください。

(2) 備品等の購入について

1) 法被の購入について

長年使用してきましたが、破れや汚れが酷いのとともに枚数に不足が生じていることから、今回購入します。仕様等は現行とほぼ同じとし、大きいサイズも購入します。【別途見積り参照】

2) パソコンの入替について

法定の対応年数を超えて使用している、2016年までに購入した機体について、一部で不具合も生じ始めてきていることから入替おこないます。対象となる台数は16台と多いですが、業務上で必要最小限に抑えつつ、先々の会議運営にも対応出来るようノートPCの比率も多くしていきます。

現在、品薄の状況もありまとまった台数での見積りが間に合っていないですが、価格や諸費用の比較などもおこない選定してします。見積りの状況により金額の報告が前後することになる場合もありますが、あらかじめご了承ください。購入に向けた準備を進める事を事前にご確認ください。

事後承認となる場合もあるかと思いますが、金額が確定し次第、中央執行委員会で報告します。

◆会議日程 … 巻末参照

第5項 機関活動および協議事項

その1. 機関活動

1. 第76回定期大会準備：大木常任中執／大会準備委員長

(1) 大会準備委員の選出

1) 要項

[日時]2023年3月19日(日)の1日開催、[会場]ベルサール東京日本橋イベントホール

2) 大会準備委員会の体制

[大会準備委員長]大木常任中執、[担当専従役員]茂呂総務部長

[事務局]事務局長:根釜主任書記、事務局次長:平良副主任書記、補佐:村本副主任書記

[準備委員]11月中に大会準備委員の選出をお願いします(詳細は事務連絡にて)

3) 第1回準備委員会

[日時]12月16日(金)午後7時より、[会場]けんせつプラザ東京

[参加対象]各支部大会準備委員、大会事務局と委員会責任者

(2) 第76回大会までの流れ

[11月中執]大会の概要(日程、会場)、告知、準備委員会提案

[12月中執]大会の基調、予算編成の基本方針、分科会の内容、大会・代議員選挙告知

[1月拡大中執]大会議案(方針、予算案)討議、大会構成・諸役員、次期役員定数確定

[2月中執]大会・役員選挙告示、大会全議案・スローガン確定

※2月上旬 大会議案入稿、2月下旬 大会議案支部発送

[3月中執]大会日程、体制、その他必要事項確定、提案動画の配信日の告知

(3) 大会代議員数について

第76回大会の代議員定数は、75大会(2021年開催)において「次期(第76回大会)大会代議員の支部ごとの定数は、前年12月末人員の400人につき1人とします(端数200人以上は代議員1人追加、200人未満は切り捨て)」と確認しました。

代議員定数の算定基礎数は2022年12月末人員ですので、12月26日(月)の本部登録終了後に代議員定数を確定し、速やかに支部へご案内します。

1) 特別代議員について

分科会の開催を予定していますが、議事日程や会場の都合により参加者数は、大会運営規程(第31条②)に基づき大会準備委員会が認める範囲までとします。

2) 本部選出の代議員・特別代議員について

① 本部書記局(専従役員:本部役員、書記局:特別代議員)

② 大会準備委員会が参加を認めた者(特別代議員)

※76大会では支部の特別代議員とのバランスを考慮した上で検討します(各組織や原告団など)。

2. 各種委員会

(1) 業務改善検討委員会:中原書記次長/副責任者

1) 第2回業務改善検討委員会 ※再掲・補強

[日時]11月16日(水) 午前10時より オンライン開催となります。

[備考]各支部の要望や意見はブロック選出の委員へ集中してください。

(2) 衛生委員会:中原書記次長/責任者

1) 高ストレス者対応

ストレスチェックの結果、高ストレス者は88人で産業医面談勧奨を実施しています。高ストレスからメンタル不調に至ったケースもあるため、健康維持とメンタル不調を未然に防ぐ観点から、高ストレス者を中心に産業医面談勧奨を改めて実施します。

2) 職場のハラスメント撲滅をめざして学習会を開催

ハラスメントの無い職場環境をめざし、本部書記局会議でハラスメント学習を実施します。学習会は支部からも視聴できる環境を整えますので、希望する支部はオンラインで参加してください。

[日時]12月2日(金) 午前9時30分開始予定、[会場]本部会館(支部はオンライン参加)

[講師]北村社労士(元本部書記次長)、[備考]支部からの参加方法は別途事務連絡します

(3) 人事委員会報告:中原書記次長/事務局長

1) 書記異動希望は11月末までに本部人事部へ

2023年3月26日付異動を希望する書記は、所定の申請用紙で本部人事部宛に申請してください。申請期限は11月末までです。

2) 就業規則改正に伴う答申(改正条文案は資料集)

人事検討小委員会からの答申をうけ、人事委員会でも承認しましたので、就業規則改正について以下のとおり答申します。

① 欠勤期間を休職の扱いとする日数の統一(第25条、第27条)

就業規則第25条(休職)(1)で休職期間を「業務外の傷病による欠勤が引き続き10日を超えたとき」と規定していますが、第27条(欠勤、遅刻、早退の取扱い)2項では「……欠勤が連続して7日を超える場合は、その期間に含まれる土日・休日を加算した日数で第29条の定める休業と同じ扱いと

する」と規定し、2つの解釈が存在しているため、7日間で統一します。

②パート・アルバイトの年末休暇の削除

昨年のパート・アルバイト規程改定で夏期休暇と年末休暇を付与しましたが、年末年始休暇はアルバイトの実態に沿わない点を指摘されていたにもかかわらず精査・調整せず、付与してしまいました。その点踏まえ、主任書記会議で説明と合意形成(支部での協議含む)を実施しましたので、パート・アルバイト年末休暇を削除します。 ※いずれの改定内容文書は資料集参照。

3) 育児・介護休暇法改正に伴う対応

法改正により10月から施行されましたが、調整が間に合わず今回の就業規則改定では見送りとなりました。改めて調整して提案します。

(4) 書記局員給与検討委員会: 茂呂総務部長 / 事務局長

1) 第3回書記局給与検討委員会

[日時] 11月14日(月) 午後7時～、 [会場] けんせつプラザ東京

◆2023年度の臨時の賃金の確定。 ◆この間の議論内容の整理と申送事項の確認。

2) 全書記・職員説明会

[日時] 11月28日(月) 午後7時～、 [会場] けんせつプラザ東京

※不利益変更と解釈される改定があった場合のみ開催します。

3. 裁判関係: 中原書記次長

(1) 森(元書記)裁判

次回期日は11月1日。

4. 共闘関係、対外人事など: 中原書記次長

(1) 春闘共闘関係

1) 国民春闘共闘委員会2023年度年次総会

10月19日、国民春闘共闘の総会が開催され、2022年度会計報告と新年度方針、予算案、新年度役員体制案が確認されました。東京土建からは常任幹事として北川誠太郎書記次長が再任されました。

2) 東京春闘共闘委員会2023年度年次総会

10月28日、東京春闘共闘の総会が開催され、2022年度会計報告と新年度方針、予算案、新年度役員体制案が確認されました。東京土建からは幹事として御崎誠人専従中執が新任されました。

3) 三多摩春闘関係

① 三多摩春闘共闘年次総会

[日時] 11月29日(火) 午後7時～、 [会場] 北多摩西教育会館

[参加対象] 丸山・渡辺、石村副委員長、小坂・檜山・川口常任中執、黒木専従常任、佐藤(正)副主任

② 三多摩春闘共闘会議役員選出

三多摩春闘共闘会議の役員候補として、代表委員に丸山副委員長、幹事に渡辺(義)・石村副委員長、小坂・檜山・川口常任中執、黒木専従常任、佐藤(正)副主任を届け出ます。

③ 三多摩春闘討論集会

[日時] 12月17日(土) 午前10時～、 [会場] 北多摩西教育会館

その2 その他

(1) 人事関連: 中村(哲) 人事部長

1) 書記局人事

資料集参照

2) 本部書記・職員配置変更

大宮職員: 建設政策研究所へ出向

吉田健一郎書記: 技術研修センターから本部へ(共済会支援など)

3) 36協定の締結と報告の課題

本・支部の事業場単位ですすめる36協定締結は、更新日を確認し、締結と労基署への提出、本部への報告をお願いします。

4) 年次有給休暇5日以上取得の状況と対策

支部は12月末までに、対象となる書記・職員に対し、法的に年次有給休暇5日以上の取得義務が発生しています。書記局会議等で取得状況を確認し、5日未満の書記・職員への取得勧奨をおねがいします。支部全体での取得率は76.6%(昨年同月67.2%)でした。

5) 書記教育

① 新任リーダー研修(後期・11/30) 再掲

後期は「運動の作り方」をテーマに研修をします。今回も内・外部講師による招集型の研修です。

[日時] 11月30日(水) 午前10時～、[会場] けんせつプラザ東京

[参加対象] 前期と同様15人

② 新入書記研修(後期・12月21日～23日) 再掲

後期の新入書記研修は前期同様のカリキュラムで実施します。3日目は運動体験として現場宣伝行動、カレッジ説明・見学(23日授業あり)などを予定。

[日時] 12月21日～23日(水～金)、[会場] けんせつプラザ東京

[参加対象] 2022年7月以降入局者

(2) 統制委員会: 石村副委員長/責任者

【支部へ配布する資料】

配布物	配布数	支部到着日	取り組み
2023 年度賃金・仕事と生活をめぐる討議資料	組織人員分	10 月末	11・12 月
インボイス制度宣伝リーフ	組織人員の半分	11 月 18 日	
全建総連「働き方改革パンフ」	支部200部	11 月中旬	36 行動用

(組合日程)

枠で囲んだものは再録

※体調不良の方、濃厚接触者の方は参加を控えてください。

※参加は各自慎重にご判断いただき、マスク着用など予防対策の徹底をお願いします。

※できる限り密をさけ、身体的距離を保ちましょう。

【建設アスベスト訴訟関連】

東京2陣 第6回期日行動

[日時]11月4日(金)12:30～

[場所]東京高裁前

[参加]支部3人(1号動員)

東京3陣 第11回期日行動

[日時]11月11日(金)10:00～

[場所]東京地裁前

[参加]23区支部3人(1号動員)

東京1陣差戻審第4回期日行動

[日時]11月11日(金)14:30～

[場所]東京高裁前

[参加]三多摩支部3人(1号動員)

神奈川1陣差戻し審4回期日行動

[日時]11月22日(火)13:00～

[場所]東京高裁前

[参加]支部3人(1号動員)

東京3陣 第12回期日行動

[日時]12月9日(金)午前10時～

[場所]東京地裁前

[参加]支部3人(1号動員)

東京建材メーカー訴訟 第1回期日行動

[日時]11月25日(金)午後1時～

[場所]東京地裁前

[参加]支部3人(1号動員)

東京2陣 第7回期日行動

[日時]12月22日(木)正午～

[場所]東京高裁前

[参加]支部3人(1号動員)

現場宣伝行動

[日時]11月25日(金)、12月23日(金)、
2023年1月30日(月)、2月24日(金)、3月28日(火)
いずれも午後4時30分より開始

[参加要請]資本従事者を中心に都心区組織対策委員会参加各支部2人、他支部1人(1号動員)

[集合場所]

①飯倉片町交差点「ユアー・パーキング麻布台第2」前
城北・南部・三多摩各ブロック

②飯倉交差点～神谷町駅2番出口付近
東部・江東・西部ブロック

11. 3憲法集会

[日時]11月3日(木・祝) 午後2時～

[場所]国会図書館前周辺

[参加要請]支部5人(1号動員)

物価高騰対策・消費税減税・インボイス中止求める集会

[日時]11月6日(日) 午後1時開会

[集合]都立芝公園23号地集会広場

[要請]支部3人(税経対部員中心に) 1号動員

マイナンバー制度反対連絡会新宿西口宣伝

[日時]11月8日(火) 正午～

[会場]衆議院第1議員会館大会議室(B1)

[参加要請]支部2人(1号動員)

国会行動

[日時]①11月9日、30日(水)、いずれも正午集合

[集合]衆議院第2議員会館前

[要請]支部2人(1号動員)

横田基地にオスプレイはいらない11. 13東京大集会

[日時]11月13日(日)

[会場]福生市・多摩川中央公園

[対象]支部5人(1号動員)

社会保障拡充巣鴨宣伝(社保協)

[日時]①11月14日(月)、②12月14日(水) 正午～

[場所]巣鴨駅前

[要請]23区支部より1名(1号動員)

消費税率引き下げとインボイス制度導入中止宣伝行動

[日時]11月16日(水)

[場所・集合時間・参加] 下記参照(1号動員)

[主催]東京都連

①有楽町マリオン前 街頭宣伝行動 午後12時45分

[要請]板橋・豊島・北・練馬支部より各1人

②渋谷駅(ビックカメラ前)街頭宣伝行動 午後2時

[要請]渋谷・世田谷・目黒支部より各1人

③新宿駅西口 街頭宣伝行動 午後3時

[要請]新宿・中野・杉並・三鷹武蔵野・狛江支部各1人

11.18 予算要求対都行動生活危機突破中央総決起大会

[日時]11月18日(金) 午前9時集合、30分開会

[参加]6000人以上の支部は40人、4000人以上の支部は30人、それ以外の支部は20人(1号動員)

[集合]都庁第2庁舎前を予定

[備考]午後は日比谷公園へ移動し中央集会とデモ

総がかり19日行動

[日時]11月19日(土) 午後2時～

[場所]衆議院第二会館付近

[参加要請]支部3人(1号動員)

第9回中小企業を元気にシンポジウム

[日時]11月26日(土) 午後1時30分～午後4時30分

[会場]けんせつプラザ東京

[参加]オンライン ※本部から行動費支給はありません。

東京都連予算要求統一行動

[日時]11月28日(月) 午前10時～
 [会場]衆議院第1議員会館大会議室(B1)
 [参加要請]支部2人(1号動員)

都議会開会日行動(都民連主催)

[日時]12月1日(木) 正午～
 [場所]都庁第一庁舎前歩道
 [要請]支部より2人(1号動員)

インボイス導入中止 地元国会議員要請行動(都連)

[日時]12月6日(火) 午前10時～
 [集合]衆議院第2議員会館多目的会議室
 [要請]支部2人(1号動員)

大軍拡・改憲を許さない、暮らしを守れ 街頭宣伝行動

[日時]12月9日(金) 正午～
 [場所]新宿駅西口
 [参加要請]新宿・杉並・中野・三鷹武蔵野・狛江支部より
 3人(1号動員)

建設政策研究所「第28回」交流集会

[日時]12月11日(日)～12日(月) 午後1時開会
 [会場]スパリゾートハワイアンズ
 [参加要請]東京土建で50人。(要調整)

12.21 地域活動経験交流集会【WEB併用】

[日時]12月21日(水) 午後7時～
 [会場]けんせつプラザ東京 ほか
 [参加要請]支部5人まで地域活動に携わる役員、書記
 (2号動員)

第5回いのちと暮らしを守る税研集会【WEB併用】

[日時]2023年1月28日(土)、29日(日)
 [参加要請]支部2人(1号動員)
 ※詳細は決まり次第事務連絡します。

定例会議や専門部等の当面の定例会議日程(日程未定・予定は未掲載)

◎会場は記載がない場合は「けんせつプラザ東京」 ◎開始時間は記載が無い場合は「午前10時」より
 ◎参加対象は記載がなければ支部部長(委員長)、本部担当役員など、会議対象の本支部役員
 ◎専門部の担当中執会議の日程については記載しておりません。

[中央執行委員会]

□第9回中執:12月1日(木)
 □第10回中執:2023年1月15日(日)

[常任中央執行委員会]

□11月24日(木)
 □2023年1月5・6日(木・金)、24日(火)

[主任書記会議]

□11月22日(火) ※当初より日程変更となっています。

[書記長・主任書記合同会議]

□2023年1月20日(金)

[産業対策責任者会議]

□12月18日(日)

[賃金対策部]**不払い学習会(関東地協)**

[日時]11月2日(水) 午後1時30分

職種別会合(配管)

[日時]11月21日(月)午後7時～
 [要請]本部PAL会長、支部賃金対策部長、支部執行委員のうち水道、空調、ガス等配管職種の仲間各支部1人

第19回自治体キャラバン学習交流集会

[日時]12月13日(火)午後6時30分～
 [会場]ラパスホール7階会議室
 [要請]支部賃金対策部長を中心に1人(1号動員)

[仕事対策部]**全国災対連主催全国交流集会**

[日時]11月6日(日)午前11時～、オンライン開催
 [参加]自主参加 本部から活動費支給はありません

無料人材紹介所面談

[日時]11月11日(金)午後1時30分

第3回住まいの相談センター連絡協議会

[日時]11月17日(木)

チームナマズ全大会(WEB併用開催)

[日時]11月29日(火)
 [会場]全建総連会館1階大会議室
 [参加]支部ナマズ隊長・副隊長中心に2人(1号動員)

第3回仕事対策部会

[日時]12月22日(木)
 [会場]総連会館1階大会議室

[労働対策部]**第3回労働対策部会**

[日時]11月16日(水)

[技術対策部] ※会場未記載は技術センター**第3回技術対策部会**

[日程]11月10日(木)

東京都連技術対策活動者会議

[日程]12月8日(木) 午後1時30分～
 [会場]全建総連会館

[税金経営対策関係]

税金経営対策部担当中執・税金対策小委員合同会議

[日時]11月10日(木)

[対象]税金経営対策担当中執と税金対策小委員

第3回税金経営対策部会兼第2回活動者会議

[日時]12月8日(木)

[対象]本・支部税金経営対策部長、担当中執
税対小委員、担当書記

【研修関連】

簿記応用講座

[日時]11月4日(金)、8日(火)、15日(火)

※各日ともに午前10時～午後4時頃

[対象]書記・職員、組合加入事業所の経営者・従業員

[受講料]無料(資料代なし)

年末調整研修会

[日時]11月28日(月)

[対象]書記・職員

初めての所得税

[日時]11月30日(水)

[対象]書記・職員、相談員になる組合員

[活動費]相談員になる組合員(1号動員+交通費)
書記・職員は交通費のみ支給

初めての消費税

[日時]12月12日(月)

[対象]書記・職員、相談員になる組合員

[活動費]相談員になる組合員(1号動員+交通費)
書記・職員は交通費のみ支給

NTT達人 使い方研修【WEB併用】

[日時]2023年1月26日(木)

[対象]書記・職員、相談員になる組合員

[活動費]相談員になる組合員(1号動員+交通費)
書記・職員は交通費のみ支給

確定申告相談員研修会

[日時]2023年1月27日(金)

[対象]書記・職員、相談員になる組合員

※組合員は1号動員+交通費

[総合支援センター関連]

第4回経営センター理事会

[日時]12月8日(木) ※部会終了後

[社会保障対策部]

第3回社会保障対策部会

[日時]11月7日(月)

第2回国保実務検討小委員会

[日時]11月25日(金) 午後1時30分～

[参加対象]各ブロック選出の小委員

第2回国保対策担当者会議

[日時]12月5日(月) 午後1時30分～

[参加対象]国対担当書記

[国保組合]

第3回国保担当者研修会

[日時]11月11日(金)

第484回理事会

[日時]11月29日(火)

第485回拡大理事会

[日時]2023年1月26日(木)

[厚生文化部]

2022年度第2回担当書記会議

[日時]11月10日(木)

第3回厚生文化部会

[日時]11月15日(火)

第2回共済制度検討委員会

[日時]11月17日(木)

[対象]本部担当役員、ブロック選出の委員

第42回将棋大会

[日時]12月4日(日) 午後1時～

[参加費]1人1000円 ※小学生以下無料

[組織部]

第4回組織部会

[日時]11月11日(金)

[事業所対策]

働き方改革セミナー3回連続講座(後期)1回目

[日時]11月22日(火)19時～

[備考]WEB併用

[後継者対策部]

第2回青年部活動推進小委員会

[日時]11月14日(月) 午後2時～

第3回拡大後継者対策部会

[日時]11月27日(日)

青年部担当書記一泊会議

[日時]12月13(火)・14日(水)

[会場]農園ファーム(秩父)

[参加対象]青年部担当書記、活動推進小委員メンバー

[青年部]

青年部BBQレク

[日時]11月6日(日) 午前9時30分集合

[会場]タチヒビーチ

第4回拡大執行委員会

[日時・場所]11月20日(日)

[参加要請]青年部員・活動家を中心に支部から5人程度
(執行委員、担当書記含む)

石綿特別教育(青年部主催・学習会)

[日時・場所]12月11日(日) 午前9時～

第5回執行委員会

[日時]2023年1月18日(水) 午後8時～

[場所]多摩南ブロック会場およびWEB会場

第66回定期大会&仲間のつどい

[日時]2023年2月26日(日)
[場所]新宿NSビル地下会議室

[教育宣伝部]

第2回学習制度化委員会

[日時]11月8日(火)

2022年度通信員総会

[日時]11月13日(日)

第4回教宣部会・第3回学習制度化委員会合同会議

[日時]2023年1月11日(水)

第5回教育宣伝部会・機関紙コンクール

[日時]2023年2月12日(日)

[財政部]

第2回財政部会

[日時]12月13日(火)

財政担当者研修

[日時]12月22日(木)

[人事部]

新任リーダー研修(後期)

[日時]11月30日(水)10時～

[会場]けんせつプラザ東京3階会議室

[対象]前期と同様15名

新入書記研修(後期)

[日時]12月21日(水)～23日(金)

[対象]2022年7月以降入局者

新入書記研修(まとめ・2023年3月29日)

[日時]2023年3月29日(水)

[その他委員会など]

WEBを活用した組合PR学習会(情報戦略)【WEB併用】

[日時]11月10日(木) 午後1時30分～

[対象]主任書記または支部HP担当書記、組織担当書記などから各支部1人

書記局員給与検討委員会

[日時]11月14日(月) 午後7時～

業務改善検討委員会

[日時]11月16日(水)

内容

2022年度 第8回 中央執行委員会 議案..... 1

1. 諸行動および諸会議:小番書記長..... 2

2. 財政報告 3

第1項 情勢の概要および重点課題の到達と課題 4

その1. 情勢の特徴:小番書記長 4

その2. 運動重点の補強と今後の課題:小番書記長 15

1. 年末にかけての運動方向と「秋の大運動3つの運動課題」の補強..... 15

第2項 秋の拡大月間の結果と年内の組織建設 17

第3項 重点課題の補足報告と方針の補強、集会・会議など..... 17

その1 産業民主化運動 17

その2 社会保障の課題、生活向上と国民運動 木村書記次長 25

その3 当面の諸行動、中央集会、諸会議等 茂呂総務部長 28

第4項 各分野、各専門部から当面の行動提起ほか 31

その1 産業民主化の課題 31

1. 賃金対策部:小坂賃金対策部長 31

2. 仕事対策部:後藤仕事対策部長 34

3. 労働対策部:川口労働対策部長 38

4. 技術対策部:佐藤(里)技術対策部長 41

その2 税金経営対策の取り組み 大木税金経営対策部長 45

1. 活動報告 45

2. 当面の活動 45

3. 総合事業支援センター 46

その3 社会保障の課題	47
1. 社会保障対策部:千葉社会保障対策部長	47
2. 国保対策委員会報告:田村専従常任中執	50
3. 国保組合報告:木村書記次長/専務理事	50
その4 厚生文化活動・どけん共済 塩野厚生文化部長	51
1. どけん共済	51
2. 秋の厚生文化活動	53
その5 組織課題、事業所対策、シニア友の会	54
1. 事業所対策:石川副委員長/事業所対策責任者	54
2. シニア友の会の取り組み:鷗沢シニア友の会会長	56
その6 後継者対策と青年部活動	56
1. 後継者対策部:土橋後継者対策部長	56
2. 青年部:栄部長	58
その7 主婦の会活動と主婦対策	59
1. 主婦の会活動:君塚主婦の会会長	59
2. 主婦対策活動:丸山副委員長/主婦の会担当役員	60
その8 教宣・学習活動	60
1. 教育宣伝活動:上原教育宣伝部長	60
2. 学習制度化委員会報告:石川副委員長/学習制度化委員長	61
その9 平和と核廃絶、脱原発の取り組み 石村副委員長	61
その10 財政活動 丸山副委員長/財政部長	62
第5項 機関活動および協議事項	63
その1. 機関活動	63
1. 第76回定期大会準備:大木常任中執/大会準備委員長	63
2. 各種委員会	64
3. 裁判関係:中原書記次長	65
4. 共闘関係、対外人事など:中原書記次長	65
その2 その他	66
(組合日程) 枠で囲んだものは再録	67
定例会議や専門部等の当面の定例会議日程(日程未定・予定は未掲載)	68